

第百十三回国会 衆議院 内閣委員会 議録第六号

昭和六十三年十月十一日(火曜日)
午前十時二十分開議

出席委員

委員長 竹中 修一君
理事 近岡理一郎君
理事 戸塚 進也君
理事 宮下 創平君
理事 竹内 勝彦君
大村 襄治君
玉沢徳一郎君
村井 仁君
角屋堅次郎君
井上 和久君
川端 達夫君
柴田 睦夫君

厚生省保健医療
局管理課長 矢野 朝水君
通商産業大臣官
房情報管理課長 桐山 正敏君
郵政大臣官房文
書課長 谷 公土君
自治大臣官房情
報管理官 小林 敏君
内閣委員会調査
室長 岩淵 静君

出席國務大臣

(國務大臣
國務庁長官)

出席政府委員

総務庁長官官房
長 山田 馨司君
総務庁行政官理
局長 百崎 英君
総務庁行政官理
局長 重富吉之助君
総務庁統計局長 田中 宏樹君

委員外の出席者

警察庁長官官房
企画課長 菅沼 清高君
経済企画庁国民
生活局消費者行
政第一課長 川名 英子君
法務大臣官房秘
書課長 長山 頼興君
外務大臣官房領
事移住部旅券課
長 伊藤 庄亮君
文部省高等教育
局大学課長 泊 龍雄君

委員の異動

十月十一日
補欠選任
河本 敏夫君
同日
補欠選任
玉沢徳一郎君
同日
補欠選任
河本 敏夫君

九月二十二日

行政機関の休日に関する法律案(内閣提出第九
号)
一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出第一〇号)
同月十二日
恩給の改善に関する請願(伊吹文明君紹介)(第
七九六号)
同外二件(大石千八君紹介)(第七九七号)
同(森田一君紹介)(第七九八号)
同(森田一君紹介)(第七九八号)
同(木村義雄君紹介)(第八七九号)
同(月原茂雄君紹介)(第八八〇号)
同(柳沢伯夫君紹介)(第八八一号)
同(大野功統君紹介)(第九二五号)
国家秘密法案の再提出反対に関する請願(田川
誠一君紹介)(第七九九号)

同(田川誠一君紹介)(第八四七号)
同(新村勝雄君紹介)(第九三五号)
同月十六日
恩給の改善に関する請願(原田昇左右君紹介)
(第九五四号)
同(麻生太郎君紹介)(第九九〇号)
同(川崎二郎君紹介)(第一〇二三号)
同(倉成正君紹介)(第一〇二四号)
同(谷垣禎一君紹介)(第一〇二五号)
同(野中広務君紹介)(第一〇二六号)
同(山下元利君紹介)(第一〇二七号)
国家秘密法案の再提出反対に関する請願(菅直
人君紹介)(第九五五号)
同月十九日
恩給の改善に関する請願(左藤恵君紹介)(第一
一〇一号)

同(野呂昭彦君紹介)(第一〇二二号)
同(藤波孝生君紹介)(第一〇二三号)
同(奥田幹生君紹介)(第一〇七六号)
同(北川正恭君紹介)(第一一七七号)
同(櫻内義雄君紹介)(第一二〇二二号)
同(上村千一郎君紹介)(第一二九八号)
同(大野明君紹介)(第一二九九号)
同(金子一義君紹介)(第一三〇〇号)
同(木部佳昭君紹介)(第一三〇一五号)
同(栗原祐幸君紹介)(第一三〇二二号)
同(左藤恵君紹介)(第一三〇三三号)
同(斎藤斗志二君紹介)(第一三〇四四号)
同(塩谷一夫君紹介)(第一三〇五五号)
同(杉山憲夫君紹介)(第一三〇六六号)
同(竹内繁一君紹介)(第一三〇七七号)
同(塚原俊平君紹介)(第一三〇八八号)
同(戸塚進也君紹介)(第一三〇九九号)
同(中山太郎君紹介)(第一三一〇号)
同(中山利生君紹介)(第一三一〇号)

同(原田憲君紹介)(第一三二二二号)
同(原田昇左右君紹介)(第一三二二三号)
同(東力君紹介)(第一三二四四号)
同(松田岩夫君紹介)(第一三二五五号)
同(武藤嘉文君紹介)(第一三二六六号)
スパイ防止法制定に関する請願(細田吉藏君紹
介)(第一一七五号)
同(小泉純一郎君紹介)(第一二〇〇号)
同外三件(櫻内義雄君紹介)(第一二〇一七号)
国家機密法制定反対に関する請願(安藤巖君紹
介)(第一二二九号)
同月二十日
旧治安維持法等による犠牲者の賠償に関する請
願外一件(藤田スミ君紹介)(第一四一七号)
国家機密法制定反対に関する請願(安藤巖君紹
介)(第一四一八号)

国家秘密法案の再提出反対に関する請願(岩佐
恵美君紹介)(第一四一九号)
同(松本善明君紹介)(第一四二〇号)
旧軍人軍属恩給資格者救済に関する請願(渡辺
秀央君紹介)(第一四五三三号)
恩給の改善に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第
一四五四号)
同(小沢辰男君紹介)(第一四五五号)
同(奥野誠亮君紹介)(第一四五六号)
同(熊谷弘君紹介)(第一四五七号)
同(佐藤敬夫君紹介)(第一四五八号)
同(塩川正十郎君紹介)(第一四五九号)
同(武村正義君紹介)(第一四六〇号)
同(中西啓介君紹介)(第一四六一号)
同(中村喜四郎君紹介)(第一四六二二号)
同(一階俊博君紹介)(第一四六三三号)
同(丹羽雄哉君紹介)(第一四六四四号)
同(額賀福志郎君紹介)(第一四六五五号)
同(葉梨信行君紹介)(第一四六六六号)

同(前田武志君紹介)(第一四六七号)
同(松永光君紹介)(第一四六八号)
同(宮里松正君紹介)(第一四六九号)
三沢米軍基地に配備されているF16の飛行訓練中止に関する請願(石井郁子君紹介)(第一七二一号)
は本委員会に付託された。

九月十四日

国家機密法制定反対に関する陳情書(北海道函館市東雲町四の一三函館市議会内出町国議(第一号))
防衛費の対国民総生産比一パーセント枠厳守に関する陳情書外一件(北海道函館市東雲町四の一三函館市議会内出町国議外一名(第二号))
岩国基地における米軍艦載機の着艦訓練に伴う騒音障害の防止に関する陳情書(山口市滝町一の一山口県議会内河村五良)(第三号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律案(内閣提出、第百十二回国会法第八二号)
統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十二回国会法第八三号)

○竹中委員長 これより会議を開きます。

第百十二回国会、内閣提出、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案、及び統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を求めます。高島総務庁長官。

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律案
統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○高島国務大臣

ただいま議題となりました行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案、及び統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案について、一括してその提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案について御説明申し上げます。

我が国におきましては、近年、社会における著しい情報化の進展を背景として、行政機関においても個人情報の電子計算機による処理が拡大し、行政運営の効率化や行政サービスの向上に大きく寄与しておりますが、一方で、従来の手作業による処理には見られない電子計算機処理の特性から、個人の権利利益の侵害のおそれと、これについての国民の不安感の存在が指摘されているところであり、

このため、電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、臨調答申でも指摘されている行政に対する信頼性の確保を図ることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的であります。

この法律は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものであります。

第二は、個人情報の電子計算機処理に関する事項であります。

行政機関は、所掌事務を遂行するため必要な限度において、かつ、できる限り目的を特定して個人情報ファイルの保有をすることとし、総務庁長官は、一定の事由に該当する場合を除き、個人情報ファイルの保有目的、記録項目等について公示することとしております。

また、行政機関の長は、個人情報の安全及び正確性を確保するよう努めなければならないとともに、個人情報保護の原則として個人情報ファイルの保有目的以外の目的のために利用し、または提供してはならないこととしております。

第三は、個人情報の開示及び訂正等であります。

行政機関の長は、本人から、個人情報の開示請求があったときは、原則としてこれを開示することとし、訂正等の申し出があったときは、調査し、その結果を通知することとしております。

第四に、法施行の統一性を確保するため、総務庁長官は、資料の提出及び説明を求め、意見を述べることができるとしてあります。

第五は、この法律の規定の適用除外であります。

統計法に基づく統計調査によって集められた個人情報及び統計報告調整法に基づく統計報告の徴集によって得られた個人情報については、この法律の規定を適用しないものとしてあります。

第六に、地方公共団体及び特殊法人が個人情報の電子計算機処理を行う場合には、国の施策に留意しつつ、所要の措置を講ずるよう努めなければならないこととしてあります。

次に、施行期日等についてであります。

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、個人情報の開示及び訂正等に係る規定については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしております。

続きまして、統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢の変化に即応し、統計行政の円滑な運営に資するため、統計調査に係る秘密の保護を図る等所要の措置を講じ、被調査者の統計調査に対する信頼を確保することが求められております。

このような要請にこたえるとともに、ただいま御説明申し上げました行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に関連して、統計関係法令においても別途所要の規定の整備を図る必要があるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、指定統計調査以外の統計調査等につきましては、現行法上秘密の保護に係る規定が整備されていなかったことから、その秘密の保護を図ることとしてあります。

第二に、指定統計調査以外の統計調査等によって集められた調査票等につきましては、現行法上その使用規制に関する規定が整備されていなかったことから、統計上の目的以外に使用することを規制することとしてあります。

第三に、指定統計調査等によって集められた調査票等の滅失、漏えい等を防止するため、調査実施者が適正な管理を行うこととしてあります。

その他、この法律案におきましては、統計調査の運営上必要な規定の整備を行うこととしてあります。

以上が、これらの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○竹中委員長

これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○竹中委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田口健二君。

○田口委員 私、ただいま議題になりました。いわゆる個人情報保護法案について、質問をいたします。日本社会党・護憲共同としては私がトップバッターになりますので、一わたり全体の部分についてお尋ねをいたしたいというふうに思いますので、簡潔にそして明確にお答えをいただきたいと思ひます。

最初に、具体的な部分に入る前に基本的な事項について二、三点お伺いをいたしたいと思ひます。

第一の点であります。高度情報社会の著しい進展によって過度の情報の集中化や商品化が生じておることは改めて言うまでもありません。また、国の行政機関においてもさまざまな分野で個人情報の電子計算機による処理が行われ、利用されるに至っております。しかし一方で、個人情報が大量に行政機関で保有され、利用されるようになったことに伴って、国民のプライバシー侵害のおそれが高まり、不安感が広がっていることも事実であります。本法案の提案理由説明の中にもそのことはあつたとおりであります。このようなことから、今日、個人情報の保護のために立法化を図ることは時代の要請に応じた極めて重要なことだといふふうにも考えております。このような法律は我が国の行政制度の中でも新しい分野のものであり、それだけにまた慎重を期さなければならぬといふふうに考えています。

今回の法案提出に至るまでにはさまざまな具体的な検討が加えられてきたといふふうに考えています。そこでまず最初に、今回の個人情報保護法案を提出された背景、これまでの経緯、その必要性について、政府の見解をお伺いしたいと思ひます。

○高島国務大臣 ただいま田口委員から御指摘のように、行政機関におきまして電子計算機処理をされておる内容というものは非常に拡大したところとありまして、昭和六十二年一月

現在、十五省庁が保有しておりますものは約一千二百九十八万ファイル、約十二億件という膨大な量に上っております。その内容といたしましては、年金とか保険とか旅券とか国税、出入国管理、犯罪捜査、医療、教育行政等、ほとんどすべての分野で電子計算機処理が行われておる、そのような内容になっております。

電子計算機処理の特性といたしまして、大量、高速処理が行われておる、あるいはまた集中、結合しないしは検索及び遠隔処理が容易に行われるということがあります。さらに、記録処理のブラックボックス化があるということでもあります。このようなことから、ただいま御指摘のように国民の不安感あるいは個人の権利利益の侵害、こういうことについて国民の間にいろいろな御意見がございます。昭和六十年の総理府世論調査というのが手元にございますが、これによりますと、コンピュータの利用に伴ひまして、プライバシーの侵害が多くなりそうだと不安を持っておられる回答が六九%、あるいはまた行政機関における個人情報保護対策が必要だ、こういう回答が七六%、このような数字が出ておるところであります。

こうしたことを背景にいたしまして、私どもといたしましては、どうしてもこの際国民の不安感あるいは個人の権利利益の侵害、こうしたことを政府の立場において防止する施策が必要である、このように考えているところでございます。

この法案成立の背景といたしましては、既に五十二年一月に事務次官等会議の申し合せという形でこれを取り上げておりました、各省庁が講ずべき事項の大綱を示しました電子計算機処理データ保護管理原則というのを一応定めたわけでありまして、その後OECD理事会勧告というのが五十五年九月にございまして、いわゆる八原則というのが示されておるところであります。

国内的に見ますと、これら情報につきましてオンライン化等が進みましていろいろな形で利用がされる可能性がある、あるいは国際的には、国

際間における情報の流通というふうな事態もOECD加盟各国においては現に存在するわけでありまして、したがって、そこにおいて個人の権利利益が侵害されないような適切な規制が必要である、このように考えたところでございまして、なおかつまた、臨時行政調査会の最終答申、これは昭和五十八年三月でありまして、この答申の中においても、個人データ保護に係る制度的方策について積極的に対応すべきであるという提言がなされております。さらにまた、これを受けていた累次の行革大綱におきまして、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護の制度的方策につきましては法的な措置を行うための具体的検討を引き続き行うということを政府といたしまして閣議決定いたしましたところでござい

ます。

これらの諸決定を踏まえまして、政府内部において協議調整を進めました結果、今年四月二十八日に行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案を閣議決定をいたしました。これが今日の経緯でございます。

○田口委員 次に、今大臣の御答弁の中にもありましたが、一九八〇年にOECDの理事会がプライバシー保護のための勧告を出されたといふふうに私も聞いております。また、諸外国においても、こうした国民の不安感に対応するために個人情報保護のための法律というものが数多く制定をされておる、こういうふう聞いておるわけでありまして、そういう点から見れば、今回の法案の提案は諸外国に比べて少し遅きに失したのではないかと、こういう感も少しないわけでありまして、

そこで、今申し上げましたOECDの理事会勧告の内容、また欧米諸国における法律制定の内容、これは相当数があるかと思ひますから、もう少し詳しくはできないと思ひますが、概要についてわかつておれば御説明をいたしたいと思ひます。

○百崎政府委員 OECD勧告の出されました背景と内容でございますが、欧米諸国におきましては、一九七〇年代に入りまして国際データ通信というものが本格化した。その結果、先ほど大臣から御説明がありましたように、一国民のデータがほかの国に流れて、そこで蓄積され利用される、こういった状況を生み出したわけでございます。そのために、プライバシーの保護とかあるいはそういったデータの無制限な国外流出を規制する問題と、データの自由な国際流通、この二つをどういふふうに関和させるか、そういうことが国際的に問題になりまして、そういう観点でOECDにおきましても専門委員会を設けてこの問題を検討いたしました。先ほど先生おっしゃったような一九八〇年の理事会勧告が出されたわけでございます。

勧告の主な内容は、一つは、加盟各国がプライバシー保護のための法的措置を講ずること、それからプライバシー保護の名目で個人データの自由な国際流通に対する不当な障害を設けないこと、こういったことを勧告いたしております。

その勧告の附属文書といたしましてはガイドラインが示されているわけでございますが、その内容は、先ほど先生おっしゃいましたように、OECDの八原則というものでございまして、収集制限の原則、データ内容の原則、目的明確化の原則、利用制限の原則、安全保障の原則、公開の原則、個人参加の原則、責任の原則、こういった八原則が示されているわけでございます。

それから次に、諸外国における個人情報保護法の制定状況とその内容でございますが、国のレベルでは、一九七三年にスウェーデンで初めてデータ法というものが成立いたしました。その後アメリカを初め西ドイツ、カナダ等々の国において、次々と法律が制定されました。OECD勧告の後は、現在ではOECD加盟二十四カ国のうち十三カ国が個人情報保護法を定めているという状況でございます。なお、サミット加盟国の中では日本とイタリアだけがまだ未制定、こういう状況にな

っております。

これらの諸外国における個人情報保護法の内容を見ますと、これは国情によつていろいろ違ひがございすけれども、基本的には個人情報を対象として、その保有規制あるいは利用、提供の制限、安全、正確性の確保、それから個人情報のファイルを示すとともに自己情報の開示あるいは訂正を制度化する、こういった基本的な仕組みの点におきましてはたゞいま御審議いただいております法案と類似したような内容になっております。

○田口委員 今局長の方から諸外国の状況並びにOECDのガイドライン、八原則と俗に言われておりますが、概要についてお話があつたのであります。これは大臣にお尋ねをいたしたいと思つたのであります。私も、この法案が提案されてから、先ほどのOECD理事会の勧告いわゆる八原則あるいは諸外国の法律の中身、こういったものとの比較をしてみたのです。ところが、今回の法案というものはOECDの原則から見てもあるいは諸外国の事例から見ても随分立ちおくれであると感じます。果たしてこれで題名のとおり個人情報保護法案と言えるだろうか、極論をするならば逆ではなからうか、こういう感すら実はしないわけでもないのです。

大臣は本年の五月に欧州に視察に行かれたと私も聞いておりますので、そういう諸外国の現在の法律の状況から見て、この法案については一体どういうお考えをお持ちでしょうか。私は率直な大臣の所見を伺いたいと思つております。

○高島国務大臣 たゞいまOECDの勧告あるいは諸外国の法律に比べて大分立ちおくれしているではないか、あるいは先ほどの御質問の中に、そもそものが制定の時期そのものも遅いではないか、こういう御指摘がございました。

実は日本の行政のあり方と欧米の行政のあり方との間には若干の相違がございまして、日ごろ大変おしかりを受けているところであります。日本はいわゆる縦割り行政の意識が非常に強うござ

いまして、それぞれの省庁が持つております情報を横に流すということについて従来非常に閉鎖的でありました。それに対して欧米各国におきましては、いろいろな情報を相互間におきまして利用するということが日本よりかなり積極的でありました。政府レベル、国家レベルではなくて、地方レベルにおける問題として一番最初に個人情報保護法を制定いたしましたのはドイツのヘッセン州であります。私、このヘッセン州に参りました。その担当官といふいろいろな意見交換をいたしましたときに、なぜヘッセン州が最も早くこの個人情報保護法の制定に踏み切つたのかということにつきましては質問をいたしましたところ、それは、持つております情報が相互にそれぞれの所管以外のところで利用される、いわゆるドイツ的な考え方かもしれませんが、その方が非常に効率的である、こういうふうな考え方が非常に強くなつてきた、このまま放置いたしますと、個人の情報がそつくりいろいろなところで利用されることになると、それはひいては個人のプライバシー侵害につながるではないか、したがつて何らかの抑制措置が必要である、規制が必要である、こういうことを強く意識したために自分たちはいち早くこの法律を制定したんだということを申し上げておりました。

先ほども申し上げましたように、現にヨーロッパ各国におきましては、例えばこの前もテレビで放映したとおりまして、私、見ておりましてびっくりしたのであります。国境を越えての臓器の提供ですね。腎臓でありますとかその他、そういうのが適合性があるところがわかれば国境を越えて急速にヘリコプターで運んで手術をやる。そのためには個人のそういう病歴についてのデータが集中的に、いわゆる国境を越えた管理が行われなければならないわけでありまして、そのようなことが非常に進んでいるために、OECDにおいてガイドラインを設定して勧告をしたという経緯がございす。

それに対して日本の方は、先刻申し上げま

したように、どちらかと申しますといふゆる縦割り行政で、横に情報が流れることについて今日まで非常に閉鎖的であつた。そういう伝統を踏まえまして、今回私も総務庁といたしましては、諸外国の立法例、OECDの勧告、それらにできるだけ沿う形で各省庁の理解を得ながらこの法律案をまとめたというものでございまして、基本的にはOECDのガイドラインを踏み外すものではない、大体その線に沿つたものであると考えておるところであります。それで、個人情報ファイルにつきましてはできるだけ公開する、公示をするといふことにはいたしておりますが、自己の情報の開示請求権を規定しているとか、個人情報ファイルの保有目的以外の利用、提供を原則的に禁止をするなど、それぞれガイドラインに沿つた措置を講じているものと理解しております。

○田口委員 たゞいまの点は、一番最後に改めて私はもう一度大臣の御見解をいただきたいと思つております。

続いて、プライバシー権といふものについて政府の考え方をちよつとお尋ねをしたいと思つております。

プライバシー権といふものと、私どもは普通ひとりにしていてもいろいろ権利であるとかむやみに私生活を暴かれぬ権利、こういうふうな大体考えてきたわけでありまして、しかし、コンピュータなどの情報通信機器の発展によつて、今までは考えられなかつたような形で情報の集中や流通が起るようになってまいりまして、考え方を變えなければならぬようになってきているのが現状ではないかと思つております。現代のコンピュータ技術によれば、ほんの少しづつ情報の収集し組み立てれば一人一人の人間が完全に浮き上がってくる。そのことによつて本人に大変な被害を与えることもあるわけでありまして、

そこで、今まで言われてきたひとりにしていてもいろいろ権利ではなくて、自分で自分の情報をコントロールする権利、いわゆる自己情報コントロール権といふのが現在のプライバシーについての

考え方であるといふふう言われておるわけですが、OECDの原則といふものもこういったプライバシーについての考え方を整理したものであつて、こういう言い方もされておるわけでありまして、この自己情報コントロール権といふものについて政府はどのようにお考えになつておるか、それをお尋ねしたいと思つております。

○高島国務大臣 私は法律学者じゃございせんので、プライバシーの権利についての概念を問うと言われましても、的確な答えができるかどうか甚だ心もとない次第であります。ただ、私どもが考えておりますのは、いわゆるプライバシーといふものの全体についての保護ということになります。これはどうも総務庁として手の届く範囲よりもはるかに大きなものである、したがつてプライバシー全体の保護という観点については今後いろいろと御検討いただかなければならぬ。だつて、このように思つております。ただ、政府が保有しております個人情報のうち電子計算機で処理されておるものについて、これを利用して適当な規制をしないでおきますと個人の権利利益を侵害することになるではないかというおそれがあるというところに対しては、この際きちんとした規制をかけようというのが今回の考え方でございます。

したがつて、プライバシー保護という点から見ればまだ手をつけていない範囲が非常にたくさんあるではないか、こういう御指摘があればそれは当然のことだといふふうに思ひます。しかし、私ども総務庁として、現在政府が持つておるものについて、既にこれだけ膨大な情報量を持つておりますので、やはりこれは今規制をしなければいかぬ、こういう考え方に基いて御提案を申し上げたものであります。先刻御指摘がありましたような自己情報コントロール権を含むものであるという考え方がございまして、当然承知をいたしております。

○田口委員 先ほどの大臣の御答弁の中にもちよつと触れられておつたのであります。情報化社

会の中で国民が抱いているプライバシー侵害の不安というものについて、さまざまな問題点があるというふうに思っております。先ほど若干大臣からお答えをいただきましたが、この辺の把握について、総務庁としてはどのように国民の意識というものを把握しておるのか、この辺をひとつお尋ねいたします。

○百崎政府委員 先ほど大臣から若干紹介を申し上げましたが、そういう意味で重複するところがあるかと思いますが、政府におきましては、個人情報保護対策についての国民の意識を把握するために、昭和六十一年の七月に総務府で世論調査を行っております。その結果によりまして、一つは、コンピュータの普及に伴って約七割の方が、コンピュータの利用によるプライバシー侵害が多くなりそうだと、こういう不安感を持っておられます。それからまた、国の行政機関や地方公共団体に対して安心して個人情報をお知らせできるというものが過半数を占めておりますけれども、何らかの個人情報保護対策を求めるといふ方が八割近くを占めるに至っております。このほか、国の行政機関に対する保護対策の内容につきましては、利用状況の原則公開とか目的外の利用制限、あるいは閲覧、訂正の機会を設ける等々、六項目につきましていずれも半数以上の方がその必要性を指摘している、こういう結果が出ております。

○田口委員 それでは、法案の具体的な内容についてこれから質問していきたいと思っております。

まず、プライバシー保護の原則で何よりも大事なことは収集制限の原則であるというふうに思っています。これはOECDのいわゆるガイドラインの中でもまず最初にそのことが明確にされておるわけですが、ところが、今回の法案には、最も大事であるところの収集制限の規定というものが設けられていないのです。これは一体どういうことなのか、まず、そのことから伺いをいたしたいと思っております。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

収集制限の原則と言われておりますが、この収集制限の原則については、OECD理事会の勧告を見ますと内容が二つに分かれており、一つは、情報の内容による制限でございます。これにつきましては、OECDの理事会の勧告では、個人データの収集には制限を設けるべきであるとされております。

それからもう一つは、収集の手段による制限でございます。方法といいますが、そういう制限でございます。これにつきましては、OECD理事会の勧告では、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によつて、かつ適当な場合には、データ主体に知らしめ又は同意を得た上で、収集されるべきである、こういうふうになされておるわけでございます。

そこで、まずセンシティブ情報を含めました情報の内容による制限について、私どもの考え方を申し上げたいと思っております。

思想、信条、宗教等のいわゆるセンシティブ情報と言われているものに關しましては、OECD理事会の中でも大変な議論があったようでございまして、結論的には、個人データの収集には制限を設けるべきであるということだけ規定しております。その制限の内容をどうするかという点については各国の裁量にゆだねておるわけでございます。

私どもが今度提案しました本法案の場合で申し上げますと、第四条に、個人情報ファイルは、法律に定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り保有することができ、かつ記録される項目も必要最小限度のものでなければならぬ、こういうふうに書いておりました。保有の制限によつて実質的に収集の制限をしているというふうに考えておるわけでございます。そして、その中にセンシティブ情報というものも含めて考えておるわけでございます。

また、行政機関が個人情報についてその保護を図ります場合には、センシティブ情報について仮

に規定を法案で設けるといたしましたが、適用除外を設けざるを得ないわけでございます。なぜならば、行政機関のある行政では、どうしても個人の思想、信条、宗教等について調べる場合がある分野がございます。したがって、そういう規定を設けざる場合は例外規定を設けねばならぬというところでございまして、本法案の第四条で、所掌事務の範囲内でだけしか情報を保有することができないとしておることで、その収集の制限はかかっていると考えるわけでございます。

なお、念のために申し上げますと、西ドイツとかカナダのような場合は、行政機関だけが今度のプライバシー法案の対象でございまして、行政機関が所掌事務の範囲内で法律に基づいて個人情報収集を行う場合については、何ら制限が設けられていないというところでございまして、

長くなって申しわけございませんが、それから第二点目の情報の収集手段による制限でございますが、私どもがこの規定を設けなかった理由は、日本の行政というものは、法律による行政の原理といたしまして、法律の規定に基づいて行政を行う、こういうふうになっておりますので、当然に行政というものは適法かつ公正に行われる、わざわざその収集手段による制限を設けなくてもいいというところで、設けなかったわけでございます。なお、行政機関のみを対象としておりますアメリカ、カナダでは、個人情報保護法につきまして、このような収集の手段による制限というものの規定は設けていないわけでございます。

なお、収集の制限に關してはデータ主体、本人確認、本人に同意を得た上で集めるという規定がございますが、これにつきましても、私ども日本の場合、本人の申告とか本人からの直接の個人情報収集というものはほとんどである。それからもう一つ、先ほど申しましたように、ある行政分野ではどうしても第三者からの個人情報収集をしなければならぬ場合がある。例えて申しますと、犯罪捜査等の場合でございます。それからもう一つは、確かにその本人通知とか本人同意とか

そういう収集制限のことに關連する規定を設けなければ、国民の個人情報の保護に關する不安感が解消したり、その個人の不利利益等を防止することはできないという御意見もございまして、本法では政府の持っている個人情報ファイルは、できるだけ公示する、そして利用、提供は原則禁止する、それから開示請求があった場合には開示に応ずる、そういうことを規定しております。それから、それらの方法によつても対応は可能であるというふうな考え方をしております。我が国と同じような考え方から、スウェーデンとかイギリスでは本人同意という規定は設けられていないわけでございます。

○田口委員 余り長かったので、何を言っているのか私はずっとよく理解ができなかったのです。一口で言うなら、四条で一応この収集制限の歯どめがかかっている、こういうことも言いたかったのじゃないかと推測しておるのです。が、しかし、この四条の条文というものを逆に読んでも、法律の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定」ということになっているのです。が、それをやればどんな個人情報でも、今おっしゃられたようないわゆるセンシティブ情報であっても収集可能になるのじゃないかという疑問があるのです。だから私は、この四条の規定というのはいわゆる制限の歯どめにはならない、実はこう考えて冒頭申し上げたのです。

それからもう一つお尋ねしておきたいのは、いわゆる加藤委員会ですね。この報告の中で収集制限の原則というのがあるのですが、「データの収集は適法かつ公正な手段によらなければならぬ」ということは明確に言っているわけですね。この法案のこの条文でいって適法かつ公正な手段というものが保証されるのか。あるいは適法かつ公正な手段というのは一体どういうことなのか。その辺はどうなんですか。

○重富政府委員 先ほど申し上げましたように、適法かつ公正な手段ということとは、我が国の

行政はすべて法律に基づき行われねばならぬといふことになっておりますので、法律に基づいて行われるということは、当然適法かつ公正な手段によつて行われねばならぬ、収集されなければならぬということになると思つております。

○田口委員 大変抽象的で、そういう問題がこの法案にたくさんあるの、後からまたこれはひとつその辺でまとめてお尋ねをいたしますが、今の点でもう一点お尋ねをしておきますけれども、これは加藤委員の報告の中にもあるのですが、当時の行政管理庁が昭和五十四年九月に行った「国の行政機関における個人情報データの取扱ひ調査」というのがあるのです。その中で見てみますと、全部ではないと思うのですが、七省庁の取り扱う九十八の個人情報ファイルのうち同意を求めているのはわずかに六ファイル、これは事実なんですか。

○重富政府委員 事実でございます。

○田口委員 そうしますと、今言ったような九十八のこの個人情報ファイルのうち本人の同意を求めているのはわずかに六ファイル、もうほとんどなきに等しい。こういうことになれば、今回の法律が成立すればこういう点はどうなんですか、規制をされていくというふうに理解をしておられるのでしょうか、その辺をひとつ伺いをいたします。

○重富政府委員 ただいまの加藤委員の報告に附屬で出ている資料は一部のサンプル調査でございますので、果たして同意を得ているのが六事例、全体の一〇％以下であるということかどうかは確かでないということが一つでございます。

○田口委員 それじゃ次に、安全性と正確性という問題についてお尋ねをしたいと思つたのです。

個人情報情報の安全、正確性の確保は個人情報情報の保護対策において大変重要なことでございまして、電子計算機処理による個人情報情報が適切に管理されないで、不正確または不完全な個人情報情報が利用あるいは提供されたり、個人情報情報が漏えいしたり滅失をしたり、そういうことになりましたと個人に大

変な不利益をもたらすことになるわけでありまして。法案の第五条で、個人情報情報の安全及び正確性の確保については単に努力義務だということになっているのです。これできちっとした具体的な保護対策が講じられるのかどうか、その辺の見解を伺いたいと思つたのです。

○百崎政府委員 まず、個人情報情報の安全確保の具体的な措置でございますが、これは一つは、管理組織をつくることあるいは管理規定を整備するといったいわゆる管理的な保護措置、それからもう一つは、データに対するアクセス制限をするあるいは暗号化を図る等々といったような技術的な保護措置、それからもう一つは、コンピュータ等を置いておきます施設あるいは設備の整備を図るといった物理的な保護措置、こういったようなことが考えられるわけでございますが、正確性の確保の具体的な措置といたしましては、ファイルの保有目的に必要な範囲内で、一つは入力時の照合、確認等のチェック体制をどうするか、それから仮に誤りを発見した場合の訂正等の手続をどうするか、あるいは記録事項の更新をどういうふうな手順でやるか、保存期間をどういうふうな設定するか、あるいは保存期間が経過して必要がなくなった場合にどういう形で廃棄するか、こういったようなことが考えられるわけでございます。

そこで、このような具体的な措置につきましては、個々のファイルの目的あるいは性格ごとに異なることがございまして、また技術の進歩によつても異なるものでございまして、それからまた、個々のファイルに即してそういった問題は適切かつ弾力的に対応する必要がある。そういうことで、私どももいたしましては、ガイドラインを定めてその基準に従つて実効性を図りたいというふうに考えているところでございます。

この法案を成立させていただければ、私どもも早速その作業に取りかかりたいと思つておりますけれども、規定上努力義務ということにはなっておりませんが、これは私どももいたしましては、単に努力するということではなくて、まさに安全、

正確性の確保のために早速こういう作業を始めたというふうに考えております。

○田口委員 次に、利用制限、提供制限の問題についてお尋ねをいたしたいと思つたのです。

法案の第九条に利用、提供の制限を設けたのは、個人データの利用、提供の制限を設けたのは、個人データが収集目的の外に利用、提供された場合に利用者に当該個人に対して誤った認識を持たせるとか、そういうことで個人自体の虚像を形成する可能性があるし、またプライバシーの侵害のおそれ大変大きい、こういうことで利用制限、提供制限の規定が設けられたというふうに理解をしておるのでありますが、そのとおりですか。

○百崎政府委員 まず最初に、目的外の利用、提供についての考え方を御説明したいと思つたのですが、電子計算機処理に係る個人情報保有目的以外に利用、提供された場合には、今先生がおっしゃいましたように、収集されたときの背景、事情等が無視されて個人に関して誤った認識を持たれたりあるいは部分的な情報に基づいていわゆる個人に関する虚像が形成される、そういったことで結果的に個人の権利利益が侵害されるおそれがございます。そういうことでこの法案におきましては保有目的以外の利用、提供を原則として禁止いたしております。

ただ、行政機関の保有する個人情報につきましては、一方では行政サービスの向上あるいは行政の効率化、さらには国民負担の軽減という観点から、当該行政機関の内部あるいは行政機関の相互の間での情報の有効利用ということも必要でございますし、また、場合によっては本人の利益のために目的外に利用、提供することが要請される場合もございまして、目的外の利用、提供を一切認めないということとは適当ではないのではないかと考えております。したがって、この法案におきましては、個人の権利利益の保護と公共の利益との調和を図る、こういう観点から一定の例外事項に該当する場合にだけ例外的に目的外にも利用、提供できるというふうにしているわけ

でございます。こういう考え方はOECD理事会の勧告の趣旨にも沿つておりますし、また諸外国の立法例にも見られるところでございまして。

○田口委員 考え方はそれで私もその問題はないと思つたのです。ただ、せっかく第九条でもって制限規定を設けておられるわけですね。ところが、余りにも例外が多いのですよね。今あなたが言われたように、この例外以外のものということになる。こういうことで本当に利用制限なり提供制限というものがきつと規制できるのだろうか。例外規定が余りにも多過ぎますよ。

それから、第九条の第二項第四号ですね。これは公的機関以外への提供に際してのものであるというふうに理解しているわけですが、この場合、特に「その他処理情報を提供することについて特別の理由のあるとき」と物すごく抽象的なんですね。こういうことでこれは一体規制ができるのだろうか。今の点はどうでしょうか。

○重富政府委員 相当の理由があるというのは、私どもは、社会通念上妥当と考えられるもの、そういう場合はこれは許されるというふうに考えております。行政機関同士の流通の場合でございます。――どうも失礼しました。四号の場合は私どもは極めて限定して考えておりますので、その場合は特別の理由があるときということでございまして。

特別の理由というのは、この条文にございまして、一「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために処理情報を提供するとき」、それから、もう一つ私どもが考えておりますのは、例えば欠陥車が發生したような場合に運輸省が持っている情報を公益法人たる、ちょっと機関の名前は忘れましてけれども、そういうことを担当している機関にその情報を与える、それは欠陥車を駆逐するためにぜひ必要なことだからそういうことがあり得るということで、極めて限定した場合だけを考慮しております。

○田口委員 次に、いわゆるマッチングの問題について少し見解を聞かせてもらいたいと思つたので

アメリカにおける状況、OTA報告というのがあるのですが、これを見ますと、いわゆるコンピュータのマッチングそれからコンピュータのプロファイリング、これは、マッチングは一応結合というふうに言われていますけれども、プロファイリングはどういうふうに、正確な訳があるのかどうか私もわかりませんが、こういうのが自在に行われて非常に国民のプライバシーが侵害されておる、こういう点も報告をされておるわけですね。

ここに「フライバシーが筒抜け」という馬場恭子さんというアメリカ在住の作家の方が書かれた本があるわけですね。これは現代のアメリカの社会におけるいわゆる「フライバシー」の問題、個人情報保護の問題がさまざまな角度で取り上げられている。これを見てもこれは大変な問題だと私も感じているわけですね。この「マッチング」それから「プロファイリング」の問題について総務庁としてはどう考えておるか、どう対応していこうとしておるか、お尋ねしたいと思います。

○百崎政府委員　個人情報ファイルの結合の問題だと思えますけれども、我が国におきましても、条例等におきまして一部の地方公共団体が他の機関との情報の結合を禁止している、そういう例がございます。しかし私どもといたしましては、オンラインあるいは磁気テープの提供、こういったことによる他の個人情報ファイルとの結合ということは、まさにある意味では電子計算機を持つ非常に大きなメリットでございまして、そういう結合を禁止するということは行政サービスの向上という面からも電算機処理の特性を否定することにつながるのでないかと考えておるわけでございます。今急速に普及しつつありますこの電算機処理というものの特性を生かしながら個人情報の保護を図るためには、このファイルの結合禁止というようなそういう手段でなくて、ファイルの保有目的に基づいて利用、提供を制限する、そういうような方法によって規制することが適当ではない

また、諸外国の立法例におきましても、ほかの機関との個人情報・ファイルの結合を禁止している、こういう規定は今のところございません。

○田口委員 次に、公開の原則、大変重要な問題でありますけれども、これについてお尋ねをいたします。

行政機関の保有する個人情報報が電子計算機処理されることに伴う国民の不安感の一つに、現在行政機関がどのような個人情報報を電算機処理をしているのかということがわからないという点が一つあると思います。この法案によりますと、個人情報報ファイルについて各保有機関が個人情報報ファイル簿を作成をし、一般の閲覧に供する、そのほか総務庁長官が一括的に官報でもって公示をする、こういうことになっておるわけです。問題は、これらの公示の際にできる限り多くの個人情報報ファイルの概要を国民の前に明らかにしていく、このことが大変大事なことであらうと思うのですね。そこで、個人情報報ファイルの公示について、まず基本的な総務庁としての考え方を尋ねをしたいと思っております。

○高島國務大臣　先ほど申し上げましたように、政府では非常にたくさんのお個人情報をつファイルをしてございますので、国民の皆様方の間に一体どのような情報がファイルされているのかということにつきまして不安感が存在するという事実がございます。したがって、そのような不安感に対応いたしまして、国民の皆様方に信頼をしていただく、そういう観点からいたしまして、またこの法律では開示請求権というものを保障していただくわけですが、それを的確に行使していただくという観点からも、原則としてその存在及び概要を国民の皆様方に明らかにしたい、それがこの法律の考え方であります。

したがって、ただいま御指摘がございましたように、本法案ではそれぞれの行政機関の長が一般に保有しているものについて閲覧に供する、あるいはまた総務庁長官が年一回これをまとめて

けであります。ただ、中にはいわゆる公表になじまない性格のものもございますので、それらにつきましてファイル簿への掲載及び公示を行わないことができるというような留保をしておることとでございます。原則は公開ということをおくまでも貰いたいと考えております。

○田口委員　今の大臣のお答えですけれども、今度の法案によりますと本人が知ることができないファイルというものが大変多くなっていると感じるのです。例えば第六条の第二項、ここには十一項目並んでいますね。第七条三項には六項目、これは本人自体がその存在すら知ることのできない部分だろうと思うのですね。もしこういう項目に挙がっている情報の中で誤りがあつて大変なプライバシーの侵害を引き起こす、そういうことになったときはじゃ一体どうするのか。それから特に事前通知の適用除外ですね、第六条第二項。これは少なくとも条文から見れば総務庁すら把握できないということになるので、すね。そうなたたら一体どうやって総務庁は適正管理というものをやっていくのでしょうか。総務庁みず

からが知り得ないそういうファイルが存在をする、そのことを認めているということになればこれは一体どうやって管理をしていくのだろうか、こう思わざるを得ないのですが、その辺はどういうお考えですか。

○百崎政府委員 事前通知あるいは公示の適用除外、これは必要最小限のものにすべきじゃないか、こういう御指摘だと思いますが、最初に事前通知制度の方から御説明させていただきますと、この事前通知制度と申しますのは、各省庁が持っております個人情報ファイル、これを保有するに当たって政府全体としてこの法律に適合しているかどうかあるいは各省の取り扱いが統一されているかどうか、こういうことを確保するために総務庁に通知していただくわけでございまして、そういう意味では私どもも基本的に、原則としてはすべての個人情報ファイルについて事前通知をして

ただ、国の行政機関が保有している個人情報報告ファイルの中には、特に秘匿性が高く、総務庁が事前通知を受けて調整を行う余地が極めて乏しいものの、例えばそれが第六条に例示されており、が、国の安全にかかわるものあるいは外交上の秘密に関するものあるいはまた犯罪捜査等のためにつくられるもの、例えば犯罪捜査のようなもののためにつくられる、これが事前に知られるということとはやはり非常に犯罪捜査の支障にもなるわけでございまして、こういった特に秘匿性の高い情報につきましてはできるだけそれを知り得る者の範囲を狭くする、こういう必要はあるわけでございまして。そういう意味で、総務庁が特に法律の適合性あるいは統一性を調整する余地が少なく、それほどそういった情報について立ち入って調整ができないようなものにつきましては、これは事前通知の適用除外ということにしたわけでございまして。

それからもう一つの類型といたしまして事前通知の適用除外の類型は、記録項目あるいはファイルの利用のされ方から個人の権利利益の侵害のおそれが少なく、特にこれについては総務庁に事前通知して調整をするという必要性の少ないものがあるわけでございます。資料送付目的のファイルという例が法律にもございますけれども、例えばこれは郵便局におきまして、町内といいますか郵便区の中の個々の家庭の名字とかあるいは住所とか、そういったものがファイルになっている場合もございませうけれども、そういうものはまさにそのためにだけ使うわけでございまして、いわば郵便の区分けとか配達といった仕事だけに使うわけでございまして、これは直接にその個人の権利利益を侵害する、そういうおそれはほとんどないわけでございます。それからまた、短期間に消去されるファイル、例えば毎年あるいはかなり多くの頻度で行われる試験につきましては、もう既に合格者が決まっておりますと翌年度以降をいはずいといったことが終わりますと翌年度以降を

ういったファイルはもう必要ないということでも消去するような場合もございしますが、すべて一段落してしまえばもうほとんど用はない、そんなようなものも実はございまして、そういう意味で、個人の権利利益の侵害のおそれが非常に少ない、そういうものにつきまして事前通知を必要としないというふうにしたわけでございします。

それから公示につきましても幾つかの例外がございしますけれども、この公示制度と申しますのは自己情報の開示請求権の前提にもなるものでございまして、これにつきましてもできる限り広く公示するという必要があることは私も同感でございしますけれども、ただ、ファイルの中にはそれを公示することによってそのファイルの保有目的の達成を著しく阻害するおそれがあるというものがございまして、そういうものにつきましては公示をしないというふうなことにしておるわけでございします。

いずれにいたしましても、基本的には御指摘のように、こういったファイルはできるだけ広く公開するということは当然のことではないかというふうな考えをしております。

○田口委員 続いて開示請求権、今お話がありましたが一、二点お尋ねしたいと思うのであります。

自己に関する個人情報についてどのような内容が記録されているのかを知ることは国民の一番関心のある問題でありますし、行政機関における個人情報の適正な取り扱い手続の一端として今回自己の開示請求権というものを制度化をしたということは、私も一応これは評価をしたいと思います。しかしながら、第十三条第一項ただし書きで、教育、医療、刑事事件、この三つの関係は開示請求権の適用除外だということになっております。まず、その理由をお伺いしたいと思います。

○百崎政府委員 この十三条の第一項では、教育、医療情報、それから刑の執行等のファイルは開示請求の対象外としているわけでございします。

が、この教育の問題につきましては、いわゆる学校における成績の評価あるいは入学者の選抜に関するもの、この成績の評価といふのは、例えば先生一番よく御存じだと思ひますけれども、試験の結果採点で何点という客観的なことで出てくるような成績はそれほど問題ないと思ひました。でも、学校の教育現場におきましては、一般的に成績の評価といふのはいわば先生の方針なり方法なりあるいは児童に対するいろいろな物の考え方なり、そういったものから総合的に判断して成績の評価をする、こういう場面が非常に多かろうと思ひます。そういう意味では、基本的に先生と生徒たちとの間のいわば信頼関係というものを基礎にして成績の評価といふものが行われるわけでございしますが、この成績の評価を例えれば開示請求ということとでとことん裁判にまで持ち込んで争って開示させる、これは教育の目的にあるいは今申し上げましたような教育の信頼関係という、そういう面から見て果たして本当に適當なことであるのであろうか。そんなような問題も実はあるわけでございします。これはさればとて、生徒が先生にあるいは保護者が先生に成績を見せると言っても見せてはいけないという禁止をしているわけでは決してございしませんで、従来どおり先生が場合によっては自発的にその生徒の様子を見ながら、その教育あるいは指導の立場で成績を見せ、これはもう一向に構わないわけでございします。

それから医療につきましても、例えば今不治の病と言われておりますような病気が診断の結果わかったという場合に、それを本人に告げますと非常に大きなショックを受ける、そういうことでお医者さんがその病名を伏せておく、ところどころして自分自分の病名を知りたいから見せろと言つてとことん裁判まで争つて開示させる、これも果たして適當なことであるのであろうか。こんなような問題がございまして、これもあくまでもお医者さんのそれぞれ専門的な立場から見た取り扱い、そういうことにお任せした方がいいのではなからうか。これもお医者さんに、こういう規定を置いたからといって患者に病名を一切知らせるな、こういうことを規定している趣旨ではございせん。で、場合によっては、普通の病名であればお医者さんとしては当然病名を教えるということであらうと思ひます。

ただ、非常に特殊な不治の病の場合に、今度はそれをかえって教えない、そういう場合だけは不開示にしてしまふ、こうしますと、普通の場合お医者さんに聞いていろいろ病名を教えてもらつたけれども、どうしても教えてもらえないとなると、今度は逆に自分は本当に不治の病なんだろうかと、こういうふうになつてくるわけでございします。そうすると、今度はお医者さんの方も、特定の場合には見せないといふような取り扱ひをしますとどうしてもそういう問題が起りますので、結局のところは全部見せない、そんなことにも実はなるわけでございまして、教育とか医療の場合にはいわゆる信頼関係と申しますか、そういうところにお任せした方が適當であらうというふうな考えで、開示請求の対象外にしたわけでございします。

それから刑の執行に関する情報につきましても、こういうことは余りないと思ひますけれども、いわば刑の執行を終えて今から社会に出て更生しようという方が就職をしようという場合に、こういう刑の執行とかそういうことに関するおまへさんの情報を開示請求をしてもらつてはい、特に過去に前歴があれば採用するよ、例えばそんなようなことで、刑の執行についての請求をとことんできるような仕組みにしておきますと今申し上げたようなそういう問題も出てくるおそれがありますので、この三つにつきましてはファイルの開示請求の対象外にした、こういうことでございします。

○田口委員 今局長の方から教育、医療、刑事三種類については開示請求権の適用除外にされた理由を言われたのですが、しかし同時に、今のお答えにもあつたようにこの問題というのはやはり裏

の場合もあるのです。開示しないことがすべて正しいとは私は言い切れない問題があると思ふのです。その逆の場合もまたあり得るのです。今ちょっと答弁の中でも言われたと思ひますけれども、総務庁の報告書によれば、教育と医療分野については「別途、関係省庁による検討を行う必要がある」というふうな書きであるのです。

そこで、文部省お見えですか。――じゃ、文部省の方にちょっとお尋ねをしたいと思ふのですが、今私が申し上げました「別途、関係省庁による検討を行う必要がある」ということですが、文部省としてはこの問題について何か検討を行つておるか、行つておるとすれば、その内容をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、ここで関連をして一緒にお尋ねをしておきますけれども、大学共通一次試験で試験の結果をコンピュータに入力をされているというふうな聞いておるのですが、その内容というのはどうなっているのか、またこの情報の保護対策ですね。それから、これはさっきの質問ともちよつと、意見がどうかはわかりませんが、私は共通一次試験の結果というのは本人の開示請求があれば見せていいんじゃないか、こう思ふのです。その方が本人の将来を考えていく場合に非常に参考になる。わからないままにずっとやっていると、入試の結果は開示請求があれば本人に知らせていいんじゃないか、そういう気持ちもするのですが、それについて見解があればちよつとお答えをいただきたいと思ひます。

以上です。

○泊説明員 お答えいたします。

三点ほどお尋ねであつたかと思ひます。まず第一点の、学校における成績の評価あるいは入学者選抜に関する事項の開示請求についての問題でございします。

これは先ほど総務庁の方からもお答えがございましたように、私もいろいろな角度から検討いたしてみましたが、やはり学校における成績の評価というものにつきましては、基本的には教師と

学生生徒との信頼関係のもとで教育的な見地で行われるべきものである。そういったことを考えますと、学校内における成績の評価といったようなものもさまざまなものがございいます。中には指導上の内部資料といったような性格もございいますので、本法案において他の個人情報等と一律にこういったものをいわずに権利義務関係といったような形で取り扱うのはいかがなものであろうかというところで、御案内のとおり、この学校の成績に関する事項につきましては開示請求の対象外ということにされていくところでございいます。

同様な意味合いで入学者の選抜の問題につきましても、これもまた先生御案内のとおり、入学者の選抜に当たりましては、例えば調査書であるとか面接であるとかあるいは学力検査、あるいは専攻等によつては実技試験といったような異なる形で基礎的なデータを総合的に判定して合格を判定していくという作業でございいます。これにつきましては、例えば今申し上げました内申書あるいは面接といったようなものにつきましてこれを本人に開示をするということになりますと、これまでの学生生徒の人格形成上あるいは教育効果の上でも必ずしもいい結果だけにはならないといったようなおそれもございいます。かつまた、学力検査等について考えてみますと、その素点あるいは順位というものを開示してもいいではないかという御議論があることは承知いたしておりますが、今申し上げましたように、学力検査というものはいろいろな形でデータのいわば総合的な判断の一部分というところになりますと、御案内のような受験競争が過熱化している今日の状況を考えますと、いわばその判定の一部分の材料をもつて入学選抜における評価そのものというふうにもとられかねないといったようなことを勘案いたしまして、やはりこれもまた本法律案における一律の開示請求という形で処理はいかがなものであろうかということ、御案内のような案になっていると承知いたしているところでございます。もちろんこれは、各学校が教育的見地に基づいて慎重な対応のもと

にそれぞれの情報といったようなものを本人に開示をするというところでも禁止するものではないというふうな理解をいたしております。

あわせて、順番が前後いたしますが、お尋ねのございました共通一次関係のいわゆる素点を公表したらどうかというお尋ねでございいます。この件につきましては、御案内のとおり共通一次そのものもまた個別の各大学におきまして学力検査の一部分でございいます。そこで、その性格等につきましては、今申し上げましたような点でやはりいろいろな問題があるといったようなことがございいます。この点につきましては御案内のとおり、この共通一次についていろいろな形で調査研究を進めてまいりてきております国立大学協会におきましても、この共通一次の導入に当たりまして同じような考え方の調査レポートをまとめております。これはまさに今申し上げましたように、共通一次といえども入学試験の一部である、そこでこれらを本人に通知することになりますと、一部分が全体の結果というように受け取られるおそれもある、かつまた大学あるいは高校間の格差を助長するおそれもあるといったようなことで、これについては差し控える方が適切であるといったような調査レポートがまとまっているところでございます。

これまた昭和六十五年度から国立大学以外に国公私立を通じた新しい大学入試センター試験というものも想定をいたしておりますが、この件につきましても、私どもで学識経験者等による調査研究協議会を開いて、その最終報告等におきましても、同様な趣旨で、当面本人への素点等の通知を行わない方が適切であるといったような報告をいただいているところでございいます。私どもとしては、やはり事柄の性質上、これらの報告の趣旨を踏まえまして慎重な対応をする方がいいのではないかとこのように思っている次第でございいます。

それから三番目の点のお尋ねでございます。現在行われております共通一次関係のコンピュータ

ー処理等における保護の状況等はいかんとお尋ねであるかと思ひます。

現在大学入試センターは、共通一次試験にかかわります受験生の氏名、生年月日あるいは出身高校等のいわば出願資格といったようなもの、それから各教科科目別の得点あるいは総得点といったような情報を電算処理のために入力をしていただいているところでございいます。これらの点につきましては、まずこの使用につきましては、文字どおりその国立大学から自分のところの受験生にかかわる共通一次における成績の提供を求められる場合以外には、その情報については提供を一切いたしておりません。ただ、内部で入学試験の改善業務等のための調査研究といったようなものについて、所要の管理のもとに調査研究を行うためにその使用を認めている、こういう状況でございいます。

これらにつきましては、もちろん集計段階でダブルエラー等のチェックシステムを設けますとともに、管理あるいは保存の体制につきましても、保存期間でありますとか管理責任者でありますとか、あるいは廃棄の際の手続でありますとか、いわばこれらの情報が不意に目的外に流れるということのないよう十分な体制をとっているというふうな承知をいたしているところでございいます。

○田口委員 それでは引き続き厚生省、同じ内容で検討されておられるのか、開示の問題について。

そういう見解を持っておられるか。それから、もう一つここで関連をしてお尋ねしておきたいと思うのですが、国立病院・国立療養所の内部であろうと思うのですが、診療記録、カルテの内容をコンピュータに入力する計画があるというふうにも聞いておられるのですが、もしそういう計画があるとすれば、その内容についてお尋ねをしたいと思ひます。

○矢野説明員 私どもは、厚生省内でこの問題をどうするかということで、関係部局から成ります連絡会議を設けて検討してまいりましたわけで、そういう中で総務庁の方から法律案の中心に

ついていろいろ御相談があったということでございます。最終的には、先ほど局長の方から御説明がございましたように、こういった問題は医師と患者の信頼関係に任せるのが一番いいのじゃないか、開示の対象にするということもいろいろ問題だし、そうかといって開示しない、不開示ということもまたあらぬ疑いを持つわけでございます。これまた医師との信頼関係を損なう、こういうことで先ほど来のような結論になったわけでございいます。

それからもう一つは、カルテをコンピュータに入力する計画はないかどうか、こういうことでございいますけれども、これは当面そういう計画はございません。

○田口委員 次に、十四条の開示の問題です。開示請求権があつても各省庁の判断によつて開示しないことができる、こういう項目が随分あるわけですね。なぜこんなに多くの項目が開示にならないのか、開示請求権があつても各省庁の判断によつて開示しない、こういうことになるのか、その辺の見解からまずお伺いをいたしたいと思ひます。

○重富政府委員 十四条一項で開示をしないことがあり得る事項というのは、その当該行政を遂行する場合に支障があるというふうに行政官が判断した場合でございいます。それで、第一号のイからニまで一応規定しているわけでございまして……よろしゅうございいますか。そういうことでござい

ます。

○田口委員 その不開示の問題でどうしても納得しがたい点があるのですが、十四条の二項二号に「第三者から取得した情報に係るものである場合において、保有機関と当該第三者との協力関係又は信頼関係を損なうこと」とあるわけですね。第三者から取得した情報だからこそ本人の確認が必要じゃないのだろうか、逆にこの私どもは考えるわけですね。ですから、この条項から見ると、本人のプライバシーということよりも第三者との協力関係、このことが重要だと言っているように聞

こえてならないのです。これは間違いないでしようかね。その点どうでしょう。

○重富政府委員 具体的な例でお話しした方がわかりやすいと思いますけれども、例えば交通事故等がございましたときに目撃者から証言を得る、そういう場合に目撃者がどういふことを言ったと、そういうことを交通事故の当事者に知らせるといふことが目撃者の証言を今後受けにくくするといふような場合がございまして、そういうようなこととか、それから例えば身上調書等をつくり出す場合に第三者に話を聞きに行く場合がございまして、そういう場合に、結局それが本人にわかるというところであれば本当のことをおっしゃらない場合もございまして、そういうことがございまして、こういう規定を設けたわけでございまして、要するに、継続的に今後情報を得る必要があるという点から、こういう規定が設けられたということでございます。

○田口委員 いや、どうも私は今の点は納得できないのです。やはり第三者から得た情報というところになると本人は全くわからないし、これが誤った場合には一体どうなるのだからかというところ、これは大変なプライバシーの侵害になってしまうと思うのです。だから、第三者との信頼関係を損なわないように、そのことが重要なんだという判断だけでこれを知らせないというところは、大変重要な問題ではなからうかなというふうに私は考えるのですが、時間がありませんから、次に行きます。

もう一つの問題は訂正権の問題ですね。開示請求権というのは認めているわけですね。ところが訂正権というのは認めていないのです。ちょっと今ここにありますが、いわゆる加藤委員会の報告の中にもこの訂正権の問題というのを明確に指摘をしておるのです。訂正権がないということになれば、本人の権利利益あるいはプライバシー権というものが保護されるのだろうか、こういうふうに思うのですが、この訂正権を認めていない理由についてお伺いしたいと思います。

○百崎政府委員 電子計算機処理に係る個人情報保護の誤りにつきましては、一般には電子計算機に誤った入力をするとかあるいは入力漏れがあるとか、そういう場合が多いと考えられるわけでございますが、そういう明確な誤りにつきましては、訂正の申し出というのをいたしますと、行政機関が調査をいたしまして誤つていれば訂正を訂正するといふことは、これは当然の義務でございまして、本法の第五条でも正確性の確保という義務の規定もございまして、それは裁判所に任せるまでもなく、いわば訂正の申し出といふことで職権の発動を促すといふことだけでも十分訂正の機会があるだろうと考えております。

そういう誤入力というふうな明確な誤りのほかに、個人情報の中には行政機関の判断とあるいは評価にかかわるもの、そういうものもございまして、そういう誤りについて訂正請求権を認めるかどうか。これは実は現行の我が国の行政救済制度との関係におきましてもいろいろ問題があるわけでございます。今の行政救済制度は、先生御承知のように、ある行政処分によって具体的にその権利侵害が行われたという場合に、行政上の不服審査とかあるいは訴訟を起こすとか、そういうことによって救済が図られるわけでございますが、そういう場合に訂正請求権というものを認めますと、例えば行政処分が行われる前に自分のデータが間違っているから訂正してくれ、こういう権利を裁判上の仮に権利として認めますと、いわば同じ情報につきまして二つの請求権、例えばそういう誤った情報に基づいて行政処分が行われた場合にはこれはその行政処分を取り消すという抗告訴訟というのがまた別途できるわけですが、これも、どちらの請求権も両立し得る、その場合に一体どういふ調整を図るかという非常に厄介な問題が一つございまして。

また、その行政処分が行われる前に個人情報の訂正請求権というものを認めますと、先ほど申しましたようにそのこと自体、現在の我が国の行政救済制度の非常に大きな例外になるわけでございますが、

ますが、電算処理に係る個人情報の誤りについてだけそういう訂正請求権を認めるのは一体どういうことなのか、ほかのいろいろな行政情報一般の誤りの場合の救済はしなくていいのだろうか、例えばそんなような問題もございまして、立法技術的にもなかなか厄介な問題があるわけでございます。

そういうことで今回訂正の申し出ということにいたしましたわけでございますが、これは現在存在いたしません法律の中で、例えば六十年に改正された住民基本台帳法におきましても、恐らくそれは今のような争訟制度との関係からだろうとは思いますが、やはりこの場合にも訂正の申し出、こういうことになっておりますし、そのほか化学物質の審査及び製造の規制法におきましても、やはりこういった誤りを訂正する場合に訂正の申し出、こういうことにとどめていられるわけでございます。

○田口委員 次に、地方公共団体関係についてお尋ねをしたいと思います。

自治省、お見えになってますね。――まず自治省にお伺いしたいと思うのですが、地方公共団体においてもそれぞれの行政活動のために多種多様な個人情報収集して電子計算機処理をしているのが現状だといふふうに思っています。したがって、それぞれ個人情報保護対策を講ずることが必要だと考えますが、現在地方公共団体における個人情報保護対策の実施状況、条例その他を含めて状況がわかればまずそれから伺いをしたいと思います。

○小林説明員 お尋ねの地方公共団体の状況でございます。現在地方公共団体におきましては、四百三十市町村、四、一部事務組合等でございますけれども、これはことしの四月の状況でございますが、条例を制定いたしました、自主的に個人情報保護のための対策を講じておるところでございます。このほか内部規定その他によりまして個人情報保護のための手続を決めている団体、ほとんどの団体が措置しておりますので、

大体以上のような状況で個人情報の保護のための対策を講じている、こういうぐあいに把握いたしております。

○田口委員 そこで、総務庁の方にお尋ねをいたすわけでありますが、今自治省のお答えによっても、相当の数の地方公共団体でもって個人情報の保護対策が進められておる、こういうことなんです。が、こういう状況の中でこの二十六条、「地方公共団体は、国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」これは当初の原案から見ると表現も変わってきているわけですが、この趣旨をひとときちつと説明をしていただきたいと思います。

○高島国務大臣 先刻来自治省側との質疑応答にもございましたように、地方自治団体、これは市町村段階において個人情報保護条例が既に制定されているところでありまして、その内容につきましても私も勉強させていただいております。千差万別ではございますが、かなり先進的なものの中にもございます。都道府県においては国の法の制定待ちのような格好でありまして、国の法がつくられればそれを見て参考にしながら制定しよう、このような動きのように承知をいたしておるところであります。

私もこの第二十六条を設けましたゆえんのもは、都道府県なり市町村なり、そうした地方自治団体においても個人情報保護するということは極めて重要なことであるので、電算処理をされたものについて国に準じた形のものと考えていただいたらどうかというふうな見地から、この条例を入れておるわけでありまして、地方自治団体によりましては、すべての情報ということを手書きのものまで含めてというふうなことを規定しておる市町村も確かにございます。それらにつきまして、私もそれはそういうものは必要ないよというふうなことを言うつもりは全くございませんで、これは地方自治団体の御判断によ

つてそれぞれ制定するべきものであるというふう
に考えておりますが、要は、国がこういうことを
やりますので、都道府県、市町村においてもしか
るべき措置をおやりになつていただくことが個人
情報を保護するゆえんではないかというふうに考
えて、この条項を入れておるところであります。

○田口委員 今大臣のお答えの中にもあったので
ありますが、私が一番心配しているのは、四百三
十幾つの自治体において条例が制定されておる
内容も千差万別だというように大臣がおっしゃ
いましたが、確かにそうだと思います。今回の法案
に比べると大変進んだ条例を持つてるところも
率直に言つてございます。それから、特に四十七
都道府県が国の策定待ちだという状況になつて
いるわけですが、おっしゃられたように、だから、こ
れから条例を制定していかうという自治体がた
くさんあるときに、今回の国の法案というものが一
定の基準といふことが上院になつて、これで抑え
てしまふといふことの危険性はないか、これを大
変心配するわけです。地方公共団体がこの法案よ
りもさらに進んだ分りあるものをつくつて考
えていく、これを規制することにならないか。そ
ういう考え方はないと思ひますけれども、改めて
総務庁に確認しておきたいと思ひます。

○高島国務大臣 国の場合と地方自治団体の場合
におきましては、持つておりますデータ内容にか
かりの相違があることは御承知のとおりでありま
して、公開の範囲等につきましても、これは地方
自治団体の方が公示を差し控えるなどというよう
な内容のものは少ないと思ひます。したがいまし
て、開示をするといふことについては地方自治団
体の方がかなり進んだ形で実行できるのではない
かというふうに思つておりますが、いづれにいた
しましても、委員が御心配なさるようなことを国
としては全く考えておりません。したがつて、国
がやつておりますことよりも、今例を挙げました
ように、コンピュータ処理されたものだけでは
なくて手書きのものも含むといふような市町村も
あることを見ております。そのようなことについ

て一々国に右へ倣えしなさいなどというつもりは
全くございせんし、総務庁はそのような権限も
ございせん。

○田口委員 大臣のお答えはよくわかるのであり
ますが、一番最後のところが総務庁はそういう権
限もございせんといふことなんで、じゃ自治省
どうなんですか。答えられたら答えてください。
○小林説明員 その点に關しましては、自治省と
いたしましてはただいま長官お答えのとおりと考
えております。

○田口委員 それでは、この部分を終りました
で、残り時間が余りなくなつてまいりましたので
全部はできないと思ひますが、次に、対象の問題
でちよつとお尋ねをしてみたいと思ひます。

民間部門を対象としなかつた理由ですね。これ
は国の行政機関といふふうに限定をしておるわけ
ですが、一般的な国民感情からいいますと、間違
つてブラックリストに記載をされて信用を受けら
れないといふような信用情報の問題であるとか、
思いがけない方法で自分の住所だとか氏名とかそ
ういふものが名簿になつておつていろいろなダイ
レクトメールが送られてくる、そこで迷惑だとい
ういろいろな問題もあるわけです。

先ほども申し上げましたが、この本の中にも
アメリカ社会におけるいろいろな民間における個人
情報の処理の問題が随分いろいろな例が具体的に
挙げられて、やがて日本もそういう時代が来るで
あらうといふふうな予告をされてゐるわけです。
といふことになれば、国民の関心といふのは、確
かに行政機関が持つておる個人情報保護の問題
ももちろん大事ですけれども、民間部門における
こゝろといった規制といふものを非常に望んでおるの
ではないかといふふうな考えのわけですが、この
民間部門といふ問題について総務庁の方としては
今どういふお考えを持つておられるかお聞きをし
たいと思ひます。

○高島国務大臣 先ほど冒頭で、いわゆるグライ
バシーの保護といふことに関しては総務庁の手の
届く範囲といふのはおのずから限られております

といふことを申し上げたところであります。実
は、いわゆる個人情報につきましても公的な部門
と民間部門があることは当然のことでありま
すし、民間部門についていろいろ問題があること
は私も承知をしておるところであります。こ
の間もテレビでやつておつたのを私見ておりました
が、あるうちでは、そのうちの収入がどれだ
けあるとか車がどういふものが入つているとか買
いかえ時期がいつごろだとか借金などのくらしい
ところとか、そんなことが一目瞭然になるようなデー
タを持つていふところもあるといふようなそんな
話はどうも報道されておつたところでありまし
て、もうそこまですつたのかなといふ感を深くし
ておるところであります。

ただ、そういう問題につきましては、実は経済
企画庁の国民生活局といふところでもいろいろと
勉強しておるようでありまして、それから個人の
信用関係につきましては、大蔵省、通産省で信用
情報をいろいろと指導をしておられるようであり
ます。そういうふうにしてはかの機関でいろいろ
と今勉強中ないしは取り扱ひをいたしておりま
す。したがつて政府としては、今後できるだけ速
やかにそうした方面についての勉強を深めて、や
はりこれは適当な規制をすべきであるといふふう
に考えますが、総務庁としては、民間部門といふ
ことになりますと私どもの手の届かない範囲であ
りますので、とりあえず政府がまずみずからの個
人情報を保護することを進める、そのことによつ
て民間部門に対しても大きな刺激になるといひま
しょうか、前進への足がかりにしてみたいとい
ふので、そのぐらゐの気持ちを持つておりました。民間部
門を決してやらないでいいといふような考えを持
つてゐるわけではありませんが、当庁として及ぶ
範囲をとりあえずやらせていただくといふのが
今回の立法の趣旨であります。

○田口委員 民間部門については関係各省庁でそ
れぞれ検討が行われておるといふようなお答えで
ありますので、時間もありませんからそれぞれお
聞きするわけにはいきませんので、経済企画庁お

見えですか。——では、代表という意味ではあり
ませんが、経済企画庁の方で国民生活審議会消費
者保護部会の報告というのが出されたというふう
に聞いておるわけですね。その概要と、これにつ
いて経済企画庁としての今後の方針についてお尋
ねをしたいと思ひます。

○川名説明員 お答えいたします。
事業者の事業活動の中で消費者の個人情報に積
極的に活用されるようになってきております。こ
れに伴ひまして、消費者のプライバシーに關する
不安とか不満とかそれからトラブルが増加してき
ております。このために、国民生活審議会消費者
保護部会で消費者保護の観点から消費者取引にお
ける消費者保護のあり方について調査審議してき
ました。ことしの九月に報告が取りまとめられて
おります。

その報告では、消費者取引に係る消費者保護の
ための法的規制を講ずる方向で考慮すべきである
としてゐるわけです。ですから、当面はこの
報告に示された個人情報保護のあり方を踏まえま
して、行政それから事業者、消費者のおのの個人
情報保護のために具体的対応を行つていく必要
があるとしてゐるわけです。
当庁といたしましてもこの報告の趣旨を踏まえ
まして、消費者取引における個人情報保護につ
きまして、消費者保護の観点から遺漏なきよう努
めていきたいと思つております。

○田口委員 次に、先ほどの大臣のお答えの中に
もちよつとあったのでありますが、手作業処理を
今回の規制といふかその対象から除外した。確か
に電算機を利用する場合の大量、高速とかいろい
ろの点では手作業といふのは随分変わつてくる
といふふうに思ふのですが、これを外すといふこと
になると、ある意味では完全な個人情報保護
といふこの制度の上からいって、一つの大きな
欠陥が出てくるんじゃないか、こういう気もする
わけでありまして、手作業処理を除外した理
由についてお伺ひをしたいと思います。

○高島国務大臣 田口委員御指摘のように、電算

機処理された情報というものはオンライン化されやすい、したがって所管外でもこれを容易に引き出すことができる、検索も容易である、いろいろそういう際立った特色があるわけであり、これに對しまして手書き、手作業でやっておりますものにつきましては、まず第一に、公務員の守秘義務というものがあつておるわけでありまして、それ自身が自分で保有するそうした情報についてみだりに他に漏らしてはならないという一つの網がかぶつておるわけであり、なおかつまた、容易に所管以外の人がこれを見ようということができる性格のものではないというようにことがござい、さらにまた、手作業のもので全部含めると、それは膨大なものになってまいりまして、果たしてこの法律の実効性を保証できるかどうかという点についても疑念があります。

OECDの理事会勧告の中におきましても、必ずしも個人データの自動処理のみについて規定する、つまりそれ以外のものを除外するということがいけないということではないというふうなことも言つておられますので、私もいたしましては、実務上作業業のものを入れなくても、個人情報保護法という観点からすれば十分この法律の目的を達成することができるではないか、このように考へて入れなかつたわけであり、

○田口委員 もう一つ、特殊法人の扱いが地方公共団体と同じ扱いになっているわけですね。率直に考へまして、特殊法人というのは行政目的の実現のために法律を制定して設立されたものであつて、当然個人情報取り扱いについては国の機関と同様に扱うのが私は筋だと思ふのです。これは地方自治体とは全然性格が違います。それを同じ扱いにしている。なぜ特殊法人についてはこれから外しているのか、その辺をひとつ伺ひをしたいと思います。

でございます。ただ、この特殊法人という形で国とは別の法人格をつくつて仕事をやらせるという趣旨は、できるだけ事業運営について経営の自主性とかあるいは弾力性というものを認めて能力的な経営を行わせる、こういう趣旨から別人格にしたわけでございます。そういう特殊法人について国の機関と同様にこの個人情報保護法によって直接個人情報取り扱いを規制するということは経営の自主性あるいは弾力性を損なうおそれがある、こういうふうな考へまして、特殊法人については直接この規制の対象とはしなかつたわけでございますが、ただ、この特殊法人はそれぞれ公共的なあるいは公益的な仕事をやっておりますので、この法律におきましては、国の施策に留意しながら、個人情報適切な取り扱いを確保するために必要な措置を自主的に講ずる、こういうことにしたわけでございます。

特殊法人は、先ほど申しましたような公共的な性格の強い機関ではござい、その職員は国家公務員と違ひまして守秘義務も課されておられませんし、また法令遵守義務といった国家公務員法の適用も原則としてないわけでございます。そのほか、特殊法人は現在九十幾つかござい、たとえば日本放送協会、NHKのようなものも含まれておりますが、こういう特殊な法人、これは特に報道の自由その他の関係もいろいろ出てまいりまして、こういうものをどう取り扱うかという問題も実はござい、こういう特殊法人全体について一律に網をかぶせるということでは、個別の特殊法人においてそれぞれの業務の実態あるいは法人の性格、そういうものに應じて必要な措置を講じていただく、こういうことにしたわけでございます。

○田口委員 ということになりますと、地方公共団体と同じ扱いになるわけですから、「必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならぬ」と言つても、では政府のどの機関が具体的にこれらの特殊法人についてこのような指導をしていくのでしょうか、その辺をお伺ひいたします。

○百崎政府委員 基本的には各特殊法人を指導監督する立場にある省庁が、そういう指導監督の環境として特殊法人にそういう自主的な措置を講ずるようお願いをするということになるかと思ひます。

○田口委員 次に実効性の問題、これは最後の段階ですけれども大事な問題ですから、ひとつぜひお願いをしたいと思います。

本法案の内容に関する問題で、その実効性というのをどのように確保していくかという点が私は大変重要であらうと思ひます。個人情報保護制度は我が国の現行法制度にない新しい制度であるわけですね。国民の権利利益にかかわる重要な制度でありますから、その実効性というものは厳しく図られなくてはならないというふうに思つております。本法の施行は各行政を所管する各省庁がそれぞれ行、こういうことになっておるわけで、そのために各省庁によつて個人情報の取り扱いが異なるということも起こりかねない、こういうことも予測されるわけですね。

例えば外国の場合に、スウェーデンではデータ検査院、西ドイツでは連邦データ保護監督官、フランスでは情報処理と自由に関する国家委員会、イギリスではデータ保護登録官というふうな、このような強力な監督権限を持つ監督機関というものを設置して制度の実効性というものを図つていく、こういう仕組みになっておるわけですね。

ところが、この法案をみますと、第二十一条及び第二十三条において、総務庁長官が資料の提出及び説明の要求並びに意見の陳述を行うことができる、と書いてあるわけですね。私は、これではこの法律の十分な実効性というものは確保できないと思ひます。やはり少なくとも総務庁長官の調査権、助言、勧告権というものを法律に明記をすべきだと思ふ。それがなければ、各省庁が独自の判断を進めていく内容のものでありますから、法律が意図する本当の実効性というものは確保できないと思ふのです。大臣、その辺はどうでしょう。

○高島国務大臣 ただいま田口委員御指摘のように、国によりましてこの法律の実効性を担保する機構というのをいろいろ考へておるようであり、第三者機関がいればその監督を委託するといふような形になっているところもあり、あるいは政府内部にきちつとした監督をする機構をつくつておるところもありまして、それはさまざまであります。

ただ、日本の行政機構の上から申しますれば、いわゆる行政委員会的なものは戦後一時期は随分設けましたけれども、最近ではやはり政府が議會を通じて国民に対して責任を負うという形が一番現在の憲法制度上適当なのではないかと、いふふうに考へまして、そういう中で総務庁がこれの制度の取りまとめを圖つていく、ということにいたしておるところであります。

ただいまお話しのように、調査、助言、勧告といふような権限を持つべきであるということについては、率直に申しますと、いさゝか同様の面もなわけてはあります。しかし、何しろ日本の官庁というのはそれぞれに自立性が非常に強うござい、先ほど冒頭申し上げましたが、いわゆる縦割り行政の色彩が非常に強うござい、この法律を制定するに当たりまして、実はその過程におきまして、一体何で我々が持つて出さなければならぬのかとか、それを何で一々総務庁に指示されなければならぬのかとか、さつぱらんに言いますと、そういうようなことも論を克服することが一つ前提としてござい、

それから、総務庁の設置法におきまして、総務庁長官の権限をいたしまして関係行政機関に対する資料の提出及び説明要求並びに意見の陳述ということが規定をされておりますので、したがつて、その総務庁設置法の規定に倣ひましてこのような規定を設けたというのが実情であります。

○田口委員 実効性に関連をしまして、統一性と斉一性の問題についてお尋ねしておきたいと思ひます。

この法案の中には、非常に抽象的であまいな表現というのが先ほど指摘をいたしましたように随所に見られるわけです。

例えば、第四条の「個人情報ファイルの保有」の問題では、「必要な場合に限る、かつ、できる限り」と、一体どこまでかというのがなかなかわかりにくいわけです。

第七條第二項では、「個人情報ファイル簿の作成及び閲覧」のところでありますが、「事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認める」と、これもまたことに抽象的なものであります。

また同三項でも、あるいは第九條の二項、「処理情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき」、こういう項目が随分あるのです。

私は、これは当然何か一定の基準、ガイドラインというものをつくって運用していかなければ、もうとても統一性、斉一性というのは保たれないだろうというふうに思うのです。そういう点で、総務庁の見解をお尋ねをしておきたいと思ひます。

○百嶋政府委員 大変ありがたい御指摘でございます。私どもも総務庁という総合調整機関という立場から、この法律が適正かつ実効を上げるような、しかも各省はばらばらに運用されないようにな、そういう意味でこの法律を成立させていたいただきましたというふうに考えております。

○田口委員 あと幾つかあるんですが、ちょっと時間が足りないようなので、最後に大臣の見解をいただきたいと思います。

冒頭私が質問の中で申し上げましたように、この個人情報保護制度というのは日本の行政制度の中で初めてつくられる新しい制度ですね。それだけに大変重要な問題であると同時に、私はこれは慎重に論議を踏まえていかなければならないとい

うふうに考えるわけです。

冒頭申し上げましたように、私どもの考えでは、OECD理事会勧告の八原則に照らし合わせてみても、あるいは欧米諸国の既に制定をされておる法律と照らし合わせてみても、かなり不十分な点が多過ぎるのではないかと、こういうことなども考えてまいりますと、私どもの今後の審議というものは、特に日本社会党・護憲共同としては慎重に審議をしてまいりたい。それには手続として地方公聴会あるいは参考人の招致、それらを含めて十分な国民との合意が形成できるような審議の場を保障しながらこの問題については取り組んでいきたいというふうに考えておるわけです。

そういう状況があると同時に、背景としてコンピュータ技術というものが我々の予測以上に発達をしていくということは、もう間違いないと思ひうわけですね。そうすると、そういうことが予測される今日の段階でこの法案が制定されたとしても、やはり私は近い将来において変更を加えなければならぬ問題が生じるのではないかと。そのことも予測をされるということになれば、当然この法案の中に学識経験者、専門家を含めた調査研究の場を設けるなどして見直し規定というものをきちんとして入れておくべきではなからうか、こういうふうに考えるわけですが、ひとつ大臣の今後の決意も含めて見解を伺いたいと思っております。

○高島国務大臣 この法案につきましては、過去十年來の勉強の成果を踏まえまして、かつまた、OECD理事会勧告あるいは各国の立法例等随分ございまして、これらをいろいろ参考にしながらまとめたものでございまして、ここに至りますまでの間に、やはり各省庁間の合意を得るということについてはかなり骨が折れたことは事実であります。

したがって、そういう中でようやくまとめ上げた法律ではございますが、もちろん非常な勢いで情報処理というものは変化をし、進歩をしつつありますので、この法案でいつまでも対応でき

るというふうに考えているものではありません。しかしながら、当面かなりの勉強の成果を踏まえてまとめ上げたものでございまして、今直ちに何年後見直しというように規定を入れていただかなくても当分はこれでいけるのかなというふうな自信を持って実は御提案を申し上げたものであります。

それから、御提案の審議会等につきましては、これは広く学識経験者等の御意見を承る、あるいはまた、今後この法律を具体的に実施していくことができませんれば、その過程におきまして各方面からいろいろな御意見が寄せられると思ひます。国会の御意見はもちろんのことといたしまして、幅広く国民の皆様方の御意見を承りながら改むべきは改むべきである、その辺については私ども決して固執するものではございません。したがって、審議会等を設けて検討する場というものは将来考えてもいいのではないかと、いうふうに思っております。

○田口委員 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○竹中委員長 この際、暫時休憩いたします。午後零時二十一分休憩。

午後一時十九分開議
○竹中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。井上和久君。

○井上和(和)委員 国を初めとしたしまして地方自治体におきまして、行政事務を行うために電子計算機、すなわちコンピュータが導入されてきて既に二十年以上になるわけでありまして、個人情報保護の件数が、総務庁からお聞きしておるだけでも六十二年一月現在で十五省庁に十二億件という驚くべき量の個人情報行政機関に収集をされ、管理をされているのであります。多くの国民は、こうしたコンピュータによる個人情報の管理というものが進むにつれて、国は一体自分について

のどのような情報を持っておるのであるか、あるいはその内容に間違いはないのであるか、またどういう目的のために使われるのであろうか、こういうふうな不安を持っているというのが実情でございます。

そうした中、今回政府は個人情報保護法案を提出したのであります。この法案の内容を見まして私は、これは果たして行政機関のコンピュータから個人のプライバシー、さらには基本的人権という最も大事な目的が守られるのであろうかどうか非常に疑問に思えるものでございまして、そこで、これら疑問点につきまして一つ一つ伺いをいたしたいと思ひます。

まず最初に、政府の個人情報保護法が制定されたならば国民にとつてのメリットというものはどういふものがあるか、すなわち法制定することによつて国民の受ける利益とは一体何であるかということについて伺いをいたしたいと思ひます。

○高島国務大臣 ただいま井上委員御指摘のように、政府が保有する個人情報というものは非常にたくさんあるわけでありまして。政府におきましては、一般的には国家公務員の守秘義務等によりましてこれらの個人情報のみだりに他に使用目的以外に流れるというふうなことにについては厳しく戒めておるところでありますけれども、しかし電算処理の持つ特性といたしまして、それらが容易にオンライン化される、あるいはまた検索等が容易に行われる、大量情報処理は確かにできるけれども管理の上においてはやはり適当な規制を加えなければならぬ時期にきているのではないかと、いうふうに思われるわけでありまして、アンケート調査等におきましても国民の皆様方から、自分に関する情報というものがどんな形で蓄積され、どのような利用をされているかという点について不安である、不満であるというふうな声もたくさん出ておるところであります。

そこで、本法案の制定によるメリットいかんというところでありますが、具体的に申し上げます

と、今現在では電算処理されました情報の取り扱いについては法的な制度措置が全く確立されていないわけであり、この法律を制定することによりまして、我が国で初めて制度的に規制が確立することになります。一つには、個人情報利用、提供が制度的に制限されることになりまして、自己に関する情報がみだりに他人に知られるのではないかと国民の不安感が解消される。さらにはまた、個人情報ファイルの公示、開示請求権の設定によりまして、国が持っている自己情報を知ることができるようになる。さらにまた、訂正の申し出をすることができるということになりまして、誤った情報に基づく不利益処分を受けるおそれが少なくなるというようなことがございます。さらにまた、個人情報情報のコンピュータによる処理というものを統一的に規制をすることによりまして、行政サービスの向上、行政の効率化が期待できるというようなメリットもあるかと思うわけであり、

さらにまた、先ほども御答弁申し上げましたが、市町村におきましてはかなり個人情報保護条例が制定されておりますが、都道府県においてはわが国の出方待ちというような状態になっておるわけでありまして、特殊法人についてなぜ制定しないのかという御指摘もあつたわけであり、

また、これらにつきましても、この法律が制定されますれば右へ倣えというか、必ずしも準ずるという形ではないわけであり、必ずしも準ずる、それぞれそうした対策が促進されるであろうというふうに考えております。

さらに、やはり御指摘があつたことでありますが、この法律で規制をいたしますのは国が保有する個人情報、しかも電算処理をされたものに限定しておるわけでありまして、非常に多くの分野がいわば手につけられない、そういう状況にまだございます。民間部門については特に関係省庁においてそれぞれ検討し、若干の規制はいたしておりますが、まだほとんど手つかずの状態にあると言つても過言ではない。そういうものがこの法

律が制定されますことによりまして少なくとも前進せられる足がかりになるのではないかと、いうふうに期待をしております。

○井上和委員 本来、個人情報保護の立法というものは、個人情報を利用する本人への開示や訂正の申し立てを認めることによりまして、行政機関が勝手に情報を集めたり使用することがないように、ここに歯止めをかけるというところに立法の趣旨というものがあつたというのが一般的だ、こういうふうには私は考えます。

しかし、この法案というものは、まず第一条の「目的」では「行政の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護する」ということを明らかにしております。これは、国民の基本的な権利を保護することよりも、行政側の便宜のために行政機関内部及び行政機関相互間における個人情報の利用を促進することを強調しておるのじやないかというふうに、この「目的」を見て思うわけがあります。すなわち、行政の運営と個人の利益、

こういふ二つの事柄がてんびんにかかれておるわけで、どちらかといえば行政の適正かつ円滑な運営の方が個人の利益、権利の保護というよりも優先しておるような感じがする。これはむしろ個人の利益、権利の保護ということの方が建前の状況になっておらないのかというふうに思えるわけであり、この点について御見解を伺つておきたいと思つております。

○高島国務大臣 この法律は個人の権利利益を保護することを目的とするものであることは申すまでもないところでありますが、ただ、いわゆるプライバシー一般ということになりますと、私ども総務庁として手の届かない範囲が非常に多くござい、私どもの役所として手の届く範囲というのはやはり政府が保有する個人情報でありまして、したがつてそういう意味合いにおきまして、あるいは見方からしますと前後逆ではないかという受け取られ方がされるかもしれませんが、役所の立場からいたしますと私どもの守備範囲におけ

る個人情報の保護、それをきちつとやることを通じてプライバシーの保護にもなり、ひいてはまた行政効率の向上にも資することになる、それはまた国民一般の利益でもあるという考え方でこのような書き方をいたしておりますので、その点の字句の使い方につきましては実はいろいろと論議をいたしたところであり、役所の立場からいたしますとここが限界かなというところ、そのような表現にまとめた次第であります。

○井上和委員 先ほど長官にお答えをいただきましたが、国民の受ける利益のところでは、一方ではまず初めに御説明がございまして、個人の情報の利用、提供を制度的に制限することなどにより自己に関する情報というふうなお答えがございまして、そして次に、行政情報システム発展のための土台が整備されるというふうなお答えだと思つておりますが、法案はむしろ、これは変なことみたいですが、これも逆に逆におつておるわけでありまして、ともかく行政情報システム発展のための土台が整備される、同時に個人の情報を守つておるという話にとれるわけであり、私は、これは大変しつこいようなんですが、個人情報保護、すなわちプライバシーの保護ということと行政情報システム発展のための土台を整備するということ、この二つが「目的」にうたわれておるわけでありまして、どちらを最も優先すべきなのかということについての見解をもう一度お聞きしておきたいと思つております。

〔委員長退席、前田委員長代理着席〕
○高島国務大臣 御提案申し上げております法律の第一条に「行政の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護すること」を目的とする」といふふうに書いてございまして、御指摘の「行政の適正かつ円滑な運営を図り、」が先ではないか、こういう御指摘があると思つて、あくまでも個人の権利利益を保護することを目的とするのが第一義でございまして、それを行政の適正かつ円滑な運営を図りながら確保していくというふうに読んでいただきたいと思います。

す。

○井上和委員 OECDの勧告などを見ましても、個人情報の保護制度は個人のプライバシー権を保護することが基本的な目的であつて、個人情報の円滑な流通を図ることはその目的ではないというものであります。我が国政府は、このOECDのプライバシー保護のためのガイドラインについての勧告を採択しておるわけであり、したがつて、この法案はこの原則から大きく後退しているという見方ができるわけであり、

こういうことになりまして、国際間の批判が強まるおそれもありますし、また基本的にOECDの勧告を採択しているという事実に基づきまして、このことを政府は慎重に遵守すべきであると私は思うわけであり、

まず、OECDのガイドラインに関するガイドラインにつきましては詳しくお答えをいたしたいと思つて、我が国は勧告を採択したのだと思つて、この内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○重富政府委員 ちよつと長くなりますけれども、お答え申し上げます。
OECD理事会勧告は、プライバシー保護のための法的措置を講ずること、プライバシー保護の名目で個人データの自由な国際流通に対する不当な障害を設けないことの二つを目的にできていることは先生御承知のとおりでございます。そこで、プライバシー保護に関して八原則をガイドラインで示しております。その八原則について御説明を申し上げます。

まず第一番目に「収集制限の原則」というのを掲げておりまして、その中身を申し上げますと、「個人データの収集には、制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適正かつ公正な手段によつて、かつ適当な場合には、データ主体に知らしめ又は同意を得た上で、収集されるべきである」というのが第一でございます。
第二には「データ内容の原則」というのがござい、

まず「個人データは、その利用目的に沿つたも

のであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり最新なものに保たなければならない。というのが第二でございませう。

第三に「目的明確化の原則」というものがございませうが、「個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならない。その後のデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しないであつて、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。」

第四番目の「利用制限の原則」でございませうが、「個人データは、第九条——目的明確化の原則を指しておりますが、第九条により明確化された目的以外の目的のために開示利用その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。(a)としまして「データ主体の同意がある場合」(b)としまして「法律の規定による場合」。

五番目の「安全保護の原則」でございませうが、「個人データは、その紛失もしくは不当なアクセス・破壊・使用・修正・開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない。」

第六番目の「公開の原則」でございませうが、「個人データに係る開発、運用及び政策については、一般的な公開の政策が取られなければならない。個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、通常の住所をばつきりさせるための手段が容易に利用できなければならない。」

七番が「個人参加の原則」でございませう。これはちょっと長うございませう。「個人は次の権利を有する。(a)データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。(b)自己に関するデータを、(i)合理的な期間に、(ii)もし必要なら、過度にならない費用で、(iii)合理的な方法で、かつ、(iv)自己にわかりやすい形で自己に知らしめられること。(c)上記(a)及び(b)の要求が拒否された場合には、その理由が与えられること及びそのよ

うな拒否に対して異議を申立てることができること。(d)自己に関するデータに対して異議を申立てることができること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、補正させること。」

八が「責任の原則」。「データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。」とございませう。

そうしまして、このガイドラインについてのメモランダムがございませうが、その中には、各国の行政制度、伝統、習慣に則して八原則を柔軟に適用してよいということが述べられております。

以上でございませう。

○井上(和)委員 これらの点を踏まえまして、提案されております法案自体につきまして何点かお伺いをいたしたいというふうに思ひます。

まず、この法案の対象を政府の行政機関が保有している個人情報に限っているだけではなくして、コンピュータ処理によるもののみとして二重に限定されている点がございませう。個人情報について民間部門においてもかなり大きな情報量となっておりまして、マスメディアプライバシーを初めといたしまして、クレジットプライバシーあるいはダイレクトメールプライバシーなど、指摘するだけでもかなり広い範囲にまで広がっておりますが、実情でございませう。まず、今回行政機関だけに限定されている点に不満はあるわけでありまして、民間部門については今後の動向によることとして、コンピュータ処理によるもののみ限定された点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

国の行政機関に関する個人情報にはコンピュータ処理の個人情報情報ほかに手作業処理、いわゆるマニュアル処理の個人情報情報もかなり蓄積をされておるといふふうにお聞きしております。

そこで、手作業処理の個人情報、すなわち手書き文書はなぜ対象としないのか。また、アメリカなどはコンピュータで処理された個人情報とともに手書き文書も同様にしておるといふことをどう

でありませうが、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

いと思ひます。

○高島国務大臣 井上委員御指摘のように、個人情報につきましても政府が保有するものあるいは地方自治団体が保有するもののほかに、非常に大きな民間分野があるということは私もよく認識しております。この民間分野に対する規制の問題につきましては、かねてから経済企画庁あるいは大蔵省、通産省等々におきましていろいろと勉強もし、あるいは一部既に取り扱いの指針等が決められておるともございませうし、通達等を出しているところもあるわけでありませうけれども、何分にも関係する方面が非常に多いものですから、まだ法案としてまとめる段階に至らないという状況にあります。

反面、政府の保有する個人情報につきましても、先申し上げましたように、非常に膨大な量にわたっておりますので、これについての規制は行革審あるいは臨調等の答申におきましても一日も揺るがせにすべきではない、適当な規制を考へるべきであるというふうなことが指摘されておるわけでありませう。かつまた、OECDの今御指摘のありました理事會勧告あるいはまた諸外国の立法例等々を勘案してみまして、国といたしまして、将来民間部門における規制は当然なすべきといたしまして、まずは国の方の個人情報保護について規制を速やかに立法すべきである、このように考えまして今回の御提案になったわけでありまして、民間部門をおろそかにしていいとは思ひません。

ただ、役所の立場で申しますと、総務庁として民間部門については私どもの手の届く範囲を超えておりますので、それはそれぞれの省庁で今後協議を進めていただくべく努力をしたいと思ひます。そしてまた、こうした法律が制定をされればそれをきつかけにして少なくとも前進させていくことができるのではないかとこのように期待をしておるところであります。

それから第一点の、手書きといひましようか手作業の分をなぜ入れないのかということにつきま

しては、日本では従来縦割り行政が非常に、何と申しましようか、弊害も指摘されましたが、反面、縦割り行政であることによつて、それぞれの省庁が持つております情報というものが他の省庁なり他のセクションなりに、同じ省庁内にありましても他のセクションには流れにくいというよう

な形になっておりましたし、かつまた、いわゆる公務員には一般的に守秘義務が課されておるといふことがあります。コンピュータ処理されたものにつきましても容易にオンライン化もされ、そしてまた検索もできるというふうな特性がございませうが、少なくとも手作業によつて作成されたものについては、その担当者以外あるいは担当の極めて限られたセクション以外には、よほど何か特殊な事情がない限り、それを他で利用するとかあるいは閲覧するとかいうことは相当な手続を経なければできない仕組みになっておりましたので、かつまた、それを全部規制の中に入れますと極めて膨大なものになってしまつて、果たして法としての実効性が保証できるかどうかというふうな懸念もございませう。そういうことからいたしまして、

いわば管理が比較的徹底しやすい、かつまた情報に他転用されやすい電算機処理された個人情報

を対象として今回規制をするというふうにしたわけでありませう。

○井上(和)委員 そこで、総務庁長官に重ねて一つ、二つ伺つておきたいのですが、まず基本的な事柄といたしまして、国民の個人情報の保護ということについての考え方を長官から伺いたいと思ひます。

○高島国務大臣 一般的に個人情報の保護ということになりますと、非常に膨大なことになると思ひます。特に、民間部門における最近の個人情報蓄積というのは非常に膨大なものがあると思ひます。先般も、ちょっと前の話であります。あるテレビでやつておりましたけれども、ある家庭でその家族構成がどんな形になっておつて、収入がどのくらいあつて、借金がどのくらいあつて、買

かえ時期はいつだなどというようにことがそっくりコンピュータにインプットされておる、そこまで個人の情報が把握をされておるというようにことまで言われておるわけでありました。したがって、プライバシー全般について保護をするということにつきましては、これは法務省あたりが中心になりまして今後検討を進めるべきであるというふうに考えますし、また、民間の流通段階における問題については通産省あたりが中心になって検討を進めていただかなくてはならぬというふうに思いますが、政府の保有する個人情報の保護ということについては政府の責任においてやらなければならぬ、それを規制しようというのが総務庁の考え方でありました。

○井上和委員 それからもう一点伺っておきたいのは、現に大量の個人情報というものが行政機関の中に蓄積をされております。そういうふうにとくさんたまっておるのですが、このたまっておるそのもの自体というのは、その個人情報とは一体これはだれのものだとお考えになっておられますか。

○百崎政府委員 この法律で言っております個人情報とは、申し上げるまでもなく、行政機関が法律に定める所掌事務の範囲内で行政目的を達成するために収集、保有しているというものでございすけれども、これを取り扱う上でまさに本人の権利利益が侵害されないよう行政機関側はこの法律によっていろいろな規制を加えている、こういうことでございます。

御質問の趣旨は、個人情報とはあくまで個人情報の主体といえますか、本人そのもののものではなにかということだろと思ひますけれども、考えようによりましては、まさにそういう側面があるわけではございまして、そのために、自己情報の開示請求を認めたりあるいは訂正の申し出を認めたりしている、そういうふうに私どもは理解いたしております。

○井上和委員 そういう側面じゃなくして、むしろ個人情報というものはそこに記録をされてお

る国民一人一人のものであって、政府の所有では決していない、こういうふうに私は思ひます。これが基本的な考え方として重要なところなのであります。現にこの法案では個人情報の所有権がどこに、だれにあるのか、こういう認識というものが非常にあいまいというか、なされておる、私はこれが問題であるというふうに思ひます。また、そういうふうにならざるを得ない、これは国民一人一人のものであるとの基本的な考え方が政府には、先ほどからお伺いしておりましたも側面という表現だけでございまして、私はむしろ主体であり一切であるというふうな考えをすべきであると思ひます。このプライバシーの保護ということ、これをこの法案の中に求めることが難しい原因というものはそういうところにあると私は思ひます。行政側の勝手な個人情報管理法だと私は指摘せざるを得ないというふうに思ひます。だから、これから具体的な問題についてお伺いをしたいというふうに思ひますが、まずは基本的に、このようにこの法案が国民の個人情報を守ることにならない、こういうふうにならざるを得ない、この考え方の中にあるというふうな思ひます。

それではまず最初に、個人情報の収集制限についてお伺いをいたします。この法案では、収集制限の規定が一切行われていないということなんです。昭和六十三年の総理府の世論調査によりますと、先ほど若干触れられてもおりますが、人に知られたくない情報としては、年間収入あるいは納税額、財産状態などの記録が四八・四％と、これがトップを占めております。そして、次に家庭生活の状況、これが二一％を占めております。以下、主義信条、病歴・障害、公的扶助、学歴・職歴、職種等と続くわけでありました。

プライバシーは、人に知られたくない権利というだけではなくして、個人の秘密が公になった場合に人権やあるいは財産の侵害を招く場合も少なくないという意味で、言いかえるならば、幸福を追求するその追求の上での重大な人権の一つが損なわれるということがあるわけでありました。したがって、個人情報をも自分でコントロールする権利というのは、何と云ってもこの情報収集の段階、いわばその入り口時点で既にきつとコントロールができるようなやり方になっておるのが正しいと私は思ひます。

行政機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報、さらには社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報など、個人の尊厳に関する基本的事項及び基本的人権の中核をなし、かつ多数決原理によって侵すことのできない不可侵の権利に関する事項につき個人情報を収集し保有することはできないと考えるのが基本であります。違憲や違法な人権侵害となる個人情報をも初め、それ以外においても本人が他人に知られたくないと思ひつて、個人情報をも本人に無断で収集し保有すること、明らかにこれはプライバシーの権利を侵害していると言わざるを得ません。したがって、これは大変な問題であるというふうに私は考えるわけでありました。したがって、この点についてお答えをいただきたいというふうに思ひます。

○高島国務大臣 ただいま井上委員が御指摘になられましたようなことを、例えば民間のある機関が本人に断りなしにそのような情報を収集したとするならば、これは明らかに御指摘のようなことになるだらうと思ひます。しかしながら、政府の機関が持つております個人情報というものは、すべて法律に基づいて収集されたものもしくは行政上必要の限度において、その限りにおいて最小限その目的を達成するために収集されたものの蓄積でありまして、いわば国が行政行為を行う場合に当然必要とされるもののみに限られておるものであります。

したがって、ただいま本人の同意云々というようにございしましたが、本人の同意なしには収集できないという規定は、諸外国におきましても民間部門においてはそのようなことがございします。例えば、民間部門における個人情報の保護におきまして、本人の同意なしにそのようなことの収集がされた場合に、それを消去させる権利を認めるとか、そういうことはございしますが、例えば国が持つております医療でありますとかあるいはまた租税の課税の状況でありますとか、そういうものは法律に基づいて実施をしておるものでありますからして、これは本人の同意の有無ということとは関係がないというふうに理解しております。

○井上和委員 あくまでも個人の情報を収集をした場合、その個人にこの情報は基本的な問題だということを知らすということは私は基本的な問題だと思ひます。知ることですね。これが知られない間に進んでいるということが一番いけないことであるというふうに私は考えるわけなんです。そう考えますときに、ちょっとたいていの御答弁では納得をしがたいところがあるわけでありました。これにつきまして、現在お集めになつておられます情報の件についてお尋ねをしておきたいというふうに思ひます。

きょうは法務省それから外務、通産、郵政、警察、こういう省庁の方に来ていただいております。それで、それぞれの省庁におきまして現在お持ちのファイル名をお聞かせをいただきたいと思ひます。それから、個人情報の件数がどれくらいあるのか、それぞれ省庁別にまずお聞きをいたしたいと思ひます。

○長山説明員 お尋ねのまず法務省の保有するファイル件数ですけれども、合計しますと三十九件ございします。そのファイルにつきましては、ファイル名をこれから申し上げたいと思ひます。たくさんありますので主要なものを申し上げますと、まず日本人帰国記録マスターファイル、次に外国人出入国記録マスターファイル、それから外国人登録記録マスターファイル、さらに司法試験第二次試験データファイルなどがございします。

○伊藤説明員 外務省といたしまして保有してお

ります国民の個人情報に関するファイルでございますが、一般旅券を取得するに際しまして申請者の方々からその申請書に記載していただいた事項、これに交付いたしました旅券番号それから発行年月日等を追加いたしました、いわゆる旅券発給マスターファイルというものが存在しております。この旅券発給マスターファイルに含まれております件数でございますが、情報の件数は約一千三百万件でございます。

○菅沼説明員 お答えいたします。

警察庁では、運転免許に関する個人情報ファイル、風俗営業に関する個人情報ファイル、銃砲に関する個人情報ファイル、家出人に関する個人情報ファイルなどを作成管理しております。

それぞれの個人情報ファイルに記録されております情報の件数につきましては、運転免許に関するものが約五千六百万件、風俗営業に関するものが約二百万件、銃砲に関するものが約三十三万件、家出人に関するものが約三百万件であります。

なお、このほか犯罪捜査のための個人情報ファイルも作成管理しておりますけれども、その具体的な内容につきましては、犯罪捜査活動への影響等もございまして、よろしく御了解をお願いいたします。

○谷説明員 お答え申し上げます。

郵政省が保有しております電子計算機を利用しました個人情報ファイルといたしましては、本年六月末現在で三十九件ございます。その内容といたしましては、郵便貯金、簡易保険等の原簿ファイル、それからパーソナル無線あるいはアマチュア無線の無線局のファイル、通信病院の診療関係のファイルといったようなものでございます。

○桐山説明員 御説明いたします。

通産省の個人情報ファイルに該当すると思われるものは、計量士の国家試験についてのファイル約一万八千人分を六年分保有しております。及び特許等の出願、登録、審判等の業務ファイル、全体で約三千三百万件。以上の二種類でございます。

○井上(和)委員 それでは、総務庁から、十五省庁すべての省庁のファイル数と情報件数について省庁別にお伺いしたいと思います。先ほどの重複になるかとも思いますけれども、確認でございますので、お願いいたします。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

最初にお断りしておかなければなりませんが、各省庁のお答えになったファイルの保有数というのは現時点のものであるかと思っております。私も現段階で把握しておりますのは、六十二年一月のものでございます。

それでは申し上げます。まず郵政省でございますが、ファイル数三十四、件数約四億七千三百一十一万件。厚生省、ファイル数五十九、情報量三億九千五百八十四万件。警察庁、ファイル数六、情報量、件数でございますが、一億二千六百六十六万件。文部省、ファイル数百十九、件数七千六百八十八万件、うち学校関係がファイル数で千四百一十一、件数で七千六百五十五件でございます。次に労働省でございますが、ファイル数九、件数四千五百四十五万件。次に運輸省でございますが、ファイル数十、件数四千三百八十一万件。法務省、ファイル数二十五、件数三千七百七十九万件。大蔵省、ファイル数六、件数二千七百三十七万件。通産省、ファイル数三、件数四百九十九万件。外務省、ファイル数一、件数三百七十四万件。総務庁、ファイル数二、件数三百一十一万件。防衛庁、ファイル数十一、件数百二十八万件。環境庁、ファイル数六、件数三十七万件。建設省、ファイル数二、件数二十七万件。科学技術庁、ファイル数五、件数二万件。合計いたしますと、十五省庁でファイル数が千二百九十八、データ数が十一億八千五百五十九万件でございます。

○井上(和)委員 六十二年一月現在ということなんですが、もっと新しいのが出るかなと思っておりますが、なかなかこれは遅いというかあれだという感じがいたします。

それから、現在までのこの十一億八千云々の中で、これを個人に対して全部オープンに知らせることができていくというものとあるいはないというものがあろうと思うのですが、この比率はどうでしょう。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

まだ正確な数字はつかんでおりませんけれども、事実上個人に開示されるものは全体の件数の八、九〇％、八割から九割でございます。

○井上(和)委員 現時点で大体八〇％公開されておるといってお話でございます。この問題がしっかりと進むということが私は大変大事なことであると考えられるわけでありまして、例外事項等を設けないでしっかりと公開をするということの原則にして進めてもらいたい、そういうふうに考えるわけでありまして。

それで、現に提案されております法案は例外事項というものが、不明確あるいは広範囲、無限定、そういうふうに行われておる事例が非常に多いわけでありまして、今後これについてはどういうふうにお考えでしょうか。例外事項の件です。

○百崎政府委員 ただいまの御質問は個人情報ファイルについての公示の問題ではなからうかと思っておりますが、私も基本的には個人情報ファイルというものが、私どもも基本的には個人情報ファイルというものが、できるだけ広く国民に知られるということが望ましいというふうに考えております。

特に個人情報のファイルを一般に公示することによりまして、それをもとに各個人が自分の自己情報についての開示請求をするとかあるいは訂正の申し出をする、そういうことの前提になるわけでございますので、基本的にはできるだけ広くそれを開示する必要があると考えております。

ただ、一方におきまして、行政機関がそういった個人情報のファイルを保有するというのは、先ほども大臣から御説明申し上げましたように、行政目的を実現するためにそういったデータを収集、保有しているわけでございます。そういう行政目的の実現という公益目的を達成する上でどうしても支障がある場合には、やはり一定の限度

での制限を加えるべきものだと考えております。

○井上(和)委員 これにつきましては、ファイル簿の作成、閲覧の問題につきましても「事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがある」と認めるときに「このようないかなる例外が設けられるわけでありまして。それからまた、「政令で定める」というふうにお書きになっておるわけですね。だから、政令で定めるといふふうな仕組みを使いまして結局は個人情報すべてを知ること、このプライバシー権の基本をどうしても無視するような結果になるんじゃないのか、「政令で定める」といふふうな言葉でもってそれが覆いかぶさるような憂いがありやしないかというのを私は憂えるわけでありまして、今お伺いをしていくわけでありまして。でないと、非常に秘密めいたものになると大変よろしくないと思っております。これについてお答えをいただきたいと思っております。

〔前田委員長代理退席、委員長着席〕

○百崎政府委員 例え、先ほどの公示の例外といたしまして、この法律の規定の中に「犯罪の予防に関する事務」あるいは「国際捜査共助に関する事務」等々、若干の事務を挙げられておりますが、その最後に、先生おっしゃるような「前各号に掲げる事務に準ずるもの」として政令で定める事務」というふうに書いてございます。そういう意味で、いわば無原則に政令にこれをゆだねているということではございませんで、ここに限定列挙いたしました事務に準ずる性質を持つ事務を政令で定める、そういうことを考えているわけでございます。

○井上(和)委員 そうだろうと思うのですが、ただ、このプライバシーに関する問題につきましては、あくまでも小さなこと、細かいことが大事だといふふうにも思いますし、「政令で定める」という言葉でもって済まされるというか、そういうふうにとり行われていくということがありまして、そこら辺が実は大変問題であるかと私は思うので、お伺いしたわけでございます。

いますとタイトルであって、本の中身を総務庁が掌握するわけではないわけであります。ファイル簿はオープンにすべきであるという主張がありますが、関係者の御所見をもう一回ここで伺いしておきたいと思ひます。先ほどお願いしました各省庁別にお願ひしたいと思います。

○長山説明員 今の御質問の趣旨は、ファイル名というのは形式的に各省庁で所管しているのかもしれない。内容について一体どういうふうに把握しているのかという御質問の趣旨であらうと思ひますけれども……(井上(和)委員)オープンにすべきであるという意見があるわけですね(と呼ぶ)そのような意見があると先生はおっしゃっておるのであると申しますが、確かにそういう考え方でも十分成り立ち得るだらうと思ひますけれども、やはりいろいろ検討すべき問題が多いのでございまして、それはこれからの問題であらうというふうに考えてお思ひます。

○伊藤説明員 外務省につきましては、先ほど御説明しましたとおり、個人情報に関するファイルというのは旅券発給に関するマスターファイル一件でございまして、これにつきましては事実上、旅券の発給、交付という事実によりましてほとんどのデータがその申請者に公開されているということでございます。公開されていないものにつきましては、旅券面に記載されない住所等がございまして、そこら辺はごく一部でございまして、今後この法律が通りまして公開するということになりましたら、その時点では、私どもはいかなる方法で実際の公開手続をとるかということを検討したいと考えております。

○桐山説明員 先ほど御説明いたしました二種類のファイルの内容でございまして、計量士の関係につきましては、計量士に合格した人につきましては、現在も担当しております機械情報産業局の計量室の方でその合格者の氏名リスト等を開示いたしております。それから特許につきましては、御承知のように特許公報というものがございまして、特許を認められたものにつきまして、その内

容を詳細な出版物ということで刊行して開示を行つていこうという現状でございます。

○谷説明員 お答え申し上げます。郵政省が保有しております個人情報ファイルにつきましては先ほど申し上げましたような内容でございまして、例えば郵便貯金、簡易保険の原簿ファイルにつきましては、もともと契約者の方との契約の内容を書いておりますので、通帳その他で御本人にもお示ししている内容そのものでございまして。

それから、無線局のファイルでございましてけれども、これも免許証に記載されておりますような内容のものでございまして。それから、通信病院の診療関係記録につきましては、主として職員のものでございまして、また内容は病歴等にわたるものでございまして、そういうことでございまして。

○菅沼説明員 お答えいたします。ただいまの御質問に関連いたします当庁の情報ファイルといたしましては、犯罪捜査に関する情報ファイルが問題ではなからうかと思ひますけれども、御承知のように、大変犯罪捜査が困難化してくる、こういう実情の中で、公共の秩序維持の目的を達成するために、警察といたしましては、犯罪捜査の過程等で得られた情報をファイル化しているわけでございましてけれども、どういうタイプのファイルを持っていますかということとは、捜査活動に密接にかかわってくることでございまして、捜査活動の手法そのものにもかかわることでございますので、その点につきましては、タイトルについても公表すべきものではない、このように考えておりますので、よろしく御了解をお願いいたします。

○井上和委員 次に、処理情報の開示及び訂正請求権についてお尋ねをいたします。個人が自分の情報に対する開示請求権並びに訂正の請求権は、個人情報保護法の制定の中で最も根幹をなす部分であるというふうに思ひます。これ、この法案というものが開示請求権を認めた

ものの訂正請求権については認めていない、これは大変大きな欠点であるというふうにも私は思ひかけております。

そこで、まず開示請求権についてであります。個人が自分の情報について、行政機関のコンピュータにどのような入力というかインプットされて、正確に処理されているかを知るための開示請求を規定していることは、これまで比べて一歩前進であるというふうにも思ひかけておりますが、同時に、先ほど指摘をいたしましたように、ファイル保有の事前通知義務とファイル簿作成義務について、その例外が不明確あるいは広範囲あるいは無限定というふうになっておられるという点になりますと、その分だけ開示請求権の対象がもとより狭いものになっておられるという点であります。そして、この開示請求権にもこれはまた対象から外れているという事項がある。これはどういふものがあるのか、まずお答えをいただきたいというふうに思ひます。

○百崎政府委員 開示請求権の対象外となるものは、一つは、先ほど御議論がございましたが、学校教育法に規定する学校における成績の評価あるいは入学者の選抜に関するものというところでございまして。それからもう一つは、病院、診療所あるいは助産所における診療に関するもの、それからもう一つは、刑事事件に係る裁判もしくは検察官、検察事務官等が行う処分または刑の執行に関するもの、これが開示請求の適用対象外となっております。

○井上和委員 いろいろとそういうふうに対象外の事項というものがあろうと思うのですが、この中で、先ほど午前中にも議論がございました、保有機関と当該第三者との協力関係または信頼関係を損なうと認める場合には開示しないことができると、こういう規定のことなんですね。これにつきまして、法案第十四条の二項二号、個人情報報告のうち、いわゆる第三者から収集された個人情報こそ、私が思ひますに、それが正確かどうかの本人のチェックというものはむしろ必要ではないか、こ

ういうふうに私も考えるわけでありまして、お答えをいただきたいと思ひます。

○百崎政府委員 この個人情報保護に当たりますと、基本的には、個人情報の主体である本人の権利利益が侵害されないようにということが基本でございます。ただその場合に、例えばこの十四条の御指摘のような規定がございましてけれども、個人情報報告の本人以外の第三者から取得したような情報である場合に、保有機関と当該第三者との協力関係あるいは信頼関係が損なわれるという場合には、その処理情報は不開示をすることができ、こういうことになっておられるわけでございますが、これは先ほど申し上げました開示請求の対象外にするということではございまして、個々のケースによりまして個別の判断を加えた上で、どうしても第三者との協力関係を損なうおそれがあるというような場合等におきましては「開示をしないことができる」というふうな規定を定めたわけでございます。

○井上和委員 ここで開示請求権を新設した理由という点について、言うて下さい。

○竹中委員 長 もう一度質問してくれませんか。

○井上和委員 開示請求権を新しくこの中に入れたというお話がございましたね。そう聞いておるのです。その理由について。

○百崎政府委員 ちょっと御質問の趣旨が、開示請求権を認めた理由という意味でございましてか。これは申し上げるまでもなく、自分の情報が行政機関でどういふふうに使われるか、どういふふうに使われているのか、そういうことにつきましては、前のアンケート調査等にもございましたように、やはり一般国民にとっては一番関心事である。そういうことで、自分の情報についてどういふような状態になっているかということを行行政機関に対して開示を請求する、そういう趣旨で設けたものでございまして、ある意味では個人情報保護する上での一番のマルクマールになるものというふうな私どもは考えております。

○井上和委員 続きまして、開示制限の中で、

て、逆に言えばこれ以外にないというのは大変問題じゃないのかという気が私はするわけであります。

といいますのは、例えば行政機関内において職務に關係のない個人情報等を不正に入手をして、またそれを第三者に対して渡すとか売るといふか、そういうことをする。こういうことを例えば国家公務員がしたとしても、それについての罰則はこれには当てはまらぬということなのです。これは処罰されなくてもいいということではない。むしろこういうときのために罰則規定というのはあつていいのではないかと私の思うことでありまして、登録しておる本人の開示の請求の仕方が不正であつたということで、あくまでも個人を指すということから、こういうふうな点についての罰則の仕方を抜かしてはならぬのじゃないかということを感じておるわけですが、行政事務に携わる国家公務員という立場から考えましてもぜひ、そういうことはないとお考えだろうと思つてすけれども、この点について御説明を願ひたいと思ひます。

○百崎政府委員 今の御質問は、要するに例えば国家公務員に対する罰則規定がこれの中にはないじゃないかという御指摘だと思ひます。国家公務員につきましては、先生御承知のように国家公務員法上、法令遵守の義務とかあるいは守秘義務とかそういったものが決められております。行政機関の職員がそういった義務に違反する場合には当然に国家公務員法上の罰則あるいは懲戒処分を受けることになるわけでございます。

それからまた、仮に本法にいろいろな、例えば刑事罰を設けてはどうかという御意見も一部にございましたけれども、特に刑事罰を設けるような場合には、これは犯罪を構成する要件、いわゆる構成要件というものを非常に厳格に決める必要があるわけでございますし、また刑事罰をこの法律についてだけ設けるといふことは、例えば先ほどから問題になっております手作業処理の場合に同じようなことが行われた場合には一体どう

するのか、そのあたりの均衡はとれているのかどうかというふうな問題もございまして、例えばそういう刑事罰を科するような場合には刑事政策のあり方全体についてさらに慎重に検討を加えていく必要があるのではないかと、かように考えているわけでございます。

○井上和委員 収集あるいは保管、管理、そういうことが行われるときにどういうふうに行われるのかということ、これは不正に行われてはならないということとは当然でありまして、特に、私はそういう意味からこれを申し上げたのであります。もちろん、守秘義務違反ということはこのことについても当てはまるであらう、これは先ほど御答弁がございました。そのとおりだと思ひますが、私はこのことで申し上げたわけでありまして、この収集や保管、管理、利用、こういう運用といふまじやうか、それがどういふふうに行なはれていふまじやうか、それについて、だれによつてなされるかということにおいて、その段階での違法なことがあるということもまた許したいことでもございまして、申し上げた次第でございます。

それから、行政機関の責任に関する法案の規定というものが先ほど言いましたように多少不十分である、これを私は思ひますが、特に、第九条に「処理情報の利用及び提供の制限」に関する規定といふことがございまして、「ファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない」といふ原則を規定はしているわけでありまして、ここでも例外というものが設けてありまして、しかも広範囲になつており、違法行為と言へるものはほとんどないのと同じであるといふことだと思ひます。具体的に言いますと、九条二項の二号、保有機関が内部で利用する場合、「所掌事務の遂行に必要な限度で」利用し、「相当な理由のあるとき。」また第二項の三号、他の行政機関等へ提供する場合、「事務又は業務の遂行に必要な限度で」使用し、「相当な理由のあるとき。」さらには、第二項の四号、その他へ提供する場合、「その他処理情報を提供することについて特別の理由のあるとき。」

き。このように違法行為そのものが見つかからないくらいに広範囲に例外というものがつくられておるといふふうには私は受け取るわけでありまして、まさに行政機関にとつてみますと、こういうふうな規定があるといふことは、大変悪く言えばざる法であるといふふうに思ひますし、国民の側から見ましてもそういう点が不徹底だ、こういうふうにも考えられるわけでありまして、これから考えましても、この法案といふものは個人のプライバシーの保護、それを重点とする法律案としては非常に不完全である、こういうふうには私は思ひます。ありまして、これにつきまして、行政機関の便宜を図るためだけではないといふことについての御見解をお伺ひしておきたいといふふうに思ひます。

○百崎政府委員 個人情報等を他の機関等に提供するというようなことが非常に広範に行われるのではないかと御指摘でございますが、これは法律の規定にもございまして、特に行政機関の場合には、仮に他の機関に提供する場合であつても相当な理由がある、社会通念的に見て合理的な理由があるといふような場合に限りております。行政機関以外のいわゆる一般の民間等に出す場合には、先ほど御説明いたしましたように特別の理由がある場合に限りて提供できる、こういうこととして縛つておるわけでございます。

そこで、立場をいいますか、ちよつと考え方を改めてこういつた問題を検討いたしてみますと、一方におきましてこれだけ情報化が進んでまゐつた世の中におきまして、例えば行政改革といふような側面からいいますと、できるだけ窓口を一本化してほしい、こういう国民の要望もございまして、同じような書類をあつちに出し、こつちに出しといふことはとても煩瑣でかわらない、そんなような場合もございまして、それが法律の規定に基づいてきちつとした所掌事務のもとにいろいろな機関がそういった行政事務を行う場合には、やはりその個人情報等を有効に利用するといふ必要が、そういった必要もあるわけでございます。そ

ういうサイドから考えますと、一律に他の機関に個人情報を提供することはけしからぬということにはまたならないのじゃないか。そういう点もかれこれ勘案いたしまして、今回のような法案をつくつたわけでございます。

○重富政府委員 若干補足して御説明申し上げます。個人情報等を行政機関が持ちます場合には、この第四条の一項で「法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定しなければならぬ。」と書いておるわけでございますが、これは先生が今問題にされました第九条の第二項第二号のところでございますけれども、「保有機関が法律の定める所掌事務の遂行に必要な限度で処理情報を内部で利用する場合であつて、当該処理情報を利用することについて相当な理由のあるとき。」とございまして、個人情報ファイルを持ちます場合は、各省庁の中でこの局、極端な場合はこの課まで特定して持ちなさい、そういう形で、保有機関といふふつとした形で持つことを許してないわけでございます。この法律は、この法律は、特定の局または課まで限定してファイルを持つようになさうといふことを言つておりますので、その同じ省庁内でも他部署、他局に渡す場合には相当な理由がなければならぬ。先ほど局長が御説明されましたように、社会通念上妥当と思はれる理由がなければならぬといふことを言つておるわけでございます。同じ省庁内でもそれだけ厳しく規制をしていくわけでございますので、そのことも御勘案願ひたいと思ひます。

○井上和委員 時間が参りましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○竹中委員長 川端達夫君。

○川端委員 委員長、長官、よろしく願ひします。

今回議題となつております行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案についてお伺ひをしたいと思います、今までの

ろんな意味でいわゆる時代の流れとともに個人のプライバシーという部分の議論が非常に盛んになってまいりました。そういう意味で、これまで先進国の中でプライバシーに関しては非常に後進国ではないかというふうな指摘まで受けている我が国にとりまして、今回の法制化で今まで全くないところから個人情報保護のしよう、あるいは利用をしようというふうな、利用の場合に一定の枠をつけていこうというふうな法案が提示されるに至ったという分では、非常に大きな前進ではないかというふうに評価をいたしたいというふうに思います。しかしながら、いわゆるプライバシーの保護というふうな観点、いわゆる個人を守っていくというふうな面では、この法案が持つていくものはいろいろな面でもまだまだ不十分ではないかなというふうなことも指摘せざるを得ないのではないかと、そういうふうな考えをわけます。

それで、一番初めに、午前中あるいはただいまの御議論の中でも出ておりましたけれども、総務庁というふうな立場でなくて、いわゆる政府の立場でプライバシー保護というものについてどういうふうにお考えになるのか、長官の御見解をお伺いしたいと思います。

○高島国務大臣 いわゆるプライバシー全般ということになりましたと、これは総務庁の手の及ぶ範囲をかなり超えた問題でありますので、これ全体については今後大いに検討するべきものであるというふうに思います。

総務庁といたしましては、かなり早い段階から問題意識は持っておったわけでございまして、一番早くは昭和五十一年の一月に、事務次官会議等の申し合わせによりまして電子計算機処理データの保護管理規則というのを定めたわけであります。その後問題意識を持ちましてずっと検討を重ねてきたわけでありますが、今御指摘のプライバシーのうちで、いわゆる個人に属する情報の保護の面におきましては、民間部門と公的な部門がある、これを一本の法律で定めるところもありまして、それぞれ別個の法律で規制をしているところもござ

います。私もといたしましては、民間分野における個人情報保護という問題も極めて重大な問題であり、何らかの規制をできるだけ早い機会にすべきであるというところは当然のこととして考えておりますが、とりあえずは政府が保有する個人情報についてしかるべき規制をすべきであらう。これはOECD勧告がございまして、かつまた諸外国、先進諸国においてはほとんど大部分がこれを実施しておる。そういう状況の中で、サミット参加国の中でいまだ法案を持つておらないのは日本とイタリーだけである。イタリーについては、一遍提案をいたしましたのが、政変によりまして流れて、再提出をするという段階にあったわけでありまして、そうなりますと、日本だけということになるわけでありまして、速やかな法の制定が必要であらう、このように考えまして、プライバシー全体よりは、まずは政府の方をやって、しかる後にそれを第一歩といたしまして民間部門についても適正な規制を考える段階にならう、このように考えて今回御提案を申し上げた次第であります。

○川端委員 法案の背景はそういうことで理解をしておるのですが、私、今伺いたしたのは、その法案の趣旨の前提となるプライバシーというものは保護されるべきであるというふうに私は思うわけですが、その部分の御認識、それからプライバシーというものが、今まで個人の情報を勝手に知られたくない、要するにひとりではないという権利であるというふうな解釈から、最近はこの情報の自分でコントロールできる権利を含むものであるというふうなものが通説になってきているというふうに見聞をするわけですが、そういう観点の中で、今回はその一部であるということではなくて、一般的に政府としてその将来的な分を含めてプライバシーはもう少しきちっと保護していかねければならないという御認識をお持ちであると思うのですが、その点をちょっと確認をしたかったわけです。

○高島国務大臣 私は、その方面の専門の学者で

も何でもありますので、プライバシーの概念について正確な規定を述べようと言われましても、なかなか当を得た御返事はできないわけでありまして、けれども、たゞいま御指摘のように、従来のひとりにしておいてももう権利から今日では学説などといわゆる自己情報コントロール権を含むものであるという考え方があることにつきましては、私も承知しているところであります。民間部門を規制いたしました欧米の法律について勉強してみますと、例えば自己情報を自己の意に反して収集されている場合、これに対する取り消しをさせる権利を認めるというふうなことがございまして、しかしながら、政府の場合には、いわゆる法律、制度に基づきまして極めて限定的に行政の一つの行為として収集をしたものの蓄積でございまして、したがって、自己情報コントロール権と申しましても、一切の登録を拒否するということのような性格のものの中には含まれていないのではないかと、そういうふうに理解しております。

○川端委員 長官はこの法案について非常に御勉強されておるので法案のことまでお触れになりましたけれども、私、一般論として、今そういう個人情報コントロール権を含めたプライバシーを可能な限り保護していくということが国民の間からも求められているし、行政もその基本的な認識の中でいろいろなことをやっていくべきであらうというふうにお考えますし、当然そういう観点に立脚してお考えであると理解をいたしております。

そういう考え方の中で、法律で規制をしていくという部分にOECDが八つの原則というのですかそういうものを示して、一つのガイドラインを提示しているわけですが、プライバシーの保護という観点から、OECDの八原則とよく言われている部分に関してはどのような評価をされているのでしょうか。とんでもないことを言うというのか、非常にそのとおりだというふうにおっしゃるのか。実際の、これから法律をつくっていくというところの技術的な問題は別として、総論的にこういうことを十分にしなくすべきであ

るのかどうかということについて、御見解を賜りたいと思います。

〔委員長退席、月原委員長代理着席〕

○高島国務大臣 いわゆるOECDのガイドラインにつきましては、こういう理事會勧告がなされたことを踏まえて私どもも法案の検討をしてまいったところであります。かつまた、法案の立案の段階、過程の中で、私どもの方から担当官をOECDに派遣いたしまして、たしかあれはガスマンといいましたか、OECDの担当官に私どもも考え方を説明して、見解を聴取する等のこともいたしました。OECDにおきましても、私どもの立案しておる方針につきましてはそれなりの評価をしていただいたという経緯があります。そういうことを踏まえて私どもとしては今回御提案を申し上げたわけでありまして、OECDガイドラインを踏まえての御提案であるというふうな御理解をいただきたいと思います。

○川端委員 今の法案がOECDのガイドラインを踏まえたものであるという御見解であります。そうすれば、もう一つ、政府の方での提案、我が国の状況というものを述べておられるわけですが、けれども、そういう部分でも、国民の間に自己の情報に予期しない形で収集、蓄積、利用または提供されているのではないかと不安感や、個人の権利利益の侵害のおそれを生じさせるからその保護対策の必要性が指摘されている、世論調査でもそういうふうな部分が出てくるというところがかねがね言われているわけですが、そういう部分で今回の法案、OECDのガイドラインは大体それに沿って評価されるものだという御見解でありましたが、もう一つの、今述べましたような国民が持っている世論調査にもあらわれるいろいろな不安に対して、この法案はどの程度こたえられているというふうな御認識をされているのか、お伺いしたい。

○高島国務大臣 何分まだ御提案をした段階でございまして、国民の皆様方にはこの法案の内容について十分御理解をいただくと機会がほとん

でない、一部新聞報道等で伝えられた程度でございまして、ほとんどないわけでありまして。

しかしながら、少なくとも政府が持つておられますコンピュータ処理をされた個人情報につきましては、いろいろな例外規定はあるにせよ原則公開、かつまた訂正を申し出る権利を認めるといふようなことを通じまして、自分の個人情報などのような形で記載されているかといふことについて知ることができると認められるわけでありまして、この法案ができることによりまして、国民の皆様方が持つておられる漠然たる不安の一部は少なくとも解消されるのではないかとはいふふうに思います。

○川端委員 提案の趣旨はそういうところにあるといふふうに思ふわけですが、つばさに法案を読んでみまして、あるいはいろいろな関係する資料等々を見まして、どうもそういう国民のプライバシーの保護という観点よりは行政の都合といふふうな運用といふものにやや力点が置かれていふのではないかとはいふことを、各点で印象として受けます。

そういう中で長官が先ほどおっしゃいましたように、プライバシーの保護という観点では確かに非常に幅の広いものである、今回は官民ある中で官の部分である、そしてその中のコンピュータの部分であるといふふうな、一部であるといふふうに思います。確かに全体非常にたくさんある中の一部を規定しよう、しかしその中で、その一部を規定する場合においても、基本的な哲学といふのですか、思想といふのですか、それは個人の情報を保護するといふもの、個人のプライバシー権利を守っていくといふものに一貫して貫かれたければいけない、このように考えるわけです。その意味では行政の効率化推進がやや前に出ているのではないかなといふふうな印象を受けております。その点に關してはどうでしょうか。きょうの質問も大体そういうニュアンスであったかなと思ふのです。そういう印象を受けとめているわけですが、提案者としてはどういふお考えなん

でしようか。

○高島国務大臣 法律の第一条の書き方がそのよう書き方にとられがちな表現になっておりますので、その点がどうも一番ひっかかるのではないかなといふふうに思います。

私も、実はその点についていろいろと議論を重ねたところでありまして、あくまでも個人情報保護を目的とするというのがこの法律の第一義でありまして、それを行政運営の適正化、円滑化を図りつつやるといふ、図りつつの方はつけ足しでありまして、保護の方が第一義であるといふふうに読んでいただきたいといふふうに思つております。

○川端委員 ぜひともそう読みたいわけですが、先ほど少しお触れになりましたけれども、総務庁の方でいろいろと検討していたけれども、実際にその情報を保有し管理をしている各省庁間で随分意見交換といふのですが、すり合わせといふふうなものをおやりになったと思ひます。そういう中で、目的としていわゆる個人情報保護するんだといふ基本的な姿勢と行政の円滑な遂行といふ部分は、やはり相反する部分が出てくる。各省庁については、いろいろとそういうたがをはめられるとやりにくいといふ部分とあつたきといふのが当然出てきたといふふうな思ふわけですが、先ほど若干そういうこと、ニュアンスをお触れになりましたけれども、法案作成の過程で、そういう各省庁との調整といふものでいろいろと問題になったといふのですか、私の想像では多くの例外規定あるいは運用の幅といふものを認めるような形になったのではないかなといふふうな思ふのですが、そこら辺の経緯といふのですか、御努力といふ部分で、お差し支えない範囲でお聞かせをいただきました。

〔月原委員長代理退席、委員長着席〕

○百崎政府委員 こういった法案を国会に御提出する場合には、申し上げるまでもなく政府部内ではいろいろな調整を図るわけございまして、内閣

として一体とした法律を出す、そういうことでございまして、その調整の過程では、確かにこの法案につきましては特に我が国で全く新しい初めての制度である、そういうようなことがございまして、各省庁にとつてみましても、何といひますか、率直に申し上げますと、今後行政機関側として物すごい開示請求が出されるのではないかなといふ不安を持ったこともあるいは一部事実ではないかといふふうな考えております。

いづれにいたしましても、この法案をつくるに当たりまして、私もといたしましては、あくまでも個人情報保護を認るといふ精神だけは第一義的に大切だといふことで、そういう姿勢だけは貫いたつもりでございます。実際の行政の運用に当たる各省のいろいろな御意見を聞いておりますと、我が国の行政の実態あるいは行政慣行、そういう面もやはり考慮すべきではなからうか、そういうことでいろいろな案がございましたが、それを検討いたしました結果、今日お出ししているような法案になったわけでございます。

○川端委員 今いみじくもおっしゃいましたけれども、その行政のおおのの仕事といふ部分、これがまさに行政の円滑な遂行といふことだと思ひます。縦割りの行政の中で、そういう部分では今まで情報を公開するあるいは開示をするといふふうなことは全くなかつたわけですから、非常に抵抗がある。個人の情報を保護するといふ新しい価値観の中でやっていくといふ部分には当然ながら抵抗がある。ただ、そこで実際に今運用されている部分に余りに重きを置くところがある、メーンになつてしまふといふことで、差し支えない範囲で個人の情報を保護し開示をしていくといふふうな流れになつて、前段申し上げました目的が行政の円滑な遂行にウェイトがあるのではないかとはいふふうに読み取れてくる、こんな懸念が非常に強くあります。

そういう意味で、例えば今回こういう法案をつくらうといふときに、既に今も行政は動いているわけですから、各省庁が今までいろいろなファイ

ルを保有しているあるいは相互で利用している、そういうものがこの法案ができることによつて持てなくなる、あるいは今まで借りていたものが使えなくなる、そういうふうな事例は起こり得るのではないかな。省庁との折衝の中で、今回の法律によつて今までのそれは制限をされてしまひますよといふふうなことが発生するのではないかな。

○百崎政府委員 現時点におきまして各省庁が保有しております個人情報のファイル、これは全体はちょっと私も内容まで含めてわかつておりませんけれども、少なくとも今のよう非常に厳しい世の中で行政機関がいろいろな仕事をやっている場合に、必要な個人情報のファイルを持つていふといふことはまず常識的に考えられないんじゃないかと私は思ひます。

それはそれといたしまして、この法律が施行されますと、本法によりまして各省庁は法律に定める所掌事務の範囲内、しかも仕事を上での必要最小限の個人情報を持つていふことに限定されますので、場合によつてはそういう不必要なものがあれば当然これは廃棄していただくことになつてしまふ、また必要以上の事項が記載されているとかあるいは必要以上の個人の範囲が含まれていふといふ場合には、この法律の規定によりまして当然削除されてしまふべきものといふふうに考えております。

○川端委員 現実には不必要なものを持つていふはずがないですね。不必要なものを持つていふはずがない中で現実利用を行政が運用されている。そういう中で、恐らく今回の法案のいろいろな規制の中でもほとんど実害がない、だから支障のない範囲で通知をし公示をし開示をしていくといふ、今まで開示されなかつたのがされるというのには前進なんですけれども、そこにスタンスが非常に官優先ではないかといふふうな部分を印象として非常に強く受けます。これは総論でありまして、そういう意味で、個人情報の保護を目的としていくといふことであれば、当然ながらコンピュータの処理だけではなくて、マニュアルの部

分も基本的には含めるべきであると思うのです。個人の情報の保護という観点からはそうだと思いますけれども、これを外した理由をお伺いしたいと思ひます。

○高島国務大臣 先ほどもお答えしたところでありましても、日本の役所というものは縦割りの行政でありまして、かつまた同じ省庁内においても部局間においてほとんど情報が閉鎖的であるというふうな形になっております。

そういう中で、いわゆる電算処理をされた情報というものは、大量に処理をされ、かつまたオンライン化され、検索等が容易であり、その項目だけではなくて他の項目まで操作をしますというふうに出てくるというふうなことがありますので、したがってコンピュータ処理されたものについては速やかにしかるべき規制をかけるべきであるというふうな考えがたけでありますが、いわゆる手作業によつて個々に各セクションにおいて持つております情報につきましては、それぞれ公務員の守秘義務なり法の遵守義務なりございまして、みだりに他に漏らしてはならないということになっておるところでありますし、かつまたそのような資料等につきましては、部局外の者がこれを利用するとか閲覧するとかということは役所の機構上そうあり得ることではないというふうにも考えるわけでありましても、当然これらは守秘義務なりなんなんの対象にもなり、規制をされているところでありましても、今回はそれを含めると非常に膨大な量になりまして、実質的に規制が非常に難しくなるというふうな問題もございましたので、したがって電算処理をされたファイルに蓄積されたものに限るというところにいたしましたのでございます。

○川端委員 守秘義務あるいは仕組としての部外利用が余り実態的にされないというふうなことはわかるのですけれども、それだけが個人情報保護ではない。機密漏えいとかいうことだけではなくて、そういうもののファイルがあるということを知ること、あるいはその中身が間違っているかどうかというふうなことも含めて言う

と、個人の情報を保護するという観点からいえば、何もコンピュータに限るという性質のものではないというふうに思ひます。

そういう意味で、今回のものはまさにコンピュータの部分というふうに限定をされたわけですが、将来的にはどういうふうなことを考えておられるのか。これはもう将来ともにそういうふうなものはするつもりがないのか、検討をしていく課題であるのか、そういうことについてお伺いします。

○高島国務大臣 OECD理事会勧告では、個人データの自動処理についてのみガイドラインを適用することを妨げるものではないということになっておりますので、一応日本の現在私どもが提案いたしております法律は、このOECD理事会勧告に反しない形でお出しをしておるわけであります。諸外国におきましても、確かに手作業処理の個人情報対象としておる国もございまして、それらについてもかなり限定的な形で規定をしておるようであります。

今回の法律を制定させていただきますならば、将来の課題としてそのようなことにつきましても勉強させていただきたいというふうに思ひます。

○川端委員 個人情報の保護という趣旨からいって、私はこの法は実務的にはよく理解はできませんけれども、この法案の趣旨からいって、精神条項として、いわゆる個人情報というものは個人のまさに基本的な人権として守るのだ、そこにはコンピュータもマニュアルもない、そういうものであるという基本的な姿勢というものを明示になるべきではないか。その中で具体的にいろいろ規制をする部分、制限を加えていく部分に関してはコンピュータに限定をする。初めからコンピュータだけという、何か受けとめとしてマニュアル部分はどこでもいいのじゃないかというふうな点にはどうでしょうか。

○百崎政府委員 私どもは、むしろこの法案が成立することによりまして、手作業で行われている部門につきましても、この法律の精神を實際に各省庁が生かして個人情報の保護を事実上やつていただける、そういう期待をされているところでございます。

立することによりまして、手作業で行われている部門につきましても、この法律の精神を實際に各省庁が生かして個人情報の保護を事実上やつていただける、そういう期待をされているところでございます。

○川端委員 期待はしばしば裏切られるので、そういうことも将来マニュアルをどうするかというときにはぜひとも考えていただきたい。それは基本的なことだというふうに思ひます。

関連をしようというか同じような部分で、先ほど長官もお触れになりましたので繰り返したくなるかもしれませんが、公的部門だけではなく民間の部門も検討の課題であるということなのですが、これは非常に膨大な量になっているし、いろいろな意識調査、世論調査等でもやはりこの部分で、知らない会社からダイレクトメールをどんどん送ってくるというふうなことで国民も非常に不満を持つています。これはよくよく調べると、いわゆる公開された情報に基づいている部分も現実にはあると思ひます。しかし、そういうことも含めて、だれが何を知っているかわからないという部分で国民の実際の漠とした不安としては、いわゆる私的部門に属してのそういう規制というものがどうなっていくのかわからないというふうに認識をしていくというふうな思いなのですが、これはやはり何らかの形で規制をしていくべきだ、そういう流れをつくるべきだというふうに思ひますが、これからの検討の予定も含めて御見解をお伺いしたいと思ひます。

○高島国務大臣 ただいま御指摘のように、民間部門におきましても膨大な個人情報の蓄積がされ、それがいろいろな形で利用されておるわけでありましても、たしかこれは国が保有する情報のごく一部でありましても、たまたま流出をして民間に利用されたというふうなケースもあつたやに記憶しております。そのようなことは極めて遺憾なことでありまして、あつてはならないことでありますので、厳しく規制をしていかなければならないというふうに思ひます。

民間部門につきましても、今経済企画庁国民生活局で取り上げて検討しておりますことと、それから通産省、大蔵省が個人の信用状況についてのデータの管理について規定をしておるところであります。いずれにいたしましても、民間部門の方がむしろ大きな問題ではないかという認識は私も持っております。

ただ、関係省庁が非常に多くて、総務庁としてこれを手がけるということには非常に難しい立場にございまして、私どもがこういう法律を国として定めることによって、民間部門にも定めるべきであるという機運が高まり、そしてそれへ向かつて大きく前進するように期待をしております。国会においても大いにそうした御議論をいただくことは大要役に立つことであるというふうに思っております。

○川端委員 民間部門は今すぐというのには難しいと思ひますが、ぜひとも御努力いただいて、国民の不安の解消になるようにしていただきたいというふうに思ひます。

そういう中で、今お触れになりましたけれども、情報が漏れているという事件が既に起こっている。一つは、千葉の社会保険事務所から受給者協会を通じて通信販売の会社に年金受給者の名簿が三万人ほど流れて、天皇陛下最長寿記念の純金小判を買いませんかとというふうな事例。あるいは社団法人全国軽自動車協会連合会の磁気テープのコピーが自動車会社に回った、現実にこういう事件が起こっているわけですね。そういう部分、特に行政機関に準ずる特殊法人に属して既に問題が発生をしているという部分で、当然ながらこの今まさに新しい法律をつくらうというときにそういう枠内に入るといふふうな思いをしていただいております。その点についてはどういうふうに認識をされているのでしょうか。

○百崎政府委員 端的に申しますと、この個人情報保護法を特殊法人にも直接適用してはどうか、多分そういう御趣旨の御質問だと存じますが、特殊法人は先生御承知のように、いわば公共性の高

い事業を行わせるために事業運営についてできる限り経営の自主性とかあるいは弾力性を認めて能率的な経営を行わせる、こういうことで国とは別の法人格を与えてつくっているものでございませう。そういう意味で、そういった特殊法人につきましても国の行政機関と全く同じように一律に個人情報保護法を適用することは、かえって経営の自主性、弾力性を損なうおそれがある、そういうふうなことから適当ではないのではないかと、いうふうに考えて、特殊法人につきましては、法律にもございしますように、国の施策に留意しながら個々の特殊法人において必要な措置を自主的に講ずるといふ努力義務を課しているところでございします。

おっしゃいますように、確かに特殊法人は公共性の高い仕事を行っておりますけれども、ただ一方におきまして、先ほどもちょっと触れましたが、特殊法人の職員につきましては、国家公務員とは違ひまして、いわゆる法令遵守の義務とかあるいは守秘義務というようなものも課されておられませんで、どちらかというところの実態等を見ますと民間に近いような点がかなりございします。そういうような面からいたしましても、特殊法人につきましてもこの法律を一律に適用することはいかぬものか、こういうふうにご検討されているわけがございまして、それぞれの特殊法人においてこの法律の中身に留意しながらそれぞれが必要な措置を講じていただきたい、私どもとしてはそういうふうにご検討されているところでございします。

○川端委員 民間の場合は、そういういわゆる政府といいますが公の権力というものを及ぼすという部分には慎重にやらなければいけない。その中で特殊法人の場合は、まさにおっしゃるよう個に自主的にいろいろな運営をし、運用をしていこう、事業をしていこうという団体である、そういう意味では非常に民間的な要素を持っている。言いかえれば、個人情報保護に際しても非常に不安な要素を大きく持っていることだと思ふのです。そういう部分に関して、その個々の団

体の自主性にゆだねるというふうなことが、まさに行政の円滑な遂行の方が個人情報保護の保護よりも優先しているのではないかと、いうふうな一つのあらわれではないかな、どうしてそこにその枠をはめることができないのかという点に、御意見は大きな疑問を持ちます。議論をしても、御意見は今伺いましたが、やはりそういう意見もあるということをお認めをいただきたいと思ひます。

それで、全般的な話として、個人情報保護というものを考えるときにもう一つの大きな観点として、いわゆる国の権力をもって行政を行うというときに、それが民主的に行政を行われている、民主的な行政が行われているという保障として、いわゆる個人情報公開制度というものがあつて、その情報公開の円滑な遂行の中に個人情報保護の保護というものが位置づけられるという見方も一つあるんじゃないか。プライバシーを保護し、なおかつ行政の情報公開を公開していくというふうな観点から個人情報保護の保護というものは考えられるべきである。議論としても、いろいろな形で情報公開を法で規制をしていかなければいけないのではないかと、いうことがあつて、そういう意味で、情報公開のことがあつて、個人の情報の保護という形の中でいろいろな情報の取り扱いの公開であるとか開示であるとかというものを規制していくというところが、これからの情報公開にとつていろいろ障害があるのではないかなという懸念を持つわけが、すけれども、この情報公開という点に、お伺いしたいと思ひます。

○百崎政府委員 若干前置きみたいなことにならうかと思ひますが、この法案は電算機処理をされている個人情報保護を保護するということでございすけれども、先生が御指摘になられた情報公開制度は、いわゆる民主的な行政運営を実現するという観点から、何人にも広く行政情報一般を対象に請求に応じて公開を求める、そういうことを認める制度でございまして、そういう意味では目的、必要性等につきまして異なる点がございします。

す。いずれにいたしましても、情報公開の問題につきましても臨調答申以来私どものところでいろいろ研究会をつくつて目下検討しているさなかでございしますが、何せ個人情報保護につきましてもいろいろ難しい問題がございまして、行政情報一般について何人も情報の公開を求めるという制度になりますと、さらに検討すべき範囲が非常に広くなりまして、また、まさにこれも我が国における初めての制度でございしますので、今研究会でいろいろ検討はいたしておりますが、大変な議論がいろいろな面でございします。

いづれにいたしましても、そういう制度的な問題につきましてもこれから引き続き検討を進めてまいりたいと思ひますが、さしあたりは、先生御承知のように、運用上の問題といたしまして、できるだけ行政機関が持っている情報をいろいろな形で公開する、閲覧をする場を設けるとかそういうことを逐次やっております、かなり文書の閲覧の窓口等も拡大してきて、そういう状況にございします。いづれにいたしましても、この情報公開の問題につきましても大変難しい問題をいろいろ抱えておりますが、鋭意さらに検討を続けたいというふうにご検討をしております。

○川端委員 非常に難しい問題がたぐさあるのですけれども、この情報公開がこれから検討されていく過程で、個人情報保護の名目のもとに、この部分が非常にその境界というので関連しているいろいろな問題、むしろこちらのこの法案によつてその部分の範囲を先に制限をしてしまつて、というふうなことになるようにという心配をされているわけですので、ぜひともその点に、これは、これからの運用あるいは情報公開の検討の際にこれが手かせ足かせにならないような、個人の情報を保護することとのマッチングというのに対しては御留意をいただきたいと指摘をしておきたいと思ひます。

総括的な観点の質問を終わります、個々の条文について幾つか御質問をしたいと思います。

初めに、第二条で用語の定義をしているわけですが、第一号に「行政機関」というふうな部分があるわけですが、「国家行政組織法第三十二条に規定する国の行政機関として置かれる機関」というふうになつてゐるわけですが、内閣のもとに置かれる内閣官房というものはここには入っていないわけですが、これは除かれてゐるというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○重富政府委員 そのとおりでございします。

○川端委員 一般的に行政機関の保有するといふような法案の中身として、内閣官房も行政機関ではないのかと素人目に、詳しい定義はよくわからないのですが、内閣が行政の最高機関であるという部分で言えば、そういう解釈であるのではないかな。そういうときに、そこにはコンピュータでファイルを持つことがあり得ないから除かれたのか、どういふ趣旨で除かれたのかについてお答えいただきたい。

○百崎政府委員 内閣のいわゆる内閣官房といひますが、これは行政機関に該当するのではないかと、こういう御指摘がございしますが、基本的に内閣と申しますのは、私から申し上げるまでもなく、行政権のいわば最高の機関として、いわゆる合議制という形をとりまして国の最高の行政面における意思を決定する、こういうことでございまして、我が国の行政組織の建前としては、そういう統一した内閣の方針のもとに各行政機関、ここで書いてあります国家行政組織法に規定する固有行政機関が内閣にすべて集約されている行政事務をそれぞれ分担管理する、こういう建前をとつてゐるわけにございします。そういう意味では内閣に属する行政権というものが一応建前としては各省庁にすべて分担、分配されている、こういうこととでございまして、裏から言いますと、内閣ローバーの行政事務というものはないのではないかと、基本的にそれはそういうふうにご検討をいただきたいと思います。

ただ、御指摘のように内閣には内閣官房という事務機構があるではないか、それはまさにおっしゃる

やるとおりでございますけれども、私ども、ここでは内閣の内閣官房なりあるいは内閣の法制局なりそういったものは、内閣のいわゆる補助局という形で内閣と一体的に考えて、この法律に言う行政機関からは外している、そういうことでございます。

○川端委員 この法案が個人情報保護をするというためにあるのであれば、内閣官房の、持っているのか持っていないのか知りませんが、フイル自体をどういうふうな個人情報保護という観点から取り扱うべきなのか。その役所の役割が補助的であるのか分担であるのかというのは別にしてやるべきであり、今の御答弁ですとまさに行政の都合で判断をしていると言わざるを得ないと思うのですが、いかがでしょうか。

○百崎政府委員 先ほど申しましたような理由で今御提案申し上げておりますこの個人情報保護法の対象となる行政機関からは外れてはおりますけれども、内閣のそういった補助局にいたしましても、あるいはさらに、この法律から外れております会計検査院とかあるいは裁判所なり国会なりそういった機関におきましては、やはりこの法律というものを念頭に置きながら自主的にそういった措置を講じていただいてはどうだろうか、そういうふうに私どもは期待しているところでございます。

○川端委員 自主的におやりになることを期待されるのが非常に多いように承ります。

次に、第四条に関連するのこともありますが、ちょっとよくわからないのですが、OECDのガイドライン、「個人データの収集には、制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適正かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らしめ又は同意を得た上で、収集されるべきである。」という一つの原則、いわゆる収集制限の原則というのがあるわけです。先ほど長官は、OECDの原則はほぼというよりも非常にそれにのっとったものである、こういうふうなことでありましたけれども、OECDのこの項

目、情報の収集制限の原則というのに関してどういうふうな考えておられるのか。それから、この法案第四条だと思っておりますが、それを満たしているというふうにお考えなのか、どうでしょうか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

先生から御質問がございまして、その中でございましたように、OECD理事会勧告では、確かに内容の制限とか収集方法の制限、それから本人同意という三点が言われているわけでございまして、まず内容の制限の問題に関して申し上げますと、第四条で、各行政機関はその所掌事務の範囲内で、しかもかつできる限り特定した形で保有しなければならぬという保有の制限の原則がございまして、それが実質的に収集の制限とイコールであるというふうに私どもは考えておるわけでございます。

それから適法かつ公正な手段による収集というのは、行政機関の場合、特に我が国の場合は法律による行政の原理といえますか、そういうことが言われておまして、法律の範囲内だけで行政を執行しておる、そういうことから当然に適法かつ公正な手段というのは担保されるという考えでございまして、これはアメリカとかカナダみたいな公的部門、行政機関のみを対象としている国では、この収集手段についての規定は一切ないというところでございます。

それから本人の同意の話でございましてけれども、OECDの理事会勧告をよく読みますと、「適当な場合」ということがございまして、適当でない場合は本人の同意は必要としないということに読めますし、それから我が国で情報収集します場合も、基本的には各個人から行政が申告とかその他によって情報を集めるものでございまして、それがほとんどでございまして、それからもう一つは、犯罪捜査等の場合は本人の同意なしに第三者から情報収集する場合等がございまして、それからもし仮にそういう情報の収集について、特にセンシティブな情報について制限を設けたとい

すと、例外が物すごく多くなるわけでございまして、これはセンシティブ情報等について非常に突っ込んだ検討をされている加藤委員会等でも、このセンシティブ情報等について規定するということとはどうかということがございまして、それから本人の同意ということがについてもそれほど厳しく考えられていないというふうに私どもは理解しているわけでございます。

そういうことから、OECDの収集制限の原則というものは基本的に守られているのではないかと、そういうふうに考えております。

○川端委員 内容の制限に関して第四条第一項で保有の制限をしている。ところが先ほどの御答弁の中で、およそ法律に基づき行政の役に立つもの以外を持つべきでないという趣旨のことがあったわけですね。これは当たり前のことなんですか。これは決して内容を制限しているものではないのではありませんか。このOECDの勧告に言う原則というものの制限というのは、基本的には個人のこういう情報に関しては持つべきではない、しかし行政が必要とし、法に定める部分に関してはこの限りでないというふうな意味でいわゆる基本的な姿勢を示せ、個人の情報は守るという基本的な姿勢はそうですよということを言っていると思うのです。それが結果的に、その目的外には集めないからそれをカバーしている、あるいは法に基づいてしているんだからそれはカバーしているというものは、手段によって目的は達成しているではないかとおっしゃる言い方だと思っております。本来そういう目的として、個人の情報というのは何が何でもどうしてもいいですよということではありませぬよというものがまずあって、その中でそれを担保する方法として、集めるのはこういう方法で集めなさいよというふうな規定をすべきではないかなと思うのですけれども、例えば、行政機関は法律その他規定がある場合を除いてはかくかくしかじかのものは集めてはいけないんだというふうな書き方をすると、具体的に支障があるのでしょうか。

○百崎政府委員 これは規定の仕方なのかもしれませんけれども、少なくともこの法律におきましては、個人情報ファイル保有するという時点で「法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定しなければならぬ。」という規定を置かしまして、フイル保有の段階でいわば間接的にその収集の制限もしている、こういうことでございまして、結局OECDあるいは諸外国の立法を見ましても、行政機関が法律の規定に基づいていろいろな個人情報を収集することは妨げないということになつておりますので、いわば裏から規定をするのか、表から規定するのか、そういう違いではないかなというふうに私どもは考えております。法律に基づいて行政機関が行政事務を行うということは、そういう場合にどうしても必要な情報というのは当然収集できるわけでございまして、結局のところは表から規定するのか、裏から規定するのか、そういうことではないかなというふうに私どもは考えております。

○川端委員 おっしゃるとおりだと思っております。それで、私は表からすべきだ。これはなぜかといいますが、先ほどの議論でも、将来にわたっては私の部分にも個人情報の保護ということに関しては何らかの枠をはめていくべきだ、いわゆる民間部門にもしていくべきだ、それから、自助努力によって趣旨を読み取って、おのおのの機関も、たちまちは関係ない部分もこの法律に基づいて情報の保護をしていくべきである、そうなることを期待するということをおっしゃいました。そういうことであるからこそ法律というものは真つ正面から表から書くべきである。結果的に裏から、こういうことはしない、しない、こういうことしかしてないから、トータル的には規定をしているではないかとおっしゃるけれども、そういうことではないか、これは民間への波及という部分等を考えたときに、民間は別に法律で定めたことをしているわけではないわけですから、営利活動を目的としているわけですから、そういうときにこの

精神は何なのか、哲学は何なのかということが、どうもこの法案全般に言えることですけれども、ないという点に非常に不満に思うわけですね。中身に関しては言われたように表から書くか裏から書くかということだと思ふのですが、公明正大な中でどうして裏からやる必要があるのかな、表から堂々とやりになつたらいいかというふうな感じがします。

○百崎政府委員 まずとにかく基本的には、行政機関というのは申し上げるまでもないことでございますが、行政事務を実現する、公益目的を実現する、そういう仕事をやっているわけでございます。それはあくまでも法の建前上、法律に従つて適正に行政を行うということは当然の責務になつてはいるわけでございますが、そういう中で行政目的を達成するために個人情報を集める、これはだから法律の規定があればその限りでいろいろな個人情報を集められるということでございます。民間の場合とはやはりそこところが大分違うのではないかと感じがいたします。民間の場合はいわゆる私的契約、契約自由の原則といいますが、そういう舞台の上で自由な営業活動を行うということが基本でございますけれども、行政の場合には法律に基づいて、場合によっては公権力を行使するという点も含めて行政目的の実現のための仕事をやっているわけでございます。また、その限りで必要な情報は国会の御承認をいただきました法律の規定に基づいて収集をしたり保有したりするという点でございますので、民間の場合とは基本的に土壌と申しますか舞台が違ふのではないかと、私はそういう感じは持っております。

○川端委員 これに時間をとるわけにいきませんが、今みたいな御答弁が、基本的にこの法案が個人情報保護をするという中で行政のいろいろな情報をどうコントロールしていくかというふうなものではなくて、行政機能の運用に際してそういう部分を適当な部分で差し支えない範囲で機能させるというふうになりかねないというふうな受け

とめました。

というのは、個人情報保護するという大きな枠の中で、行政機関の中の一部のコンピュータというものであつても、その思想というのは総合的な個人情報保護という観点に一貫して立っていないわけにはいきません。そういう中でこの法案が組み立てられているならば、その展開として応用として私の部分、いわゆる民間企業に対してそういう部分を基本として示すことができる。行政機能はそういう公権力も行使して情報は必要ときに集められるのだからということ、これはまさに行政の円滑な推進のためであるというふうに思ひます。

次に、第五条の安全確保に關してであります。努力目標ですね。「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」というのはかなり緩やか過ぎるのではないかと。講じなければならないというくらいにきつちりとすべきではないかなという印象を持っております。それと同時に「当該行政機関の長は」というふうな表現なんです。長のもとに部下がいるわけですからということなのかもしれません。全般的にその業務にかかわる者というふうなことになるのか、この二点についてこの項に關しては伺ひたい。

○百崎政府委員 安全性の確保は努力目標ではなくて、いわば必須のものと考えてどうにかという御指摘でございますが、これは私も考え方に於いては全く先生のおっしゃるとおりと考えております。

この個人情報の安全確保措置につきましては、一つは、個々のファイルの目的なり性格ごとに安全確保措置というものが異なる場合もあり得るわけでございます。また技術の進歩によりましていろいろと異なってくるということもございまして、そういうことで、この安全性の確保につきましては、法律その他で具体的にその措置を決めるのではなくて、技術の進歩等に依りて弾力的な対応ができるように行政機関において確保努力をすべきである、こういう規定をいたしているわけ

でございますが、現実には私どもの考え方といたしましては、ガイドラインというものををつくりまして実際の安全性の確保を図つてまいりたいというふうに考えております。私も、この法律が成立いたしました後は遅滞なくガイドラインのようなものをつくりまして、この安全性の確保に十全の努力を払つてまいりたいというふうに考えております。

○川端委員 次に、第六条の保有に關しての事前通知なんです。前段までの部分で私は表から堂々と収集の制限というものがきつちと国民にわかる形でされるべきではないかというのを申し上げたわけですが、御提案の法案では、行政側が行政の目的に沿つてその都度収集をおやりになるという点で、その個人にとつての保障という形の位置づけで、こういうファイルを持つていますよ、あるいは持ちますよという通知なしは公示というものが位置づけられているのではないかなというふうに考えるわけですが、そういうことではよろしいのでしょうか。

○百崎政府委員 この法律に規定しております事前通知制度の趣旨でございますけれども、これは各省庁が個人情報ファイルを持つていう場合、総務庁長官に対して事前にかくしかじかのこういう中身のファイルが保有するということを通じて通知する仕組みにしているわけでございます。その趣旨は、この法律というものが我が国で全く新しい制度でもございまして、各省によつて法律の運用におきまして統一性に欠けることがあつてはならないし、また法律に適合しないような運用をされては困る、こういうような趣旨から、私どものところに通知をいたしていただきまして、先ほども御議論がありましたような、もし必要があれば長官からいろいろな意見を申し上げる、こういうようなことになつてはいるわけでございます。

それから公示制度につきましては、これはそのようにして通知されたもののうち公示できるものにつぎましては、後は法律にも出てまいります

が、いわゆる自己情報の開示請求という権利を設けておりますので、それを実行する前提とするために、それぞれの機関が自分で保有しております個人情報ファイルを一括して公開し、あるいはまた総務庁がこれを一括して公示する、そういうことでございまして、基本的には国民の皆様方の個人情報ににつきましての開示請求をするそのためのいわば前提になる、そういう趣旨の制度でございます。

○川端委員 そういう意味では、私は事前通知あるいは公示というのはこの法案の中で非常に重要な位置を占めているというふうに思ひますし、役割は今おっしゃつたようなことだというふうに思ひます。しかし、そのときに、つぶさに検討しますと余りにも例外が多過ぎるのではないかと。骨組みとしては非常に理解ができるわけですが、ある程度の制限というものがあつたという情報は情報のことですからやむを得ないというふうなことも理解をいたしますが、どうも多過ぎるのではないかと。特に六条の第二項の通知の適用除外、これになります。先ほどファイルが保有することにおいて各省庁間にアンバランスがあつてはいけないという部分で、いろいろ調整をすることで通知の機能があるということなのですが、この第六条第二項の部分では、各省庁の調整もさもなく、各省庁の判断で通知もしないというふうになるのではないかと。この心配をするわけですが、この項に該当すると各省庁の長が判断すれば、こういうファイルを持つて、あるいは持っていますと、こういうことと総務庁に言わなくてもいいということではよろしいですか。

○百崎政府委員 事前通知の制度のいわば除外規定といひます。さういふことでございまして、ここに該当するような個人情報ファイルにつきましては、御指摘のように総務庁には通知してこないという点に相なります。

○川端委員 ということは、各省庁がいろいろな個人情報に関するファイルを持つと、その部分が、個人を保護していく観点から見たときに、何

のファイルであるかということ自体がその省庁にあるいはもっと小さな部局、課の中以外に全くわからないという仕組みをつくっているわけですね。そういう意味でこのいろいろな項目が、これは十一項目にわたって規定されているわけですが、これも、そうするとこれの判断自体はそれのどなたがするわけですか。具体的に言うところのレベルになり得るのですか。

○百崎政府委員 各省庁が持つております個人情報報のファイルがこの第六條の二項の規定に該当するかどうか、この判断は基本的には各ファイルの保有機関の長がすることになります。

そこで、第二項の規定でございすけれども、一号から十一号までいけば例外規定をいろいろ設けていくわけですが、これは基本的には、一号と二号につきましては、ファイルが存在するということ自体がまたいろいろ問題があるわけですが、この国の重大な利益に関する事項、あるいは犯罪の捜査等に関するファイル、こういうファイルが存在するということ自体で場合によっては外交交渉上非常に重要な問題があるというふうなこともございすし、また仮にこういうファイルがあるということが知れますとまさしく今行いつつある犯罪の捜査に支障が生ずる、そういうふうなこともございまして、この一号と二号は、こういう特にそういう意味での秘密性の極めて高いファイルにつきましてはできるだけそういった情報を知る機会のある範囲を狭める。私も総務庁の方に犯罪捜査のためにこういうファイルを実は持たたいのだというふうなことを仮に事前通知されまして、少なくとも犯罪の捜査等される前は当然のことながらすべて秘密扱いをされるわけでもございすし、また仮に私どもがこういう犯罪捜査の動き等を知りまして、こういうファイルはぐあいが悪いとか、この部分は余分な情報だとか、そういうふうな意味での法適合性なりあるいは法律の統一性といったことに

ついでに事前調整を行う余地が極めて少ない、そういうような点もございまして、これを除外したわけでもございす。

そのほかのいろいろな規定がございすけれども、これらはいわばこういったようなファイルでここに書いてございすような利用の仕方をする場合には国民の権利利益というものはまず侵害されるおそれがないだろう、そういうふうなことで三号以下ずつと規定しているわけでもございす。

○川端委員 前段の一、二に關しては、ある程度の制限というものはまあ百歩譲つてやむを得ない部分もあるというふうな理解をするのですが、その後の部分に關して、次の第七條で規定をして、いわゆる公示をするまでもないということでは理解をしますので、持っていること自体言わなくてもいいというふうな条項をこれだけたくさん、しかも最後には「政令で定める個人情報ファイル」ということで、この政令というものは具体的にどういうことを指すのかもお知らせいただきたいのですが、各省庁が持つていてのことも何も言わなくてもいいというふうなファイルが、しかもその独自の判断でそういう通知をしないように、この枠内に入るのだという判定をできるように、この幅を持った中であるという判定をできる、その幅から反してひとり歩きをする、その部分を全くコントロールできない、監視もできないという状態に置いてしまふということ、情報の集め方あるいは使い方によつては問題の起こる可能性を否定はできないと思ひますが、どうでしょう。

を申し上げます。

その前の三号というのは、その機関特有の内部管理の情報であるから個人情報問題ではなからう、国民との関係は余りなからうと考えております。

それから第四号の試験的なファイルでございすけれども、これを外した理由というのは、試験等に該当する個人情報ファイルというのは、これに基づいて具体的な事務が行われたいこと、また一般的に規模も小さく継続性もないこと、それから他へ提供されるおそれもないこと、それから少なこと、個人の権利利益の侵害のおそれが少ないと判断しているわけでもございす。

いるわけでもございす。

第九号は学術研究のためにつくるもの。このところは、大体大学の学問の自由とかいうことも含めて、また個人の権利利益の侵害も余りないのじゃないかということも含めて、これを外しているわけでもございす。

第十号は数が非常に少ないもの。私どもは、千以下ぐらいの数のものは余り影響がないのではないかと考えて規定しているわけでもございす。

○百崎政府委員 各省庁が持つております個人情報報のファイルがこの第六條の二項の規定に該当するかどうか、この判断は基本的には各ファイルの保有機関の長がすることになります。

○重富政府委員 先生が今御質問なさいましたことは三号以下のことであらうと思ひますので、御説明申し上げます。

まず、十一号の例外規定といひますか、政令で準ずるという形で定めるものでございすけれども、私どもが今考えておりますのは賃金、職員等の個人情報ファイル、そういうものを考えておるわけでもございす。

○重富政府委員 このところは、この部分については総務庁にファイルが送られてくるわけでもございすから、総務庁では、各省庁横並びで公平

が保たれているか、それがおかしいのはいないかということを中心にこの法律の趣旨に沿って見ることが出来るわけですね。そして二十一条、二十二条でいろいろ意見を述べることでもできるということから、総務庁も間接的に調整できると私もは考えております。

第二号、第三号については具体的なファイルがちょっと今手元にございませんので、後ほど説明させていただきますと思います。

○川端委員 時間が迫ってきてあれなんです、第九条に「利用及び提供の制限」というのがありますが、第一項の趣旨は全体にかかわるものだと思いますが、この趣旨は個人の利益を不当に侵害しないために目的外に利用したり提供してはいけないということと理解していいのでしょうか。

○百崎政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○川端委員 そうであるならば、これは本来第一項に書くべきではないかな。第二項のただし書に今言ったような趣旨が出てくるわけですね。「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある」と認められるときにはいけないということ、こういう構成になっているわけですね。けれども、本来から言うと、個人の情報は本人あるいは第三者の権利利益を守るために保有の目的外の目的利用あるいは提供をしてはいけないというふうに書くべきであって、第二項のただし書に出てくるような性格のものではないのではないかな。というのは、こういうふうな形で出てくるということ自体に、先ほどの繰り返しになって余り議論にはならないかもしれないが、いわゆる行政の方が個人の情報保護よりも非常に先に行っているというふうな印象を受けてしまうわけですね。しかも結果的には、その第二項で目的外利用あるいは提供が一から四まで規定をされているわけですが、そういう中でその中身を見ますと、「相当な理由のあるとき」あるいは「特別の理由のあるとき」というふうな形で、全般的にこういう表現が多くて、所属の長はというふうな形で出てくるの

で、どこでチェックをするんだらうか、あるいは個人の利益を侵害するという価値判断はどこでどうされるのであろうかというふうなことに關して幾つかの不安を持っています。

そういう意味で、時間が来てしまいましたのでこれで終わりにいたしますけれども、全般的にこの法案自体、あと幾つかの項目も含めてですが、個人の情報を保護するという観点に立つならば、その目的、姿勢を条文の中でもはっきりさせるべきであるし、それから行政の長の判断というふうな部分で、あるいは部分ではできれば削除し、そういう疑念の入れないようにはすべきであると思えますし、そういう部分は逆にいろいろなガイドラインあるいは第三者等々のチェックによって担保されることを考えるというふうな部分でいろいろ検討すべきことが多くあるのではないかなと思います。ちょっと質問の手順が悪くて時間が来てしまいましたので、最後にどうぞ。

○重富政府委員 第九条のことに限り御答弁しておきます。

判断は各行政機関の長が判断いたします。それから「相当な理由」というのは、社会通念上妥当と思われる理由でございます。それから「特別の理由」というのは、一つ一つ当たらないけれども「由」といっても、先ほどの質問者の方に御説明しましたけれども、例えば、ある自動車は欠陥車であったというふうな場合に、その自動車を回収するためにその自動車の登録ナンバーその他を運輸省が当該メーカーに教えるということは、欠陥車を走らせないということと社会的に意味がありますのでお教えする。そういう極めて限られた場合にだけしか判断をいたしませんし、特別の理由というのは極めて高い公共の利益と比べながら個人のデータをできるだけ守るという観点から個別に判断していく、そういうことになろうかと思っております。

○川端委員 時間が超過してしまいましたので終わりますが、今の部分に關しても保有機関の長にその分を任せるといふ部分でどうなのかという懸念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

念をやはり持たざるを得ないということで、仕組

て、総務庁といたしましては、かつての行政管理庁時代以来個人情報の保護ということに關して関心を持って勉強してきたところでありまして、直接の動機といたしましては、OECDのいわゆる理事会勧告あるいは諸外国における立法例、そういうものをやはり背景にいたしまして、我が国もこのままではいけない、速やかな対処をしなければならぬということで立法したのが直接の動機でありまして、プライバシー全般ということになりますと、これは当庁として手の及ぶ範囲をかなり超えたものであるというふうに認識しているところであります。

○浦井委員 今朝来聞いておられますと、長官はなかなか上手に核心を外してお答えになるわけですが、私も率直にお伺いしたいのですけれども、この法案で個人情報の保護というのは、先に個人情報の保護ありきなのか、結果として個人情報の保護があるのか、その辺端的にひとつお答え願いたい。

○高島国務大臣 どうも鶏と卵とどっちが先かというふうな議論になりかねないと思えますが、率直に申しまして、プライバシーということになりますと非常に幅の広い概念になると思えます。それ全部を私どもが今対象にするほどの権限もございませんし、能力もございませんが、放置をしておくわけにはまいらない問題である、そういう問題意識は持つておるところであります。

そういう観点からしていろいろと勉強させていただいたわけですが、いわゆるプライバシーのうちに個人情報に關する分については、行政機関が持つておられますものと民間がそれぞれの立場で収集利用しておられるものとがございまして、本来ならばこの両方を規制しなければならぬわけでありまして、今の我が国の仕組みといたしましては、今度の両方を規制することはなかなか難しゅうございまして、それからOECDの勧告などでもそれはそれぞれ別の法律で定めても必ずしもいけないことではないというふうに考えられますので、したがって、まず当面国が持つております個

人情報について適正な保護措置が講ぜられるよう
な立法をすべきであると考えて、この法律案を立
案したということであります。

なおまた、地方自治団体のうち市町村につきま
しては、かなりの数の団体において既に個人情報
の保護に関する条例を制定しているところがござ
いまして、国の方はむしろ諸外国に比べてもある
いはまた地方自治団体に比べてもおくればせであ
るという自覚をしておるところであります。

○浦井委員 私の後で質問しようとすることに
もお答えをいただいたわけでありすけれども、お
聞きすれば、権限もなし、能力もなし、かとい
って放置もできない、だから限られた範囲で当面こ
んなことをやりましたのだというような格好で、
だんだん本音に近いようなことが出てくるような
感じを私今の御答弁から察したわけでありませ
う。だから個人情報保護に関する法律というよう
なものがまじい名前をつけるのはちょっとおかし
いのではないかなという感じを持つわけでありま
す。だから、これはそうであつてはならぬとい
ふに申し上げておきたいと思ひます。

確かに今長官が言われたように、プライバシー
の概念というのは比較的新しいわけですね。だか
らその定義も先ほどからいろいろ議論があつたよ
うにいろいろあると思うのですけれども、我が国
では一九六四年、昭和三十九年の東京地裁の例の
「宴のあと」という書物に関する裁判の判決で初め
てプライバシー権が承認されたというふうに思
えるわけですね。そこには私生活をみだりに公開
されないという法的保障ないし権利という格好で、
それがずっと今まで一般に理解されてきたプライ
バシーということだろうと思ひます。

ところが、急激にコンピュータ化が進んでき
て、そういう定義が今度は自己に関する情報の流
れをコントロールする個人の権利というような格
好に重点が移ってきたわけですね。第三世代とい
いますか、今その時期なんですよ。そういうこと
になると、今この時点で、こういう時期に少なく
も個人情報保護に関する法律案をつくって国会

に提出されるということになれば、当然プライ
バシー保護がこの法案の根底になければならぬし
目的もそうでなければならぬ、私はそう思うので
すが、長官、どうですか。

○高島国務大臣 私どもは通称個人情報保護法
案、こう申し上げておりますが、決してプライ
バシー全体をカバーするような大それた気持ちを持
っておるわけではありませんが、短縮して言うた
まへに申し上げておるところであります。ちゃんと表題に
書いてございまして「行政機関の保有する
電子計算機処理に係る」というその限りにおける
個人情報保護に関する法律案を御提案申し上げ
ておるところであります。

それから、今プライバシーに関するいろいろな
御説をお述べになりました。「宴のあと」の裁判に
つきましては私もかつて読んだことがございま
す。それから今の自己情報コントロール権とい
う学説であります。これにつきましても学説とし
ては私も承知をいたしております。ただ、現在い
ろいろと議論を重ねられていく段階であるとい
ふに考えられます。

私も、そういう学説は学説といたしまし
て、とりあえず、やはり政府がかなりの情報量の
ものを持つておる、それがオンライン化されて、
本来ヨーロッパなどでは、政府が持つておるもの
が今国内の諸機関だけではなくて国外にまで利用
されつつある、それに対して適当な規制をかける
べきだということが出発点のようでありまして、
日本においてはそういう点非常に閉鎖的であり、
縦割り行政でありますために他に流用されるとい
う機会是比较的になかったわけではあります。先
ほどちょっと川端委員からの御指摘がございま
したが、現に、国ないしそれに準ずる機関が持つ
ております情報が一部流出をしたというような事
件もないわけではない。したがって、この辺でき
ちとした整理をしておかなければならないとい
う切迫した状況にあるという認識に立つて今回法
案を提出した次第であります。

○浦井委員 非常に謙虚に、総務庁として大それ
た考えはないとか、学説は承知しておるけれども
議論があるとか、あるいは国際的な調整が必要
なので、非常に切迫しておるのと見え出した
んだとかいうような格好で、核心が出てこない
わけですね。

それで、法律にはそう書いてありますというよ
うなことなんです。その国際的な問題でいけ
ば、先ほどから議論になっておりますように、一
九八〇年のOECD理事会のプライバシー保護
勧告であるとか欧州評議会、CEの個人保護条
約等、その勧告が出されて、プライバシー保護とい
うのはやはり国際的潮流になつてきた、これは長
官もよく御承知だと思ひます。日本もそのOE
CD理事会の勧告に賛成しておるわけなんです
が、その勧告について長官はどう理解して、この
法案をつくる上でどういうふうな尊重されてお
るのかという点を、ひとつ御意見を伺ひたい。

○高島国務大臣 この法律案を提案するに至り
ますまでの間には十年余りの歳月を経ておるわけ
であります。その間にいろいろな段階での研究会
なども開催をして詰めてきたところでありませ
う。そういう過程におきまして、OECDの理事会
勧告というものは尊重すべきものとして私も受
けとめまして、これに背馳しないような形で法案
をまとめたわけではございません。とてやめてま
いったわけではあります。法案作成の段階におき
ましては、実はOECDの担当官のところにも私ども
の担当官を派遣いたしまして、大体このような内
容のことを考えておるんだ、意見を聞きたいとい
うことで、意見も聴取をいたしました。おおむね
適当であろうというふうな賛成の意見も聞いてお
るところであります。

OECDの理事会勧告というものは非常に幅広
い対象を考慮しております反面、かなりの留保も
してあるという、何といひましようか、必ずしも
それはやらなくてもいいんだというような表現を
加えながらも諸原則を示しておられるわけであり
ますので、そうした諸原則を踏まえた上で立案を
し、御提案をしたというふうに考えております。

○浦井委員 この件で議論をする時間がたつて
しまいますから、私の言いたいことを申し上げた
いのですけれども、そういうような、とにもかく
にも先ほどから長官がお認めになっておるような
国際的なインパクトといひますか、こういうもの
がある。国内でのプライバシー意識の高まりがあ
る。そういう中で、長官は意図的に加藤委員会
で、プライバシー保護研究会の名前を出されな
いわけなんですけれども、そういう報告が出され
て、そこで個人情報保護に関する五原則がまとめ
られたわけですね。そこまではよかった。ところ
が、その後臨調答申が出てからだんだんおかし
なつてきて、そして研究会のまとめがやられて閣
議決定を経た。先ほどから上手に核心を外した答
弁をされておられるように、私端的に申し上げま
すけれども、プライバシー保護の精神を抜きにし
た今のこの法律案を提案になっておると私は言わ
ざるを得ないと思ひます。これは長官
いろいろ弁解されるでしょうけれども。

だから、OECD勧告を尊重すると言われるな
らば、やはりプライバシー保護はどうあるべきか
という点をきちんとした法案にしなければなら
ぬ。これではそうならない。だから、ちよ
と飛躍した質問ですけれども、これはこれとし
て、個別法としては利用する面もあるかも知
りませんが、プライバシー保護そのものにつ
いて何か抜本的な一般法を出されるお気持ち
はないですか。

○高島国務大臣 ただいまの問題についてはむ
しろ内閣総理大臣にお尋ねをいたしたいわけであ
りまして、総務庁長官が法務省やあるいは経済企
画庁や通産省の守備範囲を侵害するというわけ
にはまいらないところがございます。

ここで全くの私見を申し上げるのはいかか
と思ひますけれども、先ほど来申し上げておるま
じい、この法律を制定していただくならば、
それはより幅広い、民間分野も含めた個人情報保
護法案に対して大きなきつかけになつていくこと
を私どもとしては期待しておるということであり

ます。

○浦井委員 だから、私先ほどから申し上げておるように、プライバシー保護法的基本法があれれば、この法律は行政機関あるいは電算機処理に係るというところでそういう限定した特別法で差し支えないと思うのです。プライバシー一般には及ばないということになるわけなのです。ところが、現実の進行ぐあいには、個人情報保護の保護に関するという名称を付した法律案というのは、先ほどから言われておるように我が国では初めてつくられるわけでしょう。そうすると、この法律がこれから民間の部門においてもあるいはマニエアルの部分においても基本的な役割を果たしていくのではないかと。また、何もお知りにならない国民の皆さん方は、そういう基本的な法律ができるのだなというふうにあるいは期待されておるかも知れぬ。だから、その立法の精神にプライバシーの保護がないということが、長官は上手にえんきょくに言われておりますけれども、子細に検討すればするほどそれがいいわけですね。例外規定とか適用除外ばかりで。だから、そういう意味では、そういう国民の期待を裏切るようなものになるのじゃないですか。これは長官、余り謙虚にならずに、大それたことを考えずに、竹下内閣の國務大臣のお一人ですから、やはり堂々とその辺は端的に率直にお答え願いたいと思うのです。

○高島國務大臣 プライバシー保護全般につきましては、これを議論してまいりますと到底この法律がまとまるということは早急にはできない、それはなかなかまだ時日を要することではないかと思われまます。そこで、当庁といたしましては、ほつておくわけにはいかない今の国が保有する個人情報のコンピュター処理をされたものについて、取り急ぎ少なくとも保護をする制度を確立しておく必要がある、このように考えたわけでありまして、決してプライバシー全般なりあるいは民間部門も含めた個人情報、それをないがしろにしていいというふうには考えておりません。それからもう一つは、これは別に謙虚に私も

物を申し立てるつもりはございませんが、個人情報なりプライバシーなりの保護をするということの、いわば一里塚と申しますか、土台石の片隅の一つであるかもしれない、もっと大きなものが当然必要になってくるだろうということは承知をしながらも、その一里塚として御提案をしておるということでありまます。

○浦井委員 とにかく、内外から迫られておるのでつくつたんだ、議論をしておればつくれなかつたかも知れぬ、これは一里塚にすぎないんだ、大臣はよくそういうお言葉を謙虚に使われるわけですね。けれども、土台石の片隅にしかすぎないんだというところでありまますけれども、あえて美辭麗句と申しますけれども、そういう美辭麗句を連ねながら、実際にはこれが個人情報保護の保護に関する法律案という格好で、文字どおりひとり歩きして基本的な役割を果たしていくわけなんですよ。

そこで、具体的にその第一条の「目的」の項を見てみますと、先ほどから言われておりますように、「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」というふうになっておるわけなんです。だから、これでは個人情報保護の保護が目的の中で明確になっておらぬというふうには私は思うのですけれども、これは別に法律の表現の技術的な問題ではなしに、もっと基本的な精神としてここにはつきり書くべきだと思ふのです。

○高島國務大臣 ただいまの第一条の条文の書き方でありまます、これはあくまでもこの法律の目的は「個人の権利利益を保護することを目的とする。」ということが趣旨でございまして、「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、」というふうな書き方でありまますので、何かそっちの方が先だというふうな受けとめ方をどうもされがちであります。私どもはそういうつもりではございませんで、何とかうまい表現方法はないものかいたと私も考えたのでありますけれども、行政の適正な運営を図るということは、国民の皆様方の個人の権利利益を擁護する、保護するゆえんでもあるし、

かつまたそのことを円滑にやることも、これまた国民皆様方に対するサービスになる、そういうことの中を通じて個人の権利利益を保護することが第一の目的である、かなり苦しいところでありますが、そのように読んでいただきたいと思いますところでありまます。

○浦井委員 非常に苦しいけれどもそう何とか御理解を願いたいということだそうでありまますけれども、素直に私理解をしたいと思うので、国会議員になってから常に素直に何事も理解をしてきたつもりなんでありますけれども、その「目的」の項を読みますと、これはもう個人情報保護というよりも、やはり行政機関における円滑な運営というのを優先させておるというふうには私は読まざるを得ないと思うわけなんです。

それともう一つ、先ほど言われた個人の権利利益を保護するという規定の仕方、ちょっと一般的、抽象的過ぎるんじゃないかというふうに思うわけでありまます。これは、私がそう感じるだけではないに、法律の専門家である日弁連の意見書の中にも、この第一条からは個人情報保護の保護は読み取れない、こういうふうに言っておるわけなんです。よね。だからかなり多数の意見なんです。長官、どう思われますか。

○高島國務大臣 日弁連の御意見につきましては私も読ませていただきました。日弁連のお考えと私どもと基本的に違ひますことは、日弁連のお考えは、要するに今お述べになりましたように、プライバシーの権利というものを優先をして保護をするということを最重点にして、そのためにはこれだけでは足らぬではないか、こういうお考えであります。私どもはその点が基本的に違ひまして、国が保有しておる個人情報のいわばコンピュター処理されたものが今のままではいけないから適当な規制をしなければならぬということにウエイトを置いておるわけでありまして、したがって、個人情報全体について物足りないではないかと言われれば当然のことである、それは、そういう個人情報全体をカバーしているわけではありま

せんから、そういうふうに言われてもそれは仕方がない、本来、その全体をカバーする法案ではないというところを弁護士会の方々からはつきり御理解をいただきたい、このように思います。それからもう一つであります、「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、」ということをつけません、私どもは総務府が提案する法律にはなりません。それは、個人のプライバシーの権利全体を保護するというところであれば法務省なりなんの所の管のことでありまして、私どもの所管にはならないわけでありまます。そういう意味合いにおいて極めて限定的に挙げておるわけでありまます。

○浦井委員 大臣のお考えがいよいよ核心に近づいてきたようでありまます、私は、この点については日弁連の側の意見が正しいというふうには思っておりまます。だから、ここで私は総務府に要求したいのは、立法の趣旨というものはやはり個人情報保護の保護にあるというふうにするべきだと思ふ。そのためにだれが見ても「目的」の項はそう読み取れるように書き直すべきだと思ふのです。例えば「個人情報保護を保護することにより、個人の尊厳を保持し、国民の基本的な人権を擁護することを目的とする。」というふうな格好に書けば、これは極めて明確になる。また、国内的にも国際的にもそういうような方向こそが私は今求められておるというふうには思ふわけで、この「目的」のところをひとつ大臣、勇断を奮って書き直していただきたいと思います。

○高島國務大臣 ただいま浦井委員御提案のような書き方をいたしますと、この法律は中身まで全部書きかえなければならぬことになりまして、それでは到底国会に御提案できるような今まだ状況にないということでありまます。さりとて、個人情報の政府が保有しておるコンピュター処理されたものを今のような形で放置をしておいていいかといえ、そうではない。したがって、私どもとしては、今私どもが守備範囲でできる範囲内において精いっぱい努力をしてまゐるのだからこの法律である、そう御理解をいただきたいと思ひます。

○浦井委員 これは後で指摘をいたしますけれども、拙速でやれば日本の将来に大きな禍根を残すような法律ではないか、民主主義とかあるいは基本的人権とか、そういうふうには言わざるを得ないと思うのです。

もう一遍、国際的なインパクトというふうなところで振り返ってみたいと思うのですけれども、OECD理事会の勧告では、まず収集制限の原則でしよう。それからデータ内容の原則、目的明確化の原則、利用制限の原則、安全保護の原則、公開の原則、個人参加の原則、責任の原則、この八原則が示されておるわけですね。それから加藤委員会といいますが、プライバシー保護研究会のところではほぼ同じ内容で、収集制限の原則、利用制限の原則、個人参加の原則、適正管理の原則、責任明確化の原則というふうに五つ並べてあるわけなんです。ここで、しかもこれが個人情報保護法制定における最小限度の基準、こういうふうにいっても言うておるわけなんです。だから、いやしくも個人情報の保護に関する法律案というところでまがまがしく、露々しく出してくるならば、こういう八原則なり五原則を踏まえてやばり立法すべきだ、私は、国際的に見ても国内的に見てもそうだと思うのですが、どうですか、同じような答えが返ってくるかわかりませんか、同じように。

○高島国務大臣 ただいまの八原則なり五原則なりを踏まえて、私どもとしては立案をしたつもりであります。

○浦井委員 だから、それではいかぬのだ、「目的」の項からひとつ修正をしない。それによって全体が変わってくる、よい方に変わればそれでいいわけですから、拙速はいけないということをご指摘しておきたいと思ひます。

そこで、今私が読み上げました八原則、五原則のいずれも、一番目は収集制限の原則ということである。大臣は今OECD理事会の八原則あるいはプライバシー保護研究会の五原則、これは認めるというお答えがあったわけでありますけれども、これを読んでみますと、八原則なり五原則のトップにあります収集制限の原則に相当するものがこの法案に欠落してゐる。これは何ですか。

○百崎政府委員 この収集制限の原則につきましては先ほど来いろいろ御説明申し上げてゐるわけでございますが、この法律におきましては、直接的にはこの収集制限という段階での規制をいたしませんで、法律の構成をいたしましては、法律に定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り個人情報を保有することができ、しかも、その記録される項目とかあるいは記載の範囲、そういうものも最小限でなければいけないという規定をいたしまして、そういう保有の面を制限するというところでもって収集の制限をしてゐる、こういうふうな御理解いただきたいと思ひます。これはそういう意味で、OECDの勧告に言う個人データの収集には制限を設けるべきである、こういう原則は守られてゐるものと私どもは考えております。

○浦井委員 結局、個人情報の内容そのものに着目した規制はここではしておらない、四条で、「個人情報ファイルの保有」というところでやっておるのだからこれでよいというお答えだ、ううううに私は思ふのです。

しかし、ここに「法律の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、できる限りその目的を特定しなければならぬ」というように書かれておられますけれども、要するに、行政目的というこの理由づけをすれば、具体的に例を出しますが、政党への加入であるとかあるいは思想調査など、今警察だとかあるいはいろいろな役所でやっておられますけれども、こういうことは全くフリーになるわけですね。だから、こういう点こそこの法律で厳格に、明確に禁止しなければ、今も現にやられてゐるし、これからはまだ続くわけなんです。それで、川崎なんかの進んだところの自治体の持つておる条例では、この収集制限の原則、そういうことがちゃんと盛り込まれておるわけなんです。禁止さえしておるわけなんです。

だから、私は、そういう思想調査であるとかあるいは政党への加入というのは、これは基本的人権にかかわる問題ですから、当然この法律の中に収集を禁止するということを書き込むべきだと思ふのです。あわせて、憲法に言われておるように、思想信条、宗教あるいは社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項、いわゆるセンシティブ情報ですね、知られること自体が基本的人権を侵すというふうなもの、これは収集すること自体をはつきりこの法律で禁止すべきではないかと私は思ふのです。そこが欠落しておるのが私はこの法案の最大の欠点だと思ふのです。どうですか。

○百崎政府委員 行政機関には基本的にそれぞれの法律の定める所掌事務というものがございまして、機関によりましては、いろいろないわゆるセンシティブ情報というものを収集する機関もございまして。これは当然のことながら、法律に基づき所掌事務を遂行する、行政目的を実現する、そういうために行われてゐるものでございまして、私どももいたしましては、それは当然のことではなかつたかといふふうに考えております。

○浦井委員 当然のことであると考えますというふうな話ですけれども、その行政上必要な場合と云うのはどんな場合ですか、具体的に挙げてください。

○重富政府委員 まず、その前の質問のところから川崎市条例の話が出ましたので、そのことについてちょっと触れておきますと、確かに先生がおっしゃる通りに、収集制限の部分がございます。しかし、ただし書きで、法律に基づいて行う場合はその限りではないということが明記されております。そのことをまず申し上げておきます。

それから、どういふ場合にそれが行われるかというところでございますが、例えば、消防庁が消防活動とかまたいろいろな家屋等を見て歩くような場合に、火を非常に使う宗教とかそういうものがあつた場合は、ろうそくの使い方とか火の使い方、そういうことも現実に消防庁では気を使つて

おられるようでございます。そのほか、公安調査庁等いろいろな調査をされるというふうなこともすべて法律に基づいて行われてゐるわけでございます。例へば西ドイツとかカナダのようなところでは、法律にはつきり、行政機関が所掌事務の範囲内で法律に基づいて個人情報の収集を行うことについては何ら制限を設けていないという国もございまして。

○浦井委員 消防活動で、火を使う宗教でろうそくやというふうな話になつてきたら、これはもう全く話にならぬわけなんです、これはセンシティブ情報の中に入らないと思ふのです。

それから、公安調査を法律に基づいてやつておるといふような話でありますけれども、これはもう私は断固許せないと思ふのです。だから、そういうことがこの法律では野放しになつておる。それを公然と認めて、それでセンシティブ情報もどんどんこれから収集していいやうなことで、そういう内容の法律になつてゐるのと違ひますか。どうですか。

○百崎政府委員 この法律は、そういうセンシティブ情報を収集するためにつくつてゐる法律ではございまして、全体の行政機関がいろいろな面での行政活動を遂行していく場合に、必要最小限の情報をそれぞれの分野について収集する、その場合に、特に個人情報の保護については十分な注意を払つて権利侵害が起らないようにする、そういう趣旨の法律でございまして。

○浦井委員 行政活動の遂行のために必要だといふ本音がでてきたわけでありまして、そういうなら尋ねますけれども、もう一つ、不正、不法な手段ですね、例えば盗聴であるとかスパイであるとかあるいは買収であるとか、そういうやうな手段で個人情報収集するということとは、やはりこれは禁止すべきだと思ふのですが、これについてはどう思ひますか。

○百崎政府委員 行政機関が行政事務を遂行するに当たりましては、これは法律に規定するまでもなく、いわば行政法上の基本原則になつており

ますけれども、法律による行政ということが言われておるわけでございまして、基本的にこういう規定がなくても行政機関は不法な手段によって情報を収集するということは本来あり得ない話でございまして。また、国家公務員法におきましても法令遵守の義務というのが定められておりますので、行政機関が仕事を行う場合にはすべて適法に行われる、こういう前提があるわけでございまして、法律に適正に情報収集をしなければならぬ、とかいうことを規定するまでもございまして、諸外国にもそういうような立法例はございません。

○浦井委員 法律による行政で不正、不法な手段で情報を収集するようなことはあり得ない、常に適法的にやっておるはずなんだというように、常になのですけれども、私が先ほどから何遍も言っておりますように、まあ盗聴はする、いろいろな団体に対して内部的に買収して情報提供者にするとかというようなことが今でも行われておるわけなのです、公安調査と称して。そういうようなやり方で個人情報収集することは禁止すべきではないか、そのことを私は言っておるわけなのです。

だから、こういうプライバシー保護法、個人情報の保護に関する法律案がせっかく出てきたわけですから、この法案の中に、本当に個人情報保護を確保するということなら直接ここへ書き込んで、それで罰則を設けるといふところまで総務庁として踏み込むべきだと私は思うのですが、どうですか。

○重富政府委員 お答え申し上げます。

先生が先ほどからおっしゃいましたOEC D八原則、これに沿うべきではないかというお話でございましてけれども、OEC Dの収集制限のところも、先生がおっしゃいますように何らかの意味での収集制限を設けるべきであるということとセンシティブ情報のことについては触れてないわけでございます。それは大変な議論があったように私も承知しておるわけでございますが、それ

を決めることは非常に難しい、国とか伝統とか歴史とかでそれは非常に判別しにくいということとで、OEC Dも議論があったけれども何らかの形で制限を設けるべきであるということとでセンシティブという言葉は使っておりません。

それから、先生がおっしゃいましたように、盗聴というようにすることはよろしくないと思います。それは昔の公衆電気通信法ですが、今の電気通信事業法、そういうものにきちっと法律で定めてあるわけでございまして、法律に基づいて行政を行う者がそういう法律の定めを違反した行為を行うということとはよろしくないと思います。

ただ、いわゆるセンシティブ情報と言われるものでも、例えば信教のことでも公益法人の許可に関する場合は文部省は集めざるを得ない、それから病気の場合同様に国立病院等いろいろな研究をするような場合にはある程度集めざるを得ない、それから犯罪捜査のためにある程度犯罪の容疑と、いろいろなことも調べざるを得ない、それから社会的身分というようにつきましても外国人登録とかその他のことで集めざるを得ないというように、行政を行う場合に最低限必要な収集というものはあり得るのではないかと、こんなふうに考えるわけでございまして。

○浦井委員 私は大臣に申し上げておきたいのですが、これは個人情報の保護に関する法律というふうな言い方であるわけなのですが、先ほどからの問答を聞いていただいても、憲法に違反するようない個人の権利の侵害にかかわる規制というものが欠落しておる、これがこの法案の致命的な欠陥なのではないか。だから、「目的」の項で大臣はいろいろ言われたですけれども、個人情報の保護を明確にうたうことができないということがはっきりしたわけですね。それで、収集制限の原則も全く欠如しているということになると、この法案というのは個人情報の保護に関する法律案ではなしに、個人情報コンピュター管理法案というふうな名前に変えた方がいいのではないですか、私はそう思うのです。答えはもういいです。

そこで、個人情報保護するためのいろいろな原則の中で肝心なことは、先ほどから申し上げておるように、自分の情報を自分の知らないところからだれかが収集、保有してないかを確かめて、それが間違っていたら訂正したりあるいは廃棄させることを権利として保障することだと私は思うのです。そういう点でこの法案は、本朝来指摘されておるように適用除外が多過ぎて実効がないのではないかと、思うのです。

事前通知の問題一つとてみても、秘密にできるファイルが多過ぎるわけですね。六条の二項のところを見まして私もびっくりしたのですけれども、その第一号の「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル」は個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の例外とされる、こういうふうな格好になっておるわけですね。

それで、具体的にお聞きをしたいのですけれども、「国の安全」というのは具体的に何ですか。○重富政府委員 私どもは、「国の安全」といいますのは、国家の構成要素でございましてこの国土とか国民とか統治体制が平和で平穏な状態に保たれていること、言いかえしますならば、国家社会の基本的な秩序が平穩に維持されている状態をいうものと考えております。具体的に申しますと、一つは、国を直接侵略または間接侵略から守り国家の存立を維持すること、二つは、国家統治の基本秩序及び基本的な統治方式を維持すること、三つ目でございますが、国民全体の生命が保護され、基本的な経済秩序が保たれていることなどが考えられておりまして、必ずしも国防に関する事項だけに限られるものではないというふうに考えております。

○浦井委員 ぬけぬけとよう言われるわけですね。それから、その次の「外交上の秘密」というのは何ですか。○重富政府委員 私どもは、「外交上の秘密」といいますのは、対外関係事務の処理に関する情報及びこれらに関する文書、図画並びに物件のうち、その事実または内容が漏えいするといえますか漏れることによりまして、例えば国の安全が害されまますとか相手国との信頼関係が損なわれるとかまたは交渉上重大な不利益をこうむることなど、この情報が漏えいしないよう周到な注意のもとに保護しなければならぬものを「外交上の秘密」と考えております。

○浦井委員 そうすると、その次の「その他の国の重大な利益に関する事項」これは何ですか。○重富政府委員 この「国の重大な利益」として私どもが考えておりますのは、公共の利益や社会的な利益のうちに公安や治安に係る重要なもの、または為替管理等国の利益に係るものであつて、そのうち特に重要なものを考えております。

○浦井委員 そうすると、今三項についてお答え願ったのですけれども、そういう「国の安全」「外交上の秘密」それから「国の重大な利益に関する事項」これを判断するのは一体だれなのでしょうか。この法案によれば。○重富政府委員 各行政機関の長でございまして。

○浦井委員 「国の安全」の中で国防のみではないというようにことを言われたわけなのではないかと、そこが一番言いたいのところなのではないかと思うのです。私は調べてみたのですけれども、防衛庁には防衛秘密と庁秘、防衛庁の庁秘、それが件数にして昭和六十三年末までに十三万三千八百六十六件ある。それから点数に直すと百六十五万三千二百十六点ある。今は昭和六十三年ですからさらにふえておるだろうと思う。そうすると、こういう膨大な件数、点数がいずれも防衛庁の秘密になってしまふというふうな、そういう秘密主義も今の自衛隊の中にはその根底にあるわけですね、この間の「なだしお」の衝突事件を見てもわかるように、そういう防衛庁の長、長官にこういうふうな資料が国の安全か否かの判断を任せるといふことになる、事国防に關して、防衛に關して、ほとんどすべての事項が国の安全にかかわるものとして事前通知から除外されてしまふ。これは火を見

るよりも明らかなのです。それにさらに国の重大な利益というようなことが、今言われたようなことが加わると、これはもう防衛庁や外務省だけでなく、ほとんどの省庁のファイルというのは、ファイルの保有に関する問題ですから事前通知の例外になつてしまふ、そうならざるを得ないじゃないですか。だから悪く言うと、ここに書かれておることをそのままずっと素直に理解をしていけば、残る個人情報というものはかすみたないものばかりでそれだけが事前通知の対象になるのだ、肝心のことはみんな国民の目から隠されておるのだ、そういうふうには言わざるを得ぬと思うのです、これは長官どうですか。

○高島国務大臣 たいま担当官から御説明申し上げましたように、それらの問題については極めて限定的に考えておりました、私どもとしては、この法律案が通ります場合にはかなりのものが国民の皆様の前にこのファイルがあらまうというところでお示しできるものというふうに考えております。

今委員から御指摘のあったようなことにつきましては、今の段階ではそういうファイル簿があること自体全くわからないわけでありまうけれども、少なくともこの法律ができれば、それによりまして、この中でなぜというものを載せないかというところについてはそれぞれの大臣がきちんと判断をしなければならぬ、そういう状況になるわけでありまうから、現在よりは少なくとも前進であるというふうに思ひます。なおかつまた、それらのファイルを登録するかしなにかにつきましては、総務庁といたしましてもまたいろいろの観点から各省庁の実施状況を見守りながら、適時適切に判断をして対処していくことも可能かというふうに考えます。

○浦井委員 総務長官、なかなか、それは善意で言われておるのかもわかりませんが、事態はそう安易なものではないというふうに私は思ふわけなのです。これはぜひ撤回をして出し直してもらわなければいかぬと私は思っているのです。

れども、これがもしも実施されると、今言つたように事前通知の適用除外一つを見てもわかるように、国民の目から隠れる部分が非常に巨大なものになつてくる。巨大なブラックボックスができてくる。それがこの法案が通ることにより合法化されるというふうになるのだと私は思ふ。そうなるにきまつて、民主主義を基盤にした民主主義社会といふのは、今人類がたどり着いておる一番進歩的な形態ですよ。だから、そういう民主主義に対して非常に危険な事態になつてくるんではないかというふうに思ふわけなんです。これは反論されるかも知れませんが、アメリカでは秘密なファイルは存在させるなというふうには秘匿しておるわけでしょう。だから、せつかくこういふ個人情報保護の保護に関する法律案を出されるのなら、やはり例外を認めずに網羅的に事前通知をするように手直しをすべきだというふうに私は思ふので、すけれども、もう一遍長官の御意見を伺つておきましようか。

○高島国務大臣 既に個人情報保護法案を制定しております各国におきましても、かなり多くの部分について除外例を設けておるところでありまして、日本が特に多いということではないというふうには承知しております。

○浦井委員 おかしな言い方ですけどもね。各国とも除外例が多い、日本だけではないんだというふうなことは理由には全くなぬというふうに思ふのです。

それでは、今度は開示の問題なんですけれども、これも例外が多いわけなんです。十四条が不開示の項目に当たるわけですけども、その一項の二号ですか、「処理情報」が第三者から取得した情報に係るものである場合において、保有機関と当該第三者との協力関係又は信頼関係を損なうこと。これが不開示になつておる。具体的に尋ねますけれども、「第三者から」となつておりますけれども、「第三者」とは具体的に何を指すわけですか。

○重富政府委員 第三者というものの御説明し

ますと、本人及び保有機関以外の者を第三者と申します。

それから、この十四条一項二号のところの問題でございませうけれども、開示請求権を原則として認めます、しかし、公共の利益とかその他の利益と調整を図らなければならぬ場合がございませう。そういうことで、この場合も、結局本人に開示しますと第三者との協力とか信頼関係を害するといふことが認められるような場合には当該情報の開示をしないこととするのもできるといふ規定でございませう。これは十四条の頭書きのところを読んでいただきますと、「開示をしないことができる。」とあるわけなんです。「当該処理情報の全部又は一部について開示をしないことができる。」とあるわけですから、これは二号にも当然に係るわけでございます。したがって、開示するかどううかといふことは、請求の都度本人の利益と第三者の利益あるいは公共の利益との比較考量において個々に判断するものでございまして、決して常に第三者との協力とか信頼関係を優先するものではないわけでございます。

○浦井委員 私は、こういう情報というのは本人から直接収集するのが正常な方法だと思ふのです。いろいろな言われたんですけども、第三者から収集しなければならぬ個人情報というのは一体どんなものがあるのですか。

○百崎政府委員 いろいろな例があるかと思ひますが、例えばすぐ思ひつくのは、先ほどもちょっと御説明がございましたが、交通事故が起つたという場合のその事件の処理に当たりまして、当事者以外の第三者が目撃をしていたというような場合に、その第三者に当たつていろいろ警察等が調査をする、それが何らかの形で個人情報のファイルに記録されている、そういう場合が一つの例ではなからうかと考えております。そのほか、そういったことに類似するような場合があり得るのではなからうかと考えております。

○浦井委員 先ほども交通事故、また今度も出てきたんですけども、別に交通事故の捜査でコンピュータが要るわけではないわけでしょう。ほとんどマニュアルですよ、この場合。何やかにやうて、本人と保有機関以外の者が第三者でございませう、そこではどんなことがやられても、先ほどの同僚委員の質問には、身上調査もやりませう。スパイ活動なんかもやられるといふことなんです、こういうことで。だから、私は要求したいのですけれども、現在第三者がやっておる、この方法で取得しておるすべての個人情報の種類と名称と使用目的をひとつ明らかにしてほしいと思うのです。委員長、これよろしく願ひしたいと思うのです。どうですか。

○竹中委員長 承りました。承りました。

○浦井委員 もしお答えがあれば、すべての個人情報の種類、名称、使用目的、まずこれを明らかにできませうか。

○百崎政府委員 この規定の趣旨から考えてみましても、すべてのそういう第三者から得た情報につきまして、その名称とか種類とかその使用の目的とかいうことを御提出することだけは差し控えていただきます。

○浦井委員 国権の最高機関でありますから、委員長、やはり私、理事会に諮つていただいて、すべての個人情報の種類、名称、使用目的を委員会に提出させるように御努力願ひたいと思うのです、どうですか。

○竹中委員長 はい、努力はしてみます。

○浦井委員 私が何でこんなことを申し上げるかといひますと、いろいろな例が出てきておるわけなんです、第三者によるプライバシーの侵害、基本的な人権の侵害というふうなことで。

○浦井委員 熊鷹の所持許可を申し出ると、まず警察から家族のメンバーの前科の有無が調べられる。無論、前科者があれば許可しない。本人の年間所得が調べられ、余り少ないと許可されない。また、警察から奥さんに電話がかかつて、御主人は本当に狩猟が好きなのかどうか確かめられて、狩猟よりもゴルフやテニスをするように忠告したらどうかというふうな勧めも警察からあつたという。警察官

が、近所を回って申請者の日常の素行についても聞き込みをやるそうだ。プライバシーの侵害にもなりかねない。これは東京新聞のことしの四月です、これに書いてある。

それから、これはもうひどいですよ、徳之島の農業高校。ここでは県立徳之島農業高校が非行防止などの生徒指導のために全生徒の写真のコピーを徳之島警察署の要請に応じて提供してある。

警察に全生徒の写真を出してあるわけですよ、名目は非行防止にしろ。これは毎日新聞の去年の十月です。

それから、東京新聞、去年の十二月。千葉の船橋で、住都公団が団地入居者の名簿を警察に見せるといふようなことをやっておるわけですよ。本来プライバシーを守るべき、公開してはならぬようなものを見せられておるといふことなんです。そこで、団地の自治会の人々が人権侵害の訴えを起しておる。新聞をちょっと見ただけでもこういうような事例がたくさん出てくるわけなんです。

だから、私はやはりここで今必要なことは、第三者がやっておる、第三者から取得しておるいろいろな方法、そのすべての個人情報の種類、名称、使用目的を委員会にひとつ提出させるように委員長から取り計らいをお願いしたいということをお願いしておるわけでありまして、ひとつよろしくお願ひします。

そこで長官、要するに私が言いたいのは、使用目的を明らかにして直接本人に聞くと、先ほどから何遍も繰り返しております収集制限の原則が守られるならば、こういう例外規定は必要ではないか、不必要になつてくるわけなんです。だから、出し直さないということをおっしゃるわけなんです。

第三者からの情報というのは、先ほどどなたか言われたように、この第三者からの情報こそが事実かどうかということ、その本人は非常に関心を持っておる。これが開示の必要になるわけなんです。だから第三者の、こういう格好で規制、不開示ということになつてしまふと、これは

個人の権利の尊重よりも、第三者との信頼関係や協力関係が優先されるということになつてしまつて、個人情報保護法案というような格好にはこの一点だけを見てもとてもならぬのではないかと。まさに本末転倒だと思ふのです。こんなものではだめだと思ふのですけれども、大臣、もう一遍明快にされますか。

○高島国務大臣 ただいまの規定につきましては、そのようないことが極めて、恐らく慎重にそれぞれ各担当の方では行つておると思ひますが、現実にはやられておる部門もあるわけでありまして、そのようないことについては、その担当部門におきましては、これを全部開示の対象にされるというやうなことになるれば第三者から適切な情報を得がたくなるし、かつまた第三者に対して大変な御迷惑をおかけすることにもなる。それは、第三者の情報を一〇〇%信頼してそのまゝファイル簿に載せるというやうなことではないと思ひますが、それはそれぞれの部局において適切な判断をして処理をされることと思ひますけれども、要するにその行政のそれぞれの目的に沿つて対処しておるものを著しく阻害することになり、迷惑もかけることになると思ひます。それは困るという話でありますので、やむを得ないというふうな判断したわけでありまして。

○浦井委員 行政目的が優先して、そのけそのけ行政目的が通るんだというやうなことをこの法律案で合法化することになるわけなんです。それが公安情報とかいろいろなことにかかわつてくると、そこにぼつかりと巨大なブラックボックスができて、これが民主主義を非常に破壊する危険があるということを私は指摘しておるわけなんです。だから、その辺のところは大臣も、まあ自民党の大臣でありますから理解してほしいというのは無理かも知れませんが、ひとつそれはそれなりに個人的には理解をしてほしいと思ふわけでありまして。

最後に、地方条例の問題です。大分出てきましたけれども、先ほど川崎の例を

ちょっと申し上げたのですけれども、法案で国が自治体に基準を示すことになつておるが、既に川崎のように国の基準よりも高いレベルの条例をつくつておるところがある。そういう場合に、川崎の場合例外規定はあるけれども、収集制限の規定もあるわけですね、今お答えになつたように。これをどう考えられるのか。この法律案がもしも成立したときに、この法律を超えるやうな条例を政府は一体どのようにするのか、どう見て、どのようにするのか。この二点についてお答え願ひしたい。

○高島国務大臣 先ほどこの点については御説明を申し上げたところでありますが、地方自治団体、特に市町村が今日まで既にかなり個人情報保護条例を制定しておられます。その中には政府がたゞいま提案をしております法案よりも進んだと申しましようか、いろいろと多岐にわたる内容を持った条例があることも私も承知をしております。そのやうな条例について、それが適当であるとか適当でないとかと申すつもりは全くありませんし、そのやうなつもりでこの条例を入れたわけではございません。都道府県においてはまだほとんど制定されておられませんので、都道府県においても制定されることが望ましい、あるいは市町村においてもまだ制定されてないところもございまして、市町村においても制定されることが望ましいという考え方に基つてこのやうに入られておるわけでありまして。

なおまた、川崎市の条例を引き合いに出しているところと御説がございましたが、市町村と国ではおのずから持つております情報の質、内容がかなり違いますので、したがって、市町村においておやりになつたから国がそのとおりにできるかといひますと、できない問題もあるといふことは御理解をいただきたいところであります。

○浦井委員 私が要望したいのは、この法案に盛り込まれておるやうなものであつてはならぬと思ふし、国の考へておる基準というものはミニマムである、その国の低い水準の、ミニマムのものを自治

体に押しつけて、これではなかつたらならぬというやうな格好に持つていくのはやめておきなさいといふことを要望しておるわけでありまして。

時間が来たわけでありまして、最後に、今私がずっと質問を申し上げたやうに、個人情報保護法案といひながら、実際にはプライバシーの権利の保護という中心的な目的から非常に逸脱しておる、著しく逸脱しておる。国際的な、国内的な潮流になつておる諸原則もこれは意図的に盛り込んでおらない。特に個人情報収集制限の原則については完全に欠落させておるばかりでなしに、他の原則についても適用除外ばかりが多くて、まさに行政を進めていく立場からの個人情報のコンピュータ管理法と言ふべき代物になつておる。これはもうプライバシー権の侵害も甚だしいものになるというふうには私は思ふわけでありまして。

だから、私はこれで終わりますけれども、やはりこの法案は撤回をして、そして真に今人類が到達しておる自己に関する情報の流れをコントロールする権利を保護するといふ観点からの本當の意味での個人情報保護法案の再提出を求めるといふことを要求して、私の質問を終わりたいと思ひます。

以上であります。

○竹中委員長 次回は、来る十三日木曜日午前十一時二十分理事會、午前十三時十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時十二分散會

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案

- 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律
- 目次
- 第一章 総則(第一条―第三条)
 - 第二章 個人情報の電子計算機処理(第四条―第十二条)
 - 第三章 処理情報の開示及び訂正等(第十三条)

—第十九条—

第四章 雑則(第二十条—第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、行政機関における個人情報
の電子計算機による処理の進展にかんがみ、行
政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情
報の取扱ひに関する基本的事項を定めることに
より、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、
個人の権利利益を保護することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百
二十号)第三条第二項に規定する国の行政
機関として置かれる機関(ロの政令で定め
る特別の機関が置かれる機関にあつては、
当該特別の機関を除く。)及び法律の規定に
基づき内閣の所轄の下に置かれる機関
ロ 国家行政組織法第八条の三の特別の機関
のうち政令で定めるもの

二 個人情報 生存する個人に関する情報であ
つて、当該情報に含まれる氏名、生年月日そ
の他の記述又は個人別に付された番号、記号
その他の符号により当該個人を識別できるも
の(当該情報のみでは識別できないが、他の
情報と容易に照合することができ、それによ
り当該個人を識別できるものを含む。)をい
う。ただし、法人その他の団体に関して記録
された情報に含まれる当該法人その他の団体
の役員に関する情報を除く。

三 電子計算機処理 電子計算機を使用して行
われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修
正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類
する処理をいう。ただし、専ら文章を作成
し、又は文書図画の内容を記録するための処
理その他の政令で定める処理を除く。

四 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達
成するために体系的に構成された個人情報の
集合物であつて、電子計算機処理を行うため
に磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準
ずる方法により一定の事項を確実に記録して
おくことができる物(以下「磁気テープ等」と
いう。)に記録されたものをいう。

五 処理情報 個人情報ファイルに記録されて
いる個人情報を用いて

六 処理情報の本人 処理情報において識別さ
れる個人のうち、電子計算機処理上他の個人
別に付された番号、記号その他の符号によら
ないで検索し得るものをいう。
(適用除外)

第三条 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二
条に規定する指定統計を作成するために集めら
れた個人情報及び同法第八条第一項の規定によ
り総務庁長官に届け出られた統計調査によつて
集められた個人情報並びに統計報告調整法(昭
和二十七年法律第四十八号)の規定により総
務庁長官の承認を受けた統計報告(同法第四条
第二項に規定する申請書に記載された専ら統計
を作成するために用いられる事項に係る部分に
限る。)の徴集によつて得られた個人情報につい
ては、この法律の規定は、適用しない。

第二章 個人情報の電子計算機処理

(個人情報ファイルの保有)

第四条 行政機関は、個人情報ファイルに保有す
る(自らの事務の用に供するため個人情報ファ
イルを作成し、又は取得し、及び維持管理する
ことをいふ)、個人情報の電子計算機処理の全部
又は一部を他に委託してする場合を含む、他か
らその委託を受けてする場合を含む。以下
同じ。)に当たつては、法律の定める所掌事務を
遂行するため必要な場合に限り、かつ、できる
限りその目的を特定しなければならぬ。

2 個人情報ファイルに記録される項目(以下「フ
ァイル記録項目」という。)の範囲及び処理情報

の本人として個人情報ファイルに記録される個
人の範囲(以下「ファイル記録範囲」という。)
は、前項の規定により特定された個人情報ファ
イルを保有する目的(以下「ファイル保有目的」
という。)を達成するため必要な限度を超えない
ものでなければならない。

(個人情報の安全確保等)

第五条 行政機関が個人情報の電子計算機処理又
はせん孔業務その他の情報の入力のための準備
作業若しくは磁気テープ等の保管(以下「個人情
報の電子計算機処理等」という。)を行うに当た
つては、当該行政機関の長(第二条第一号ロの
政令で定める特別の機関にあつては、その機関
ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、
個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の
個人情報の適切な管理のために必要な措置(以
下「安全確保の措置」という。)を講ずるよう努め
なければならない。

2 個人情報ファイルに保有する行政機関(以下
「保有機関」という。)の長は、ファイル保有目的
に必要な範囲内で、処理情報が過去又は現在の
事実と合致するよう努めなければならない。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)
第六条 行政機関が個人情報ファイルに保有しよ
うとするときは、当該行政機関の長は、あらか
じめ、総務庁長官に対し、次の各号に掲げる事
項を通知しなければならない。通知した事項を
変更しようとするときは、変更する事項につい
ても、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 保有機関の名称及び個人情報ファイルが使
用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 ファイル保有目的
- 四 ファイル記録項目及びファイル記録範囲
- 五 処理情報の収集方法
- 六 処理情報を保有機関以外の者に経常的に提
供する場合には、その提供先
- 七 次条第一項の規定により個人情報ファイル
簿に掲載される個人情報ファイル(第十三条

第一項ただし書に掲げるもの及び第十九条の
規定により全部の処理情報について第十三条
第一項本文の規定が適用されないこととなる
ものを除く。)にあつては、第十三条第一項本
文の規定による請求を受理する組織の名称及
び所在地

八 次条第二項の規定に基づきファイル記録項
目の一部若しくは第五号若しくは第六号に掲
げる事項を個人情報ファイル簿に記載しない
こととするとき、又は同条第三項の規定に基
づき個人情報ファイルを個人情報ファイル簿
に掲載しないこととするときは、その旨

九 第十三条第一項ただし書に該当するため同
項本文の請求ができない個人情報ファイルに
あつては、その旨

十 他の法律又はこれに基づく命令の規定によ
り、処理情報の内容の全部若しくは一部が免
許証、許可証、通知書その他の書類に記載さ
れ、これらが既に処理情報の本人に交付され
ているとき、処理情報の内容の全部若しくは
一部が公表され若しくは閲覧に供されている
とき、処理情報の本人が処理情報の内容の
全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求を
することができるとき、又は第十三条第一項
本文の規定が適用される処理情報についてそ
の内容の全部若しくは一部の訂正、追加若し
くは削除(以下「訂正等」という。)に関し特別
の手續が定められているときは、その旨及び
当該法律又は命令の名称

十一 その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次の各号に掲げる個人情報フ
ァイルについては、適用しない。

- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大
な利益に関する事項を記録する個人情報ファ
イル
- 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基
づく犯罪事件の調査又は公訴の提起若しくは
維持のために作成し、又は取得する個人情報
ファイル

三 行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている処理情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、そのファイル保有目的、ファイル記録項目及びファイル記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のものである

六 一年以上に消去することとなる処理情報のみを記録する個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する処理情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が単独で作成する個人情報ファイルであつて、処理情報を専ら自己の職務の遂行のために保有機関の内部で使用するもの

九 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、処理情報を専ら当該学術研究の目的のために使用するもの

十 処理情報の本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルであつて、処理情報を保有機関以外の者に提供することが予定されていないもの

十一 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

て、当該保有機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第十号に該当するに至つたときは、遅滞なく、総務庁長官に対しその旨を通知しなければならない。（個人情報ファイル簿の作成及び閲覧）

第七条 保有機関の長は、政令で定めるところにより、当該保有機関が保有している個人情報ファイル（前条第二項各号に掲げるものを除く。）について、それぞれ同条第二項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、ファイル記録項目の一部又は前条第一項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載することにより、ファイル保有目的に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、そのファイル記録項目の一部又は事項を記載しないことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、保有機関の長は、次の各号に掲げる事務のいずれかに使用される個人情報ファイルについて、当該個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、ファイル保有目的に係る事務の適正な遂行を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、これを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

一 犯罪の予防に関する事務
二 国際捜査共助に関する事務
三 勾留の執行、矯正又は更生保護に関する事務

四 出入国の管理若しくは難民の認定又は査証に関する事務
五 租税の賦課又は徴収に関する事務
六 前各号に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

（個人情報ファイルの公示）
第八条 総務庁長官は、第六条第一項の規定によ

る通知を受けた個人情報ファイルについて、少なくとも毎年一回、同項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項を官報で公示するものとする。ただし、同条第三項の規定による通知があつた個人情報ファイルについては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、総務庁長官は、次の各号に掲げる個人情報ファイルについては、当該各号に掲げるファイル記録項目の一部又は事項の公示をしないものとする。
一 前条第二項の規定に基づきファイル記録項目の一部又は第六号第一項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととされた個人情報ファイル 当該記載しないこととされたファイル記録項目の一部又は事項

二 前条第三項の規定に基づき個人情報ファイル簿に掲載しないこととされた個人情報ファイル
三 前項の規定にかかわらず、総務庁長官は、前回の公示後、第六号第一項の規定による変更する事項の通知がないときは、その個人情報ファイルについては、第一項の規定による公示をしないことができる。

4 総務庁長官は、第一項の規定による公示を行った個人情報ファイルについて、前回の公示後、第六号第三項の規定による通知を受けたときは、第一項の規定による公示の際当該通知の内容を併せて公示するものとする。

（処理情報の利用及び提供の制限）
第九条 処理情報は、法律の規定に基づき、保有機関の内部において利用し、又は保有機関以外の者に提供しなければならないときを除き、ファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、保有機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ファイル保有目的以外の目的のために処理情報を利用し、又は提供することができる。ただし、

だし、処理情報をファイル保有目的以外の目的のために利用し、又は提供することによつて、処理情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 処理情報の本人の同意があるとき、又は処理情報の本人に提供するとき
二 保有機関が法律の定める所掌事務の遂行に必要な限度で処理情報を内部で利用する場合であつて、当該処理情報を利用することについて相当な理由のあるとき

三 保有機関以外の行政機関、地方公共団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。以下「特殊法人」という。）に処理情報を提供する場合において、処理情報の提供を受ける者（以下「受領者」という。）が、法律の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で処理情報を使用し、かつ、当該処理情報を使用することについて相当な理由のあるとき

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために処理情報を提供するとき、処理情報の本人以外の者に提供することが明らかに処理情報の本人の利益になるときその他処理情報を提供することについて特別の理由のあるとき

3 前項の規定は、処理情報の利用又は提供を制限する他の法律の規定の適用を妨げるものではない。

4 保有機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、処理情報のファイル保有目的以外の目的のための保有機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。
（受領者に対する措置要求）
第十条 保有機関の長は、前条第二項の規定に基

づき、処理情報を同項第三号又は第四号に掲げる者に提供する場合において、必要があると認めるときは、受領者に対し、提供に係る処理情報について、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。

2 前項の規定により、前条第二項第三号に掲げる者に対し制限を付し、又は必要な措置を講ずることを求めるに当たっては、保有機関の長は、これらの者の事務又は業務の遂行を不当に阻害することのないよう留意するものとする。

(個人情報等の電子計算機処理等の受託者の責務)
第十一条 第五条第一項の規定は、行政機関から個人情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報の電子計算機処理等に従事する者の義務)
第十二条 個人情報の電子計算機処理等を行う行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第三章 処理情報の開示及び訂正等
(処理情報の開示)
第十三条 何人も、保有機関の長に対し、自己を処理情報の本人とする処理情報(個人情報ファイル簿に掲載されていない個人情報ファイルに記録されているもの及び第七条第一項の規定に基づき個人情報ファイル簿に記載しないこととされたファイル記録項目を除く。)について、書面により、その開示(処理情報が存在しないとき)にその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校における成績の評価又は入学者の選抜に関する事項を記録する個人情報ファイル、病院、診療所又は助産所における診療に関する事項を記録する個人情報ファイル及び刑事事件に係る裁判

若しくは検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分又は刑の執行に関する事項を記録する個人情報ファイルについては、この限りでない。

2 未成年者又は禁治産者の法定代理人は、本人に代わつて前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

3 保有機関の長は、開示請求があつたときは、次条第一項に掲げる場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該開示請求に係る処理情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

(処理情報の不開示)
第十四条 保有機関の長は、開示請求に係る処理情報について開示をすることにより、次の各号のいずれかに該当することとなると認める場合には、当該処理情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

一 次に掲げる事務のいずれかの適正な遂行に支障を及ぼすこと。

イ 第七条第三項第一号から第五号までに掲げる事務

ロ 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づき犯罪事件の調査又は公訴の提起若しくは維持に関する事務

ハ 立入検査その他の法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務

ニ 学識技能に関する試験、資格等の審査、補償金、給付金等の算定その他これらに準ずる評価又は判断に関する事務

ホ イからニまでに掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務

二 処理情報が第三者から取得した情報に係るものである場合において、保有機関と当該第三者との協力関係又は信頼関係を損なうこと。

三 個人の生命、身体、財産その他の利益を害

すること。

2 保有機関の長は、前項の規定に基づき処理情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をしたときは、その旨及び理由を記載した書面を開示請求者に交付しなければならない。

(不開示等の期限)
第十五条 第十三条第三項の開示又は不開示決定(以下この条において「開示等」という。)は、開示請求を受理した日から起算して三十日以内に行なければならない。

2 保有機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示等を行うことができないときは、開示等を行うことができないに至つた後遅滞なくこれをすれば足りる。この場合において、保有機関の長は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等を行うことができない理由及び不開示等の期限を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内(前項の規定により不開示等の期限が通知された場合にあつては当該期限まで)に開示等がなされないときは、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(手数料等)
第十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

2 開示請求をする者は、政令で定める場合を除き、前項の手料のほか郵送料を納付して、第十三条第三項の書面の送付を請求することができる。

(処理情報の訂正等)
第十七条 保有機関の長は、第十三条第三項の規定による開示を受けた者から、書面により、開示に係る処理情報の訂正等の申出があつたときは、申出に係る処理情報の内容の訂正等に関し、他の法律又はこれに基づく命令の規定により

特別の手続が定められている場合を除き、ファイル保有目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面で通知するものとする。

2 前項の規定に基づき訂正等の申出をした者は、同項の通知の内容に不服があるときは、保有機関の長に対し、再調査の申出をすることができる。

3 第一項の規定は、前項の申出があつた場合について準用する。

(政令への委任)
第十八条 第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第二項及び前条第一項の書面の記載事項、第十三条第二項の規定による法定代理人の開示請求に必要な書類、開示請求者が開示請求に係る処理情報の本人であることを確認するために必要な手続その他開示請求、開示の方法及び処理情報の訂正等に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の法律との関係)
第十九条 他の法律又はこれに基づく命令の規定により、処理情報の内容の全部若しくは一部が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載されこれらが既に処理情報の本人に交付されているとき、処理情報の内容の全部若しくは一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、又は処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求をすることができるときは、当該全部又は一部の処理情報については、第十三条第一項本文の規定を適用しない。

第四章 雑則
(苦情処理)
第二十条 保有機関の長は、処理情報の利用、提供若しくは開示又は処理情報の訂正等の申出に係る苦情その他処理情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(資料の提出及び説明の要求)
第二十一条 総務庁長官は、行政機関における個

人情報の電子計算機処理等に関する事務の実施状況について必要があると認めるときは、行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

第二十二條 総務庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報取扱いに關し、内閣総理大臣又は行政機関の長に對し意見を述べることが出来る。

(権限又は事務の委任)

第二十三條 保有機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関にあつては、当該機関の命令)で定めるところにより、第九條第二項、第十條第一項、第十三條、第十四條、第十五條第二項及び第十七條第一項に規定する権限又は事務を当該保有機関の職員に委任することが出来る。

(政令への委任)

第二十四條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第二十五條 偽りその他不正の手段により、第十三條第三項の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

(地方公共団体の施策)

第二十六條 地方公共団体は、個人情報の電子計算機処理等を行う場合には、この法律の規定に基づき国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(特殊法人の講ずる措置)

第二十七條 特殊法人は、個人情報の電子計算機処理等を行う場合には、この法律の規定に基づく国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章及び第二十三條(同条中第九條第二項及び第十條第一項に係る部分を除く)の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについての第六條第一項及び第八條第一項の規定の適用については、第六條第一項中「保有しようとする」とあるのは「保有する」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」と、第八條第一項中「少なくとも毎年一回」とあるのは「当該通知を受けた後遅滞なく」とする。

第三條 統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)以下「改正統計法」という。附則第二條第一項に規定する既存統計報告(同条第三項の規定により既存統計報告とみなされたものを含む)については、この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、この法律の規定は、適用しない。この場合における前条の規定の適用については、「この法律の施行後遅滞なく」とあるのは、「この法律の施行の日から起算して一年を経過した後遅滞なく」とする。

2 改正統計法附則第二條第一項の規定による届出のあつた統計報告(専ら統計を作成するため用いられる事項に係る部分に限る)については、この法律の規定は、適用しない。

理 由

行政機関における個人情報の電子計算機による処理の進展にかんがみ、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関する基本的事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律

(統計法の一部改正)

第一條 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。
第四條中「全国民」を「本邦に居住している者」として政令で定める者に、「調査で、」を「全数調査で、当該調査に係る統計につき」に改める。
第十四條中「指定統計調査」の下に、「第八條第一項の規定により総務庁長官に届け出られた統計調査(以下「届出統計調査」という。))及び統計報告調整法の規定により総務庁長官の承認を受けた統計報告の徴集(以下「報告徴集」という。))を加える。

第十五條の次に次の三條を加える。

第十五條の二 何人も、届出統計調査(地方公共団体が行うものを除く。次條において同じ。)によつて集められた調査票及び報告徴集によつて得られた統計報告(統計報告調整法第四條第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)を、統計上の目的以外に使用してはならない。

前項の規定は、届出統計調査又は報告徴集の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。

(調査票等の管理)

第十五條の三 指定統計調査、届出統計調査及び報告徴集の実施者は、統計調査によつて集められた調査票、報告徴集によつて得られた

統計報告その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体の責務)

第十五條の四 地方公共団体は、届出統計調査によつて集められた調査票その他の関係書類の適正な使用及び管理に努めなければならない。

第十九條中「左の」を「次の」に、「五千元」を「十万円」に改める。

第十九條の二 第一項中「漏し」を「漏らし」に、「五千元」を「十万円」に改め、同条第二項中「五千元」を「十万円」に改める。

(統計報告調整法の一部改正)

第二條 統計報告調整法(昭和二十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第四條第二項第三号中「事項」の下に「及び当該事項ごとの専ら統計を作成するために用いられるか否かの別」を加える。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 統計報告調整法第三條第一項に規定する国の行政機関の長は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に報告徴集によつて得られた統計報告であつて施行日において現に存するもの(以下「既存統計報告」という。)のうち専ら統計を作成するために用いられる事項を含むもの(施行日から起算して一年以内に廃棄されるものを除く。)について、施行日から起算して一年以内に、改正前の同法第四條第二項第三号の事項ごとに専ら統計を作成するために用いられるか否かの別を総務庁長官に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出のあつた統計報告は、施行日から起算して一年を経過した後においては、改正後の統計報告調整法の規定に基づく承

施行日前に改正前の統計報告調整法の規定に基づき承認を受けた報告徴集によつて得られた統計報告であつて承認期間が施行日以降にわたるものは、第一項の既存統計報告とみなして、前二項の規定を適用する。

最近における社会経済情勢の変化に即応し、統計行政の円滑な運営に資するため、統計調査に係る秘密の保護を図る等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣委員会議録第三号中正誤

二
二
末三
感慨

六三一四の問

同 第四号中正

平野 昌

二 末六 理念

 μ^2

多
支
行
具

二二五 ぜび

第一類第一号 内閣委員会議録第六号 昭和六十三年十月十一日

昭和六十三年十月十九日印刷

昭和六十三年十月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局